

富山県文化財保存活用大綱



令和3年3月
富山県教育委員会

(表紙写真上) 左から：高岡御車山祭（高岡市提供）、魚津のタテモン行事、城端神明宮祭の曳山行事
(表紙写真下) 左から：越中五箇山相倉集落、越中五箇山菅沼集落
(裏表紙) 北前船廻船問屋森家（富山市東岩瀬）の北前船掛軸（富山市教育委員会提供）

富山県文化財保存活用大綱

令和3年3月

富山県教育委員会

富山県文化財保存活用大綱 目次

序章

1 大綱策定の背景と目的	1
2 大綱の位置付け	2

第1章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針

1 富山県の概要	5
(1) 地理的・自然的環境	5
(2) 人口	7
(3) 歴史概要	8
(4) 富山県を特徴づける自然、歴史文化	18
① 特異な地形と多彩な天然記念物	18
② 「万葉集」と越中国	21
③ 浄土真宗の広がりで大規模寺院の造営	23
④ 立山信仰の隆盛	27
⑤ 富山売薬の創業と発展	30
⑥ 北前船の活躍	33
⑦ 立山砂防から都市計画へ	37
⑧ 五箇山の合掌造り集落	40
⑨ 砺波平野の散村	42
⑩ 多彩な祭り・行事	44
⑪ 富山の伝統工芸技術	48
⑫ 富山の郷土料理	50
2 富山県の文化財の概要	53
(1) 文化財の定義と種類	53
(2) 文化財の保護制度	54
(3) 富山県の文化財の概要と課題	57
① 有形文化財	57
② 無形文化財	58
③ 民俗文化財	58
④ 記念物	59
⑤ 文化的景観	60
⑥ 伝統的建造物群	61
⑦ 埋蔵文化財	61
⑧ 文化財の保存技術	62
(4) その他の文化財	62

3	文化財の保存・活用に関する課題	63
(1)	多彩な文化財の発掘・再発見	63
(2)	文化財の保存・活用に係る担い手不足	63
(3)	保存・活用に係る財政的な負担	64
(4)	活用・情報発信の強化	64
(5)	文化財を活用した地域づくり	65
(6)	文化財専門職員の不足	65
(7)	多発する自然災害への対応	66
4	今後目指すべき将来像・方向性	67
(1)	目指すべき将来像	67
(2)	保存・活用の推進に向けた取組みの基本方針	67
第2章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置		
	基本方針1 文化財の把握と指定等の推進	68
	基本方針2 文化財の確実な保存と適切な活用	69
	基本方針3 文化財の価値や魅力の情報発信	70
	基本方針4 文化財の保存・活用を担う人材の育成	71
	基本方針5 文化財を活かした地域づくり	73
第3章 県内の市町村への支援の方針		
1	国・県指定文化財の保存・活用への支援	75
2	専門職員を配置していない市町村への支援	75
3	文化財保存活用地域計画等の作成への支援	76
4	建築基準法の適用除外を検討する市町村への支援	76
第4章 防災・災害発生時の対応		
1	防災のための取組み	77
2	災害発生時における取組みと実施体制	78
(1)	文化財防災ネットワーク推進事業との連携	78
(2)	県、市町村、所有者等と連携した被害情報の把握	79
(3)	県内の博物館や学芸員と連携した文化財レスキュー活動の実施	79
3	防犯のための取組み	79
第5章 文化財の保存・活用の推進体制		
1	富山県における文化財の保存・活用の体制	80
(1)	県の文化財保護担当部局及び関係機関	80
(2)	県の関係部局及び関係機関	80

(3) 富山県文化財保護審議会	81
(4) 富山県文化財保護指導委員	81
(5) その他関係団体	81
2 今後の体制整備の方針	82
(1) 関係部局との連携	82
(2) 文化財を担う専門的人材の確保	82
(3) 地域住民の積極的な参画	82
3 文化財の保存・活用の推進体制・関係機関一覧	83
(1) 富山県の文化財保護部局及び関係機関	83
(2) 富山県の関係部局及び関係機関	83
(3) 富山県文化財保護審議会	85
(4) 富山県文化財保護指導委員	85
(5) 富山県カモシカ調査員	85
(6) 富山県鉄砲刀剣類登録審査委員	85
(7) その他関係団体	85
第6章 総括「文化財の確実な次世代への保存・継承に向けて」	87

参考資料

【参考資料1】文化財の保存・活用に関する文化財所有者アンケート結果	89
【参考資料2】県内指定文化財等件数一覧表	94
【参考資料3】種類別県内指定文化財等一覧	95
【参考資料4】富山県が実施した文化財調査報告書一覧	106
【参考資料5】富山県文化財保存活用大綱の策定経過	107
【参考資料6】富山県文化財保存活用大綱検討委員会委員名簿	108
【参考資料7】富山県文化財保存活用大綱検討委員会設置要綱	109

序 章

1 大綱策定の背景と目的

富山県の文化財は、様々な時代背景のもと、人々の生活や風土の中で生まれ、各地域で今日まで大切に守り伝えられてきた本県の宝であり、県民の心の拠りどころとして親しまれてきた県民共有の貴重な財産である。この文化財を確実に次世代に継承していくことは、県民共通の責務であると言える。

このため、本県では、文化財保護法、富山県文化財保護条例に基づき、文化財所有者や地域住民等の理解と協力のもと文化財の指定、管理等を行うとともに、その保存・継承に努めてきたところであり、本県の総合計画「元気とやま創造計画—とやま新時代へ 新たな挑戦—」に基本政策「自然や歴史・文化など地域の魅力とブラッシュアップと世界文化遺産登録の推進」を掲げ、重点戦略「とやまのグローバルブランド推進戦略」にも文化財の保存・活用に関する様々な施策を盛り込み、個性的で魅力あるふるさとづくりや魅力の向上に取り組んできた。

しかしながら、21世紀に入り、急速に進む少子高齢化によって我が国の総人口は減少が続いている。本県においても、1998（平成10）年の112万人をピークに減少に転じ、2015（平成27）年に106万人となり、2025年には100万人を切ると推計されている。また、高齢化も全国を上回るスピードで進行しており、同2025年には3人に1人が高齢者となる見込みである。

このような社会情勢の変化を背景に、本県の文化財も開発や災害による損壊・消滅の危機だけでなく、その維持管理や担い手不足が深刻化している。なかでも過疎化が進む中山間地域において顕著であるが、都市部でも地域住民の意識や生活様式の変化、価値観の多様化による地域コミュニティの弱体化によって同様の問題が生じている。

こうした中、地域における総合的・計画的な文化財の保存・活用の推進や、地方における文化財保護行政の推進力の強化を目的に文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正、施行された。この法改正により、都道府県による文化財保存活用大綱の策定、市町村による文化財保存活用地域計画の作成及び文化庁長官による認定等が制度化された。本県においても法改正の趣旨を踏まえ、富山県における文化財の保存・活用の基本的な方針や取組みの方向性を明確化し、県内の市町村が同じ方針の下に、中・長期的な観点から計画的・継続的な文化財の保存・活用の取組みを促進し、また、文化財所有者や関係者のみならず多様な地域住民が参画した地域社会総がかりによる文化財の次世代への継承に向けた取組みを進めていく上での共通の基盤とすることを目的として「富山県文化財保存活用大綱」（以下「大綱」という）を策定するものである。

なお、本大綱は、期間の設定は行わないが、社会状況の変化や関連する県の総合計画等の改訂等を踏まえ、適時見直しを図るものとする。

【本大綱で対象とする文化財】

文化財保護法第2条に規定される有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型のほか、文化財の保存技術、埋蔵文化財を対象とする。この中には、国や県、市町村の文化財として指定・登録されたものだけではなく、いわゆる未指定の文化財を含める。

また、未だ価値が定まっていない近現代の土木構造物をはじめ、日々の暮らしの中で生まれた郷土料理、民謡といった本県の歴史文化の特徴を色濃く表す生活文化など必ずしも従来の文化財に該当するとは言えないものであっても、各地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産についても幅広く「文化財」と捉え、同様の視点で取り扱う。

2 大綱の位置付け

本大綱は、先述のとおり、本県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、各種の取組みを進めていく上での共通の基盤となるものである。

本大綱の策定にあたっては、本県の総合計画である「元気とやま創造計画—とやま新時代へ 新たな挑戦—」[2018（平成30）年3月改訂]、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、富山県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本的な方針を定めた「富山県教育大綱」[2016（平成28）年3月]、この教育大綱に即して本県がめざす教育の目標や施策の基本的な方向などを明確にし、その実現のために必要な教育施策や取組みを整理した「新富山県教育振興基本計画」[2017（平成29）年4月]、富山県民文化条例に基づく「新世紀とやま文化振興計画」[2018（平成30）年改訂]との整合を図るとともに、「富山県民文化財プラン」[2003（平成15）～2010（平成22）年度]も参考に策定した。

そのほか、文化財の保存・活用において、既存の観光、景観などに関する計画や防災計画とも整合を図った。

【参考】

(1) 富山県総合計画「元気とやま創造計画—とやま新時代へ 新たな挑戦—」

基本政策 未来とやま

展開目標4 ふるさとの魅力を活かした地域づくり

未来とやま 25「自然や歴史・文化など地域の魅力とブラッシュアップと世界文化遺産登録の推進」

政策目標：県内各地域において育まれてきた自然、歴史や伝統文化などの魅力を発掘、再発見するとともに、さらに磨き上げ、次の世代へ継

承する活動が活発に行われていること。

- 主 な 施 策 : 1 地域の魅力の発掘・再発見とその情報発信の促進
2 地域の魅力を活かしたまちづくり・賑わいづくり
3 伝統文化・伝統芸能の保存・継承やその魅力発信と観光資源化
4 世界文化遺産登録や世界ジオパーク認定に向けた活動の促進

(2) 富山県教育大綱

基本方針6 ふるさとを学び楽しむ環境づくり

目 標 : 子どもや県民一人ひとりが、ふるさとの自然、歴史・文化、産業等について学び、理解を深め、ふるさとへの誇りと愛着を育むこと。

方 向 性 ④ : 伝統文化の保存・継承

- 主 な 施 策 : ・ふるさとの文化遺産を次世代につなぐ、国・県指定文化財の保存等の推進
- ・高校の郷土芸能部の活動や、小中学校における地域の人材の協力を得て行う伝統文化や伝統芸能を学び継承する活動の支援
 - ・文化財ボランティアなど、伝統文化を保存・継承する人材の育成・確保
 - ・県民が活用しやすい伝統文化の情報提供などによる伝統文化の魅力発信
 - ・「立山・黒部」及び「近世高岡の文化遺産群」の世界文化遺産登録や「高岡御車山祭」・「魚津のタテモン行事」・「城端神明宮祭の曳山行事」のユネスコ無形文化遺産登録に向けた活動の展開
[2016（平成28）年11月ユネスコ無形文化遺産登録]
 - ・体験学習会の開催など、埋蔵文化財に対する理解・学習の促進

(3) 新富山県教育振興基本計画

基本施策6 ふるさとを学び楽しむ環境づくり

伝統文化の保存・継承

- おもな取り組み : ・ふるさとの文化遺産を次世代につなぐ、国・県指定文化財の保存等の推進
- ・ユネスコ無形文化遺産「高岡御車山祭」・「魚津のタテモン行事」・「城端神明宮祭の曳山行事」をはじめとした富山の曳山行事の魅力発信

(4) 新世紀とやま文化振興計画

基本目標2 質の高い文化の創造と世界への発信

施策の方向性 : ふるさとの歴史・文化の再発見と発信

- 主な重点施策：
- ・立山の自然や立山信仰の精神世界の紹介と魅力の発信
 - ・世界文化遺産の保存・継承と新たな登録をめざした取り組み
 - ・ふるさと文学の振興と発信
 - ・むぎや・こきりこ・おわらなど貴重な伝統文化の発掘と発信
 - ・伝統文化・伝統芸能の後継者育成
 - ・地域の個性を活かした景観づくり
 - ・富山の魅力を知る・学ぶ機会づくり

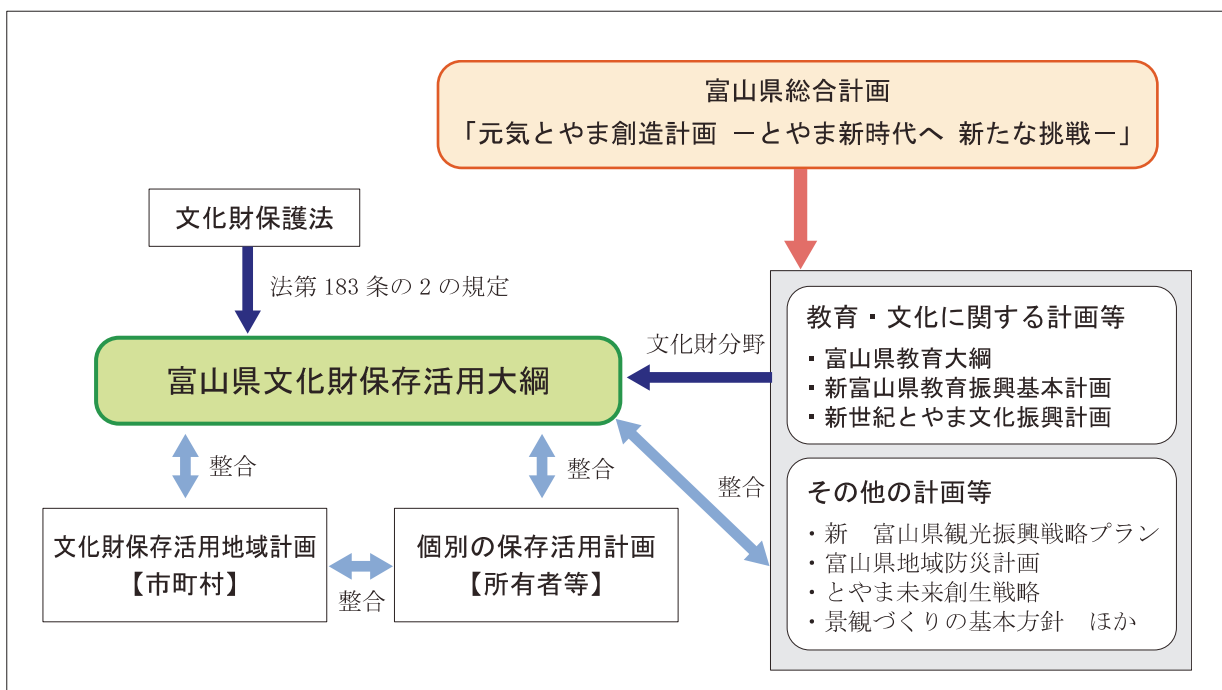
基本目標3 文化と他分野の連携

施策の方向性：文化振興と観光振興

- 主な重点施策：
- ・文化を活かした観光の振興
 - ・文化施設や文化財等を拠点とした観光の活性化

施策の方向性：文化を活かしたまちづくり・地域づくり

- 主な重点施策：
- ・地域の文化資源を活かしたにぎわいづくりの促進
 - ・歴史と文化を活かしたまちづくりの推進
 - ・ふるさと文学の振興とまちづくり
 - ・国内外の文化的多様性にあふれたまちづくりの推進



富山県文化財保存活用大綱の位置付け

第1章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針

1 富山県の概要

(1) 地理的・自然的環境

【地形】富山県は日本列島の中心、本州の中央北部に位置し、東は新潟県と長野県、南は岐阜県、西は石川県と接している。三方を急峻な山々に囲まれ、東には県民の心の拠り所でもある 3,000m級の北アルプス立山連峰がそびえ、西には、宝達丘陵、両白山地、南には飛騨高地がある。そして北は富山湾、日本海に面しており、山と海に囲まれた中に平野が広がる。面積 4,247.6 km²、東西約 90 km、南北約 76 km、富山市を中心に半径 50 kmに県域が収まるという非常にコンパクトな県である。県域の中央部に南北に突出する呉羽丘陵によって二分され、東側を呉東、西側を呉西と呼び、それぞれ文化や風習が異なる。また本県は、日本海側の中央に位置することから、古代から大陸や朝鮮半島と交流をした歴史があり、現在も環日本海地域の中央拠点として活発な取組みを展開している。

一方、3,000m級の山々が連なる立山連峰から水深 1,000mを越える富山湾に至るまで、高低差 4,000mのダイナミックな変化に富んだ地形を有しており、こうした世界でもまれな地理的環境が、厳しくも豊かで美しい自然を育てている。その特徴の一つに、世界的に見て極めて急流な河川が多いことが挙げられる。五大河川と呼ばれる黒部川、常願寺川、神通川、庄川、小矢部川は、急峻な山々に源を発し、一気に海まで流れ下る世界屈指の急流河川である。そのため、山間部では黒部峡谷のような深い谷を、平野部では広い扇状地を形成し、富山平野や砺波平野の穀倉地帯を作り出している。沿岸部や扇端部の低地では、かつて潟湖や小河川が発達していた。県西部の潟湖は天然の漁場、良港であり、古くから川船による舟運が盛んで、縄文時代以降、内陸部と日本海沿岸の各地を繋ぐ交易の拠点となり、桜谷古墳群（高岡市）、柳田布尾山古墳（氷見市）など重要な遺跡が立地している。江戸時代から近代には北前船の寄港地として発展し、現在では「伏木富山港」が整備され、環日本海圏の交易拠点として重要な役割を担っている。また、県東部の宮崎・境海岸は、小瀧川、姫川などによって運ばれたヒスイ原石が海から打ち上げられ、ヒスイ海岸とも呼ばれる。縄文時代から古墳時代にかけて、採取されたヒスイ、蛇紋岩から多種多様な石製品が生産され、全国各地に流通した。現在も波の荒い日の翌日にはヒスイ探しを楽しむ人々が訪れ、日本の渚百選にも選定されている。

【気候】日本海側気候に属し、冬季の季節風による降雪*が大きな特徴で、特に山間

*【過去の累計降雪深】H29：558 cm H30：144 cm R1：43 cm（参考：「とやま雪の文化～次の世代に伝えよう～」富山県HP）

部は世界でも有数の豪雪地帯となっている。立山連峰には日本で唯一の氷河が確認されており、立山室堂付近の「大谷」では特に降雪が多く、積雪によってできる高さ約20mの雪の壁「雪の大谷」は、春の風物詩として国内外から多くの観光客が訪れる観光スポットとなっている。風は、一年を通じて南よりの風が吹き、台風や発達した低気圧が日本海を通過する際には南風が強まることによる顕著なフェーン現象が見られる。万葉集にも詠まれた「あいの風」は、春から夏にかけて富山湾沿岸部に海から吹く東北風で、本県だけでなく、日本海沿岸地域で広く用いられる呼び名である。

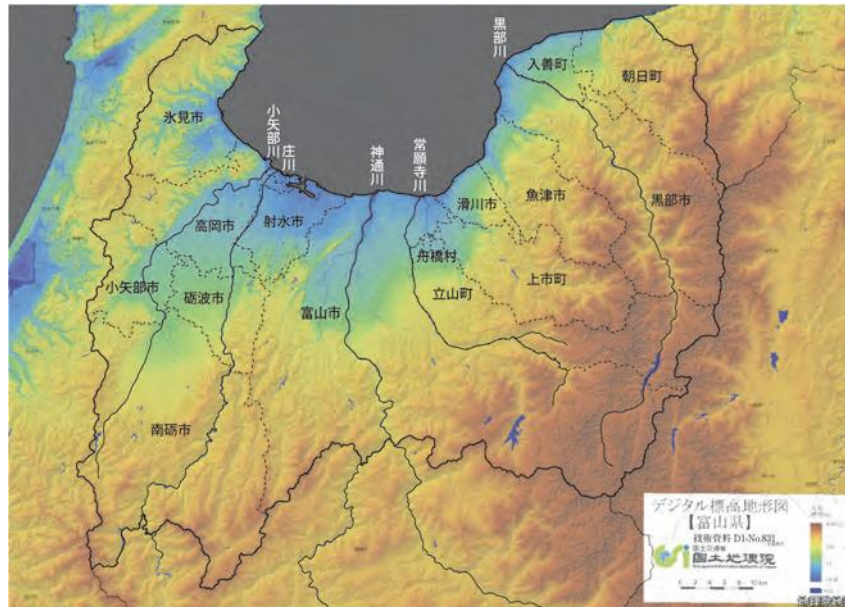
深海の富山湾では定置網漁業を中心に沿岸漁業が盛んで、多品種の高鮮度な魚介類が水揚げされる。その独特な地形や対馬海流の影響を受け、ブリ、ホタルイカ、シロエビなど豊富な水産物に恵まれ「天然のいけす」とも呼ばれる。また、富山湾はその地形がもたらす「寄り回り波」と呼ばれる高波や、山の雪解けが進む4～5月頃には、下層大気の逆転層の形成による曇気楼などの珍しい気象現象が発生する神秘的な湾でもあり、2014年、「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟している。

【産業】 こうした豊かな自然がもたらす豊富な水や電力に加え、勤勉な県民性に支えられ本県には、化学、金属、機械、電子部品など多様な分野において、優れた技術力を持つ企業が数多く立地し、日本海側屈指の「ものづくり県」となっている。特に医薬品産業は、医薬品生産金額が全国トップクラスを誇るなど、江戸時代の富山売薬に始まる300年以上の歴史と伝統を今に受け継いでいる。

2015（平成27）年3月には、県民待望の北陸新幹線が開業し、東京と2時間余りで結ばれた。これを契機に、「とやま新時代」の成長・飛躍を目指し、本県では、ふるさと富山のすばらしい歴史文化の魅力を次世代に継承するとともに、積極的な情報発信、新たな地域文化の創造、ブラッシュアップにより、文化と産業や観光の親和性の向上、地域の活性化を推進している。



富山市街から望む立山連峰



富山県の地形・地勢

(デジタル標高地形図〔富山県〕(国土地理院)に、市町村境界、河川名を追加して掲載)

(2) 人口

本県の人口は103.3万人(2020年12月1日現在)である。1998(平成10)年の112.6万人をピークに減少傾向にある。全国の人口が2008(平成20)年をピークに減少に転じているが、本県は国より約10年も早く人口減少が始まっている。また、本県の年齢別の人口構成を示す人口ピラミッドは、全国の人口ピラミッドとほぼ同様の形ではあるが、10代後半から20代前半の割合が男女とも少なくなっている。

こうした人口減少の背景には、出生数の減少と転出超過がある。現在の出生率や人口の転出超過等がこのまま続けば、本格的な少子高齢化社会に突入し、人口が加速度的に減少していくことになる。

県が2015(平成27)年10月に策定した「富山県人口ビジョン」にある国立社会保障・人口問題研究所推計によれば、このまま人口減少が進めば、本県の総人口は、2040年には84.1万人、2060年には64.6万人になると推計されている。また、県内の市町村の将来人口では、舟橋村を除く全ての市町で人口の減少が予想されている。こうした人口の変化は、

- ・地域活動の担い手の減少により、地域の自主的な活動が弱体化、地域コミュニティの存続が困難となる
- ・中山間地域等の過疎化が進行し、集落が衰退、消滅する
- ・地域の伝統行事や祭りなどの担い手不足により、地域固有の特徴的な伝統や文化が伝承されず衰退する

など、将来の県民生活や地域経済、行財政運営に様々な影響を及ぼすと予想され、文化財の次世代への確実な保存継承が困難になることも懸念される。

こうした背景も踏まえ県では、「2060年に総人口80.6万人の維持」を目標とした施策を推進している。

(3) 歴史概要

本県の歴史文化の概要を旧石器時代から近代・現代まで、その特徴を示す指定文化財を中心に紹介する。

旧石器時代

1948（昭和 23）年の上市町^{さつかしん まるやま}新丸山遺跡において旧石器が発見された。この発見は北陸初の事例であり、群馬県岩宿遺跡に次いで全国では 2 番目の発見である。この時代の遺跡は、南砺市南西部の立野ヶ原^{たてのがはら}台地や富山市南部の神通川河岸段丘上、射水丘陵から梅檀野丘陵に多く分布し、県内で 200 箇所余りが確認されている。特に、立野ヶ原台地がある地域は、医王山^{いおうぜん}の火山活動に由来する鉄石英（碧玉）やメノウ、玉髓の産出地であることから河原で容易に採集でき、この地域の遺跡群では古くから盛んに使用されている。

農業基盤整備や北陸自動車道建設などの大規模公共事業が盛んに実施された昭和 40～50 年代にかけて多くの旧石器時代の遺跡の発掘調査が行われた。県内最古の石器群である立野ヶ原系石器群は、後期旧石器時代初期（約 38,000 年前）に日本海側に分布する小形のナイフ形石器に石斧を伴う石器群である。南砺市立野ヶ原遺跡群のウワダイラ I 遺跡（出土品の一部は県有形文化財）やウワダイラ L 遺跡、立山町白岩藪ノ上^{しらいわやぶのうえ}遺跡などで出土している。立野ヶ原ナイフ形石器は剥片の一部を加工したのみの石器で、伴う石斧の多くは刃部のみを磨いたものであるが、白岩藪ノ上遺跡出土の石斧は、ほぼ全体を磨き上げたものである。

立野ヶ原系石器群に続く、縦長の石刃を素材としたナイフ形石器や彫刻刀形石器などからなる富山市直坂 I 遺跡^{すくさか}は、本県では珍しく発達したローム層から発見された。出土地点は違えるものの、立野ヶ原系石器群から終末期の有舌尖頭器までの幅広い時期の石器群が出土しており、本県の旧石器時代編年研究の端緒となった遺跡である。また、特に豊富な石刃の接合資料は県内に類例がなく、県有形文化財（考古資料）に指定されている。

日本海沿岸の中心に位置する本県は、古くから日本列島における東西文化の接点であった。時期差があるため一概には言えないが、石器製作技術や使用石材からもその一端を伺うことができる。先述のとおり、立野ヶ原系石器群は、後期旧石器時代初期に日本海側に広く分布する形態の石器群であるが、富山市野沢遺跡や上市町丸山 A 遺跡などは東日本の東山系石器群で、富山市直坂 II 遺跡や射水市新造池 A 遺跡などは西日本の国府系石器群である。国府系石器群で使用された安山岩は在地のものだが、東山系石器群に使用された頁岩・珪質頁岩は、在地のものではなく技術とともに搬入されたものとみられる。その他、関東地方を中心に分布する茂呂系石器群や東北地方の日本海側に分布する杉久保系石器群もみられる。また、南砺市立美遺跡（出土品は県有形文化財）は、本県で稀な黒曜石製の尖頭器を中心とした石器群で、石材は青森県深浦から運ばれている。

本県では細石刃石器群や神子柴系石器群など最終末期の遺跡はごく少なく、石器単体もしくは少量が散発的に確認されているのみである。

縄文時代

最終氷期が終わり、大きな環境の変化があったこの頃に縄文時代が始まった。草創期（約 16,000～約 12,000 年前）は、有舌尖頭器の製作跡が確認された小矢部市白谷岡ノ城北遺跡や、本県最古の土器数片が有舌尖頭器と一緒に採集された立山町白岩尾掛遺跡などがある。

早期（約 12,000～7,000 年前）の遺跡もあまり多くなく、楕円文を主体とする押型文土器が豊富に発見された富山市直坂遺跡（国史跡）、早期から前期の住居跡が円環状に発見された立山町吉峰遺跡や県内で初めて回転押型文の尖底土器が出土した魚津市桜峠遺跡（県史跡）、早期前葉から前期前葉にかけて県内最古の貝塚が営まれた氷見市上久津呂中屋遺跡などがある。上久津呂中屋遺跡では、在地の土器以外にも東西各地域の土器が出土しているほか、石器の石材も能登半島や飛騨地域、島根県の隠岐など広域交流の様相が伺える。入善町の沖合では、世界最古といわれる約 1 万年前のハンノキやヤナギを中心とした海底林が発見されている。この時期、年間 170～180 mm という急激な海面上昇が進んでいたとされ、急激な気候変動（温暖化）が起きていたことを伺わせるものである。県東部では早期末に上市町極楽寺遺跡や朝日町明石 A 遺跡などで石製装身具の製作が始まった。極楽寺遺跡製とみられる製品が静岡県まで運ばれている。

気温が上昇し、縄文海進により現在の平野の奥深くまで潟が広がった前期（約 7,000～5,500 年前）には遺跡数が大幅に増加した。内陸部まで広がった潟の縁辺部には、早期から継続的に営まれた上久津呂中屋遺跡のほか、炉跡のある住居跡が全国で初めて発見され全国有数の大きさのヒスイ製大珠（国重要文化財）が見つかった氷見市朝



小竹貝塚

日貝塚（国史跡）や、全身骨格を含む 91 体分の人骨や埋葬犬などが多彩な遺物とともに発見された日本海側最大級の貝塚である富山市小竹貝塚、富山市蜷ヶ森貝塚、射水市南太閤山 I 遺跡などが営まれた。また、丘陵上にも吉峰遺跡や極楽寺遺跡などのほか、直径 65m の墓域を囲むように環状に並ぶ竪穴住居跡が確認された富山市平岡遺跡などがある。

縄文文化が花開いた中期（約 5,500～4,500 年前）には、東日本

に特徴的な円環状の集落構造をもつ多くの大規模集落が県内各地に登場する。当時全国に例を見ない大型住居跡が発見された朝日町不動堂遺跡（国史跡）や中央部分の高床建物を囲む75棟以上の竪穴住居跡が見ついている富山市北代遺跡（国史跡）、出土した土器型式が中期の指標土器となっている射水市串田新遺跡（国史跡）、旧石器時代・縄文時代草創期・早期・中期の遺跡である富山市直坂遺跡（国史跡）では、中央の広場を竪穴住居跡が取り囲む典型的な集落構造を示している。また、複式の石組炉がある大型住居跡など16棟の住居跡や4か所の立石が見ついている射水市水上谷遺跡（県史跡）など史跡指定されている遺跡のほか、推定直径約280mの環状集落が確認された魚津市早月上野遺跡、住居跡入口に大型石棒が立った状態で出土した立山町二ツ塚遺跡などがある。また、小矢部市桜町遺跡では高度な建築技術を示す高床建物の建築部材のほか、豊富な遺物が出土して注目を集めた。



桜町遺跡出土の建築部材（小矢部市教育委員会提供）

中期には、やはり県東部の朝日町馬場山G遺跡や朝日町境A遺跡、黒部市浦山寺蔵遺跡、黒部市愛本新遺跡（県史跡）などでヒスイや蛇紋岩製の玉類や磨製石斧の製作が盛んに行われた。特にヒスイの玉類は晩期まで製作され、製品は北海道から沖縄まで広域に流通した。境A遺跡から出土したヒスイ製玉や磨製石斧製作関係遺物をはじめ豊富な出土品は、ヒスイの採取と加工の実態を示し、磨製石斧の各段階の製作工程を示す貴重な資料として、国重要文化財（富山県境A遺跡出土品）に指定されている。

後期（約4,500～3,300年前）・晩期（約3,300～2,800年前）は、気候の寒冷化が生活スタイルに影響を与え、土器の文様や施文具、器形などが変化し、御物石器や石冠、巨大な石棒などの特異な石製品や北陸特有の環状木柱列が生まれた。寒冷化を物語るものとして魚津埋没林（国特別天然記念物）がある。樹根の下から東北地方の後期の土器が出土しており、現在は海面1m以上下にあるレベルが陸地化していたことを物語っている。日本で初めて発掘調査が行われた洞窟遺跡で縄文時代と弥生時代の新旧が明らかになった氷見市大境洞窟住居跡（国史跡）や柄鏡形に柱穴が配列された住居跡や環状木柱列が見つかりイノシシ形の注口土器が有名な南砺市井口遺跡、弥生時代への移行期に営まれ東海地方の特徴を持つ土器が出土した高岡市下老子笹川遺跡などがある。

弥生時代

稲作文化の流入時期である前期（約 2,800～2,400 年前）の遺跡は、射水市下村加茂遺跡や高岡市石塚遺跡、小矢部市桜町遺跡、上市町中小泉遺跡などがあるが、極めて断片的である。遺跡数は中期中頃（約 2,300～2,200 年前）から増加し、後期から終末期（約 1,900～1,750 年前）にさらに急増するが、分布は県北西部から中央部に偏る。

県内の稲作の普及は、中期の中小泉遺跡や後期の舟橋村浦田遺跡で発見された水田に水を引込む井堰、後期の上市町江上A遺跡で溝の中から出土した大量の木製農具、高岡市下老子笹川遺跡で発見された後期から古墳時代の小区画の水田跡のほか、各地の遺跡から出土している石包丁などからもうかがえる。

中期に埋葬施設の周りに方形や円形の溝をめぐらせた周溝墓が出現する。石塚遺跡や高岡市下黒田遺跡、射水市高島A遺跡、富山市千石町遺跡などがあるがこの段階は県西部に多い。後期には県西部の高岡市下佐野遺跡、射水市囀山遺跡（県史跡）、射水市布目沢北遺跡のほか、富山市杉谷A遺跡、富山市百塚住吉・百塚遺跡など県中央部でも多く発見されるようになる。周溝墓は、終末期の富山市王塚・千坊山遺跡群（国史跡）の六治古塚墳墓や富崎墳墓群などで見られる四隅突出型墳丘墓や前方後方形墳丘墓などにつながる。四隅突出型墳丘墓は、山陰地方に起源をもち、県内では県中央部の丘陵地のみで確認されている形であり、日本海を介した広い交流をうかがい知ることができる。

中国の複数の史書に「倭国大乱」として登場する後期は、高地性集落と目される富山市白鳥城跡や富山市富崎赤坂遺跡・離山砦遺跡、魚津市天神山城跡などが確認されているほか、囀山遺跡の鉄製短剣や杉谷A遺跡の素環頭鉄刀、銅鏃といった武器、氷見市惣領浦之前遺跡や富山市小竹貝塚の木製盾や高岡市江尻遺跡の短甲などの防具が発見されている。

北陸は緑色凝灰岩や鉄石英、ヒスイなどを使った玉類の一大産地であり、本県でも中期以降に多くの集落で大なり小なり玉作りが行われた。中期の石塚遺跡や下老子笹川遺跡、舟橋村浦田遺跡では、多くの製品・未成品のほかに石鋸や砥石、石製穿孔具（錐）などが見つかっている。また、後期の江上A遺跡でも製品・未成品、製作関連具が見つかっているほか、下老子笹川遺跡では製品・未成品、鉄製穿孔具（錐）を含む製作関連具が確認されている。



下老子笹川遺跡 玉類

古墳時代

鉄製農工具の出現で大規模な開発が進んだ前期（3世紀後半～5世紀初め）は射水市中山中遺跡や滑川市本江遺跡（県史跡）や立山町利田横枕遺跡などがある。中期（5世紀～6世紀初め）は富山市古沢A遺跡や射水市上野遺跡、小矢部市五社遺跡などに竈を備えた住居が出現し、後期（6世紀）には氷見市園カンデ窯で県内最初の須恵器生産が始まった。また、射水市南太閤山I遺跡や氷見市中谷内遺跡、立山町若宮B遺跡では当時の祭祀の状況をうかがい知ることができるミニチュア土器や土製・石製・木製の祭祀具が一括して出土している。また、朝日町浜山玉づくり遺跡（県史跡）では中期の住居跡から製作工程をうかがい知ることができるヒスイや滑石製の玉作関連遺物が出土している。

3世紀後半に畿内で生まれた前方後円墳は、間もなく本県でも築造された。県内最古級の小矢部市谷内16号墳や県下最大の氷見市阿尾島田A1号墳からは権力の象徴である武具・農具・工具などの副葬品が出土し、高岡市桜谷古墳2号墳（国史跡）で県内唯一の石製の腕飾りが見つかっている。前方後円墳は県西部に多く築かれ、県東部では百塚住吉・百塚遺跡や上市町柿沢7号墳などにわずかにみられる。後期の氷見市朝日長山古墳と小矢部市若宮古墳（県史跡）は県内では珍しい円筒埴輪が出土している。

また、氷見市柳田布尾山古墳（国史跡）や富山市の王塚古墳や勅使塚古墳などに代表される前方後方墳は前期にのみ築造された。柳田布尾山古墳は、全長107.5mで日本海側最大の規模をもつが、埋葬施設は大規模な盗掘により破壊され遺物はほとんど出土していない。これに続く規模の古墳は、全長66mの勅使塚古墳で、高岡市桜谷1号墳（国史跡）、王塚古墳、杉谷1番塚古墳と続く。

中期になると、前方後円墳は少なくなり、大型円墳が主流となる。直径30mを越える大型円墳は、立山町稚児塚古墳（県史跡）や富山市若王子古墳がある白岩川流域と小矢部市谷内21号墳や小矢部市関野2号墳、氷見市稲積オオヤチ1号墳などがある県北西部で主に築かれた。

また、県北西部の高岡市桜谷古墳群や板屋谷内B・C古墳群、氷見市加納南古墳群、小矢部市谷内21号墳などでは豊富な副葬品が出土している。

後期には、高岡市城ヶ平横穴古墳群（県史跡）や氷見市加納横穴群、番神山横穴墓群など主に県北西部の丘陵及び呉羽丘陵周辺に群集墳の一種である横穴墓が多く築かれた。



柳田布尾山古墳

古代（飛鳥・奈良・平安時代）

ヤマト政権が地方支配を進めていた6世紀頃、日本海沿岸地帯の北陸道は「越（高志）」と呼ばれ、政権の対朝鮮外交や日本海側の蝦夷征討の拠点として重要視されていた。7世紀末には律令国家の形成過程で「越」は越前・越中・越後の3国に分割される。「越中国」の文献上の初見は続日本紀の702（大宝2）年の越中国8郡の内、東部の4郡（頸城・古志・魚沼・蒲原）を越後国に所属させたという記録である。その後、741（天平13）年に能登国4郡（羽咋・能登・鳳至・珠洲）を一旦併合するが、757（天平宝字元）年に能登国を分離したことで越中国は射水・砺波・婦負・新川の4郡となり、現在の県域とほぼ同じとなった。

万葉歌人として有名な大伴家持が国守として赴任したのは能登国分離前の746（天平18）年で、5年の在任中に家持は、夏でも雪が残る立山を賛美した「立山賦」をはじめとした223首を万葉集に残している。

家持が在任した越中国府は、高岡市伏木古国府に位置する勝興寺（国重文）付近が有力視されているが、国庁跡などの痕跡は確認されていない。国分寺は同市伏木一宮の真言宗国分寺（「越中国分寺跡」県史跡）周辺に比定されている。

家持が越中に在任した時期は、公地公民制を原則とする律令国家の大きな転換期であった。赴任二年前の743（天平15）年に発布された墾田永年私財法で土地の私有化が認められると、中央の大寺院や貴族は、国守や地方豪族の協力のもと大規模な開墾を行い、私有地である荘園（初期荘園）が全国的に広がった時期に当たる。北陸では東大寺領荘園が多く、越中では10荘成立している。これは成立期における全国の東大寺領荘園の3分の1に当たり、越中の地方豪族が東大寺をはじめとした中央政権と早くからつながりを持っていたことを示す。このことは、砺波地方の豪族であった利波臣志留志の東大寺への墾田地の寄進や、東大寺の大仏造立事業に3千石もの米を献上したことからもうかがうことができる。東大寺の修二会（お水取り）では聖武天皇以来の東大寺有縁の人々の名前が、毎年読み上げられるが、その中に利波臣志留志の名前も含まれている。

このほか、南砺市高瀬遺跡と入善町じょうべのま遺跡は、全国で初めて平安時代初期の荘家（荘園の管理事務所）の建物跡が確認された遺跡で国史跡に指定されている。

家持が万葉集で詠んだ立山は、日本古来の山岳信仰の地として、その存在は早くから中央に知られていた。平安時代初期までには仏教の修行僧が立山山中を修行の場として活動を始めていた。このことは、立山連峰の劔岳や大日岳山頂から発見された2点の錫杖（「銅錫杖頭附鉄剣」「銅錫杖頭（双竜飾）」ともに国重文、平安～鎌倉時代）や上市町の大岩日石寺摩崖仏（国重文・国史跡）・上市黒川遺跡群（国史跡）が物語っている。

中世

越中の中世は源氏と平家の倶利伽羅の戦いによって始まる。

木曾義仲は後白河法皇の皇子、以仁王の令旨を受け挙兵すると、法王の孫である北陸宮を擁し、越中と加賀の国境の倶利伽羅峠で平家の大軍を破った。東側の麓にある護国八幡宮（国重文）には、戦いに先立ち義仲が勝利を祈った願文をはじめとした史料「埴生護国八幡宮文書」（県指定）が伝わる。

この戦いに越中武士団として参加したのが石黒氏と宮崎氏である。宮崎氏は越中・越後国境にある県内最古の城、宮崎城跡（県史跡）を本拠地とし、北陸宮を城に迎え入れている。

鎌倉時代初めに起こった承久の乱（1221年）では越中の在地武士の多くは幕府側についたが、宮崎党・石黒党は朝廷側につき、越後方面から攻め下った幕府軍と越後国境の親不知・宮崎城で戦い敗れた。これを機に越中は幕府側の完全な支配下に入ることとなる。

承久の乱後、越中守護は執権北条氏の一族である名越氏が放生津（現射水市中新湊）に守護所を構えて代々治めた。放生津は平安時代末から海上交通の要所だったが、守護所が置かれてからは日本海交易の拠点としてさらに発展した。鎌倉時代後期になると放生津をはじめとした日本海沿岸の主要な港は北条氏により掌握され、陸奥から若狭に至る間を、交易目的の廻船が就航したことで放生津は越中の政治・経済の中心として栄えた。富山市八尾町の本法寺に伝わる絹本著色法華経曼荼羅（国重文）は、放生津の海中から輝きながら出現した木の中から見つかったと伝わるが、これは日本海交易の拠点である放生津へ海運によりもたらされたことを神秘化したと考えられ、当時の放生津の繁栄を物語るものである。鎌倉末期、後醍醐天皇による討幕運動は越中へも波及し、動乱の中で名越



埴生護国八幡宮（小矢部市教育委員会提供）



本法寺法華経曼荼羅

氏は滅亡した。「太平記」はこの様子を色鮮やかな描写で伝えている。

南北朝期の動乱が収まると畠山氏が越中守護となる。幕府の要職にあった畠山氏は任地である越中には下向せず、重臣の遊佐氏が守護代として越中を治めた。その後、神保氏・椎名氏が加わり、越中一国を三人の守護代が分割統治するようになる。

応仁の乱 [1493 (明応 2) 年～1498 (明応 7) 年の 5 年間] の後、幕府はますます弱体化する。細川政元のクーデターで室町幕府の将軍職を追われた第 10 代足利義植 (義材) は一時期、神保氏を頼り、越中の放生津に逃れ、越中公方と呼ばれた。

戦国時代となり守護の力が弱まると、先の遊佐・神保・椎名の 3 守護代が有力な国人として勢力を持つようになる。遊佐氏は蓮沼城を拠点とし砺波郡を、神保氏は増山城跡 (国史跡) を拠点とし射水・婦負郡を、椎名氏は松倉城跡 (県史跡) を拠点として新川郡を、それぞれ支配した。一方、北陸へ教線を伸ばしていた浄土真宗 (一向宗) は、8 世蓮如の越前吉崎御坊の建立 [1471 (文明 3) 年] を契機に本格的に北陸に広がった。加賀一向衆や、そこから独立した瑞泉寺や善徳寺 (南砺市)、土山御坊 (後の勝興寺) を中心とする越中一向衆が力を持ち、国人と対立したため、越中一国を支配する強力な戦国大名は生まれなかった。その上、越後守護代の長尾氏 (後の上杉氏) や甲斐武田氏などの国外からの勢力が介入したことで越中国内の情勢は混沌とした状況となり、一時期、越中全土を掌握した上杉謙信の死後、1583 (天正 11) 年 4 月、佐々成政は豊臣秀吉により越中国一国が与えられ、越中の戦国時代は終わりを告げる。

近世

信長の死後、豊臣秀吉と対立した成政は、決死の覚悟で厳冬期の立山連峰を越え (さらさら越え)、浜松城の徳川家康に 1584 (天正 13) 年再起を願ったが叶わず降伏し、肥後へ転封 (国替え) となった。

以後、越中は前田家の支配となった。関ヶ原の戦いの功で加増された加賀前田家 2 代当主利長の石高は全大名中最大の 120 万石となり、越中・加賀・能登の三国を治め、加賀藩の礎を築いた。その後、利長は異母弟利常に家督を譲り隠居し、高岡に城「高岡城跡 (国史跡)」を築いて城下町の整備を進めた。1614 (慶長 19) 年に利長が亡くなり、1615 (元和元) 年の「一国一城令」で高岡城は廃城となったが、3 代利常は高岡を商工業の町に転換する再興政策をとり、利長の菩提を弔う瑞龍寺 (国宝) や御廟「前田利長墓所 (国史跡)」を造立し現在に至る歴史都市「高岡」の礎を築いた。高岡御車山祭の御車山行事 (国無形民俗) は、秀吉が聚楽第に後陽成天皇と正親町上皇を迎える際の御所車を前田利家が拝領し、それを利長が 1609 (慶長 14) 年 4 月の高岡開町の際、町民に与えたのが始まりとされ、絢爛豪華な安土桃山文化の面影を今に伝えている。

1639 (寛永 16) 年、3 代利常は隠居する際、加賀藩の石高を下げ国力を弱めることで、幕府の警戒心を和らげ関係安定化を図るため、加賀藩から富山藩 10 万石と大聖寺藩 7 万石を分藩した。歴代富山藩主は富山城を居城とし、交通の要衝として発展した

城下町は、現在の県都富山市の礎となった。

初代富山藩主には利常の次男利次が就き、越中国4郡のうち中央部に位置する婦負郡一帯を領地とした。富山藩はその地形的な特徴から洪水に苦しみながらも用水を開削し新田開発を行う一方、売薬や養蚕などの産業振興や北前船の寄港地として四方や西岩瀬の港湾整備に努めた。「越中富山の薬売り」で有名な売薬業は、由緒書によると2代藩主前田正甫が反魂丹などの製薬業を奨励したと伝えられており、18世紀中頃には販路が諸国に広まった。また、現在、「おわら風の盆」で有名な八尾は、養蚕業や飛騨との交易で得た豊富な資金を背景に町人文化が栄えた。その名残は豪華な山車を曳き回す八尾曳山祭（「八尾祭礼曳山」（県有形民俗））に見ることができる。

一方、加賀藩領の越中西部の射水・砺波郡域は、商都高岡を中心に発展した。銅器や漆器などの産業が発達し、高岡開町以来の商人町である山町筋や高岡鋳物の発祥地である金屋町（共に重伝健地区）の町並みはその賑わいを今に伝えている。砺波地方は穀倉地帯として加賀藩の経済を支えた。年貢米は小矢部川・庄川を下り、加賀藩最大の御蔵が建つ河口の吉久地区（重伝健）に集積され、北前船で大坂へ運ばれ換金された。吉久の賑わいは今も町並みで見ることが出来る。山間部の五箇山では養蚕や塩硝製造が加賀藩の重要な産業となった。南砺市城端は善徳寺の門前町として発達し、五箇山の養蚕を背景に絹織物で栄えた。城端神明宮祭の曳山行事（国無形民俗）はこの繁栄を今に伝える。

東部の新川郡域の海岸部に位置する魚津には町奉行や郡代が置かれ、北陸街道の宿場町・港町として栄えた。魚津のタテモン行事（国無形民俗）は、豊漁と航海・操業の安全を祈願して行われ、巨大な三角形をした「たてもん」と呼ばれる作り物を曳き廻す勇壮な行事である。先の高岡御車山祭の御車山行事・城端神明宮祭の曳山行事と共に、2016（平成28）年11月、「山・鉾・屋台行事」としてユネスコの無形文化遺産に登録されている。

一方、日本三霊山の一つ、立山では江戸後期になると立山信仰がお札や護符などを頒布し、全国的な広がりを見せる。麓にある岩峠寺・芦峠寺集落の宿坊衆徒は農閑期に全国を廻り「立山曼荼羅」を絵解きして、男性には立山への信仰登山（登拝）を、女性には女人救済の行事である布橋灌頂会への参拝を勧めた。立山曼荼羅をはじめ、岩峠寺・芦峠寺集落で登拝者の接待に用いられた用具類は「立山信仰用具」として国の重要有形民俗文化財に指定されている。

幕末の1858（安政5）年の飛越地震は立山カルデラ内の「大鷲崩れ」を引き起し、堰き止め湖の決壊で発生した常願寺川の土石流は富山城下に大きな被害を与える一方で、明治初期の石川県からの分県運動の遠因ともなった。

近代・現代

1871（明治4）年、廃藩置県により、越中のうち旧富山藩領は富山県に、旧加賀藩領は金沢県の一部となり、1876（明治9）年には越中の全てが石川県に編入された。

しかし、飛越地震で荒廃した常願寺川を始めとした県内の河川改修などの治水を優先する富山と、道路整備を優先する石川の主張が対立、これが富山では分県運動へと発展し、1883（明治16）年、現在の「富山県」が生まれた。

分県後、富山県は河川改修や砂防に積極的に取り組み土木費が県予算の80%を超える年もあった。特に、幕末の飛越地震で上流部の立山カルデラに大量の土砂が堆積した常願寺川では土砂流出災害が頻発したため、1906（明治39）年から上流域で県営砂防工事を開始した。しかし、砂防堰堤の決壊が続いたことから、国の直轄事業に引き継がれた。難工事を極めた砂防工事であるが、白岩堰堤・本宮堰堤・泥谷堰堤が完成したことで、2億 m^3 とも言われるカルデラ内に残る土砂の流出を今も防いでいる。2009（平成21）年、白岩堰堤は砂防施設初の重要文化財に指定され、2017（平成29）年には本宮堰堤と泥谷堰堤も併せ「常願寺川砂防施設」として国の重要文化財に指定された。

大正から昭和初期にかけ、河川を天然資源として活用するため、各地で水力発電が始まった。安価で安定した電力供給を必要としていた工場が次々と建ち、臨海工業地帯が形成された。また、1928（昭和3）年に決定された「富山都市計画事業」もあって、富山市街地の近代化、工業化が進んだ。

こうした近代化の一方で、1918（大正7）年、高騰する米価に魚津をはじめ富山県東部の漁村の女性たちが米の安売りや、県外への米の積み出し中止を迫った。こうした行動が地元のみならず中央の新聞で大きく報道されると、瞬く間に全国的な暴動に発展する。いわゆる米騒動である。これまで県内では責任を追及する世論の前に当時の寺内内閣が総辞職するなど世間を騒がせたという意識が強かったが、近年、国民の政治参加、貧困と格差是正を求める近代民主主義を大きく前進させる民衆運動の端緒となったと再評価されている。

太平洋戦争末期の1945（昭和20）年8月、米軍の富山大空襲で富山市街地は焦土と化すが、富山県庁舎本館や電気ビルディング本館（いずれも国登録）は空襲を乗り越え、昭和初期の近代化の威容を今に伝えている。

戦後は、いち早く復興に取り組み、都市計画を進めた。高度経済成長期の全国的な電力不足の中、関西電力では関西地区の電力需要を賄うため、黒部ダム建設が計画された。秘境と言われた黒部溪谷の最深部にダムを造るこの工事は、戦後最大の難工事と注目を集め、完成後は小説や映画にも取り上げられた。

1988（昭和63）年には県を東西に走る北陸自動車道が全線開通し、2008（平成20）年には東海北陸自動車道も開通し、中京圏と直接高速道路で結ばれた。

2015（平成27）年2月には能越自動車道が石川県七尾市まで延伸し、能登半島とも結ばれた。さらに同年3月には県民の長年の念願であった北陸新幹線が開通し、首都圏との利便性が増し、観光や経済の面で大きな効果をもたらしている。

(4) 富山県を特徴づける自然、歴史文化

ここまで、富山県の歴史文化を先史時代から近・現代までを概観してきたが、ここでは、厳しくも豊かな自然・気候風土のもとで生まれた自然景観や、人々が織りなした歴史文化の中から、「越中万葉」「立山信仰」「富山売薬」「立山砂防」「祭り・行事」「郷土料理」など、本県ならではの特徴を色濃く映し出す 12 項目の事象を特出し、幾分、詳しく紹介する。

これらの事象については、その一部は歴史的・文化的価値が評価され、国や県、市町村の文化財として指定・登録され、保護が図られているものの、その実態や価値が網羅的に明らかにされているわけではなく、文化財としての保護や価値や魅力の情報発信も決して十分とは言えない。

今後は、こうした本県の歴史文化の特徴を際立たせる歴史的事象の価値・魅力の磨き上げ、日々の暮らしの中で育まれた郷土料理など身近な生活文化の実態把握と文化的評価などに取り組む必要がある。

① 特異な地形と多彩な天然記念物

地形・地質のなりたち

富山県は本州中部の日本海側に位置しており、概ね南から北の日本海に向って、山地、丘陵地、台地、低地が分布し、深海の富山湾に至る。大局的には東部および南部で海拔高度が非常に高く、西部北部で低い傾向にある。これは、本県が地殻の褶曲が最も激しく隆起・沈降した斜面に位置していることに由来する。

山地は東部に立山連峰など標高 3,000m級の飛騨山脈（北アルプス）、南部に飛騨高地、西部に宝達丘陵、両白山地が位置する。山地を構成する地質は、2,000 万年以上に形成された火成岩、変成岩、堆積岩の硬質な岩石であるが、富山が誇る立山連峰は約 22～4 万年前と比較的新しい時代に起こった火山活動によって形成された。

山地の内側には富山湾を取り囲むように丘陵地や台地が分布する。丘陵地は約 250～2,300 万年前（新第三紀）に形成された砂岩・泥岩・礫岩と火山岩から成り、台地は主に約 1 万～250 万年前（第四紀更新世）に形成された砂礫から成る。

低地は丘陵地・台地と海岸の間に広がっており、約 1 万年前以降(第四紀完新世)に河川によって堆積した土砂から成る。低地の南側には、黒部川、常願寺川、庄川などの河川が運んだ砂礫からなる扇状地が広く分布し、低地地形の大半を占めている。富山平野は急峻な山地から流れ下る急流河川が形成した堆積平野で、更新世に形成され、高位面・中位面・低位面などに分類された台地と、完新世に形成された低地から成る。台地は河岸段丘や開析扇状地などで、低地は主に扇状地や氾濫原から成る。富山平野は黒部平野・狭義の富山平野・射水平野・砺波平野・氷見平野などに地域分けされ、低地北側の射水市・氷見市には礫・砂・粘土からなる谷底平野・氾濫平野と砂・粘土からなる海岸平野（潟埋積平野）が分布する。射水平野と氷見平野には、かつては放生津潟、布施水海ほうじょうなどの潟湖が存在していた。これらの潟湖は、約 6,000 年前の縄文海

進時に海が現在の内陸部まで侵入し、やがて砂丘の発達で塞がれてできたものである。

多彩な天然記念物

このように立山連峰から深海の富山湾までわずか 50 km 余りとコンパクトでありながらダイナミックな変化に富んだ地形の富山県は、美しく豊かな自然環境に恵まれ、四季の移り変わりが鮮明で多種多様な動植物が見られる。また、氷河地形や火山、その影響による温泉や地質鉱物、来馬層や手取層などの古生物化石など特異で希少な天然記念物が数多く存在する。以下、特徴的なものを紹介する。

【黒部峡谷くろべきょうこくつけたりさるとび附猿飛おくかねやま並びに奥鐘山】

黒部峡谷は、立山連峰と後立山連峰の間を流れる黒部川が長い年月をかけて浸食し形成された日本一深いV字状の大峡谷である。断崖絶壁の谷底を青い水が急流となって流れ、兩岸にある木々が季節によって緑や紅などに移ろう様を水面に映し出す景色は、まさに世界に誇る豪壮優美な自然景観である。

現在、けやきだいら 樺平駅と黒部ダムを結ぶ関西電力の工事用物資輸送ルート（黒部ルート）では 2024 年度の一般開放に向けて安全対策工事が進められている。

【真川まかわの跡津川断層あとつがわ】

跡津川断層は、岐阜県旧河合村（現：飛騨市）から富山県旧大山町（現：富山市）に伸びる大断層で総延長は 60 km に達する。日本を代表する活断層の一つで、1858（安政 5）年、常願寺川を暴れ川へと変貌させ、後に立山砂防事業の所以となった飛越地震の震源地である。真川の断層露頭面は跡津川断層の東端にあたる有峰湖の東方に位置し、現地では、向かって左側の白い花崗岩と右側の礫層が垂直方向に約 60m ずれていることが直に観察できる。



黒部峡谷の十字峡



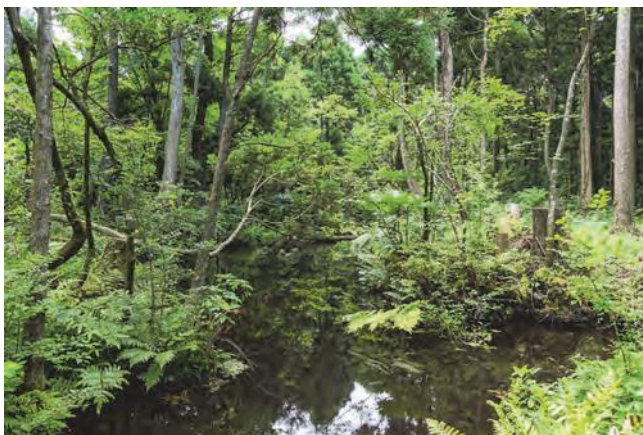
真川の跡津川断層（露頭面）
（富山県 立山カルデラ砂防博物館提供）

【ホタルイカの群遊海面】

ホタルイカは、深海に生息し、日本海を中心に回遊する小型のイカである。水深約1,000mの富山湾は沿岸部に大陸棚がなく急深な地形であることから、3月～6月に産卵のために浅瀬にやってくるホタルイカの大群が放つ青白い光で染め上げられた幻想的な海面を見ることができる。

【杉沢の沢スギ】

黒部川扇状地の扇端部にあたる入善町吉原に所在する。表層の浅い湧水帯で「沢スギ」と呼ばれる杉ふくじょうが伏条こうしん更新を繰り返す天然の杉林である。林内は湧水が流れ、季節風が遮られ積雪も少ないため冬でも暖かく、スギ以外にも暖地性、山地性と湿地性の植物が同時に見られる場所であり、植物群落の林として貴重である。現存する約2.7haが国の天然記念物



杉沢の沢スギ

として指定され、行政による保全事業はもとより、地元住民や小学生による間伐や下草刈りといった熱心な維持・管理活動が継続的に行われている。

【イタセンパラ（板鮮腹）】

産卵期の雄魚の鮮やかな紫紅色を帯びた姿が種名の由来となったコイ科タナゴ属の小型の淡水魚である。全国的にも分布が限られ富山平野や濃尾平野、淀川水系のみに見られるが、生息環境の激変により、現在、安定的な繁殖が確認できるのは氷見市のみである。氷見市では希少なイタセンパラの保存に向け、保護池での繁殖、地元小学校での飼育学習など市民と連携した保護活動に努めている。

【魚津浦の蜃気楼】

蜃気楼とは、密度の異なる大気の中で光が屈折し、地上や水上の物体が浮き上がったり、逆さまに見えたりする現象である。魚津の海岸は、富山湾の中でも蜃気楼が頻繁に観測できる名所である。加賀前田家11代：治脩はるながは1797（寛政9）年4月の参勤交代の道中に魚津の御旅屋おたやで蜃気楼に出会い、蜃気楼の絵を描かせている。御旅屋跡地である大町海岸公園は、気象現象に関わる名勝地として全国初の国の登録記念物となった。

こうした、本県を代表する主要な天然記念物は、文化財として保護されているものの、加速度的な自然環境の変化や、自然災害や外来種の侵入など不測の事態が想定さ

れることから、関係行政部局や専門家、地域住民らと連携した実態把握や計画的な維持管理、モニタリングの体制構築が必要である。

②「万葉集」と越中国

大伴家持と越中

「万葉集」は、奈良時代後半から末期に編纂された現存する日本最古の和歌集である。天皇や貴族はもちろん、下級官人から防人までいろいろな身分の人々の歌約 4,500 首が収められており、日本の風土の中で育まれた日本人の心、言葉で詠われた、まさに世界に誇るべき文化遺産である。万葉歌人としてよく知られる大伴家持は、天皇の護衛にあたり活躍した武門の名族：大伴氏の嫡流として生まれ、746（天平 18）年、29 歳で越中守に任じられ、同年 7 月から 751（天平勝宝 3）年 7 月までの 5 年間、奈良の都を離れ、越中国に赴任した。

家持は国守として仕事に励む一方、越中の自然・風土を題材にした多くの万葉歌を残した。万葉集に残る 473 首もの家持の歌のうち約半数の 223 首は、越中国守時代の作歌である。家持は、都では見ることのできない越中の自然に感動し、四季折々に多くの歌を詠み、当時詠われた越中国の地名や山河の呼称の幾つものが、現在にもそのまま伝わっている。

万葉集から、「立山」「有磯海」「布勢海」「砺波山（関）」「奈呉（海・江）」「三島野」「多胡（浦）」など多くの歌枕が生まれた。こうした歌枕が、金葉集、新古今和歌集など多くの歌集に残された。また、中世の西行法師、冷泉為広や、近世の松尾芭蕉や橋三喜はじめ多くの文人・歌人らが「万葉集の世界」に思いを馳せ、歌枕の故地を巡り歌や句を詠んでいる。中でも、大伴家持や松尾芭蕉が詠んだ「ありそ」は、いつまでも変化しない本質的なものを忘れない中にも、新味を求めて変化を重ねていくという俳諧の「不易流行」の精神を表す典型例として、国の名勝「おくのほそ道の風景地—有磯海—」に指定されている。

東大寺領荘園の広がり

家持の越中国赴任の主要な目的の一つに荘園の占地があったとみられている。

万葉集によれば、家持は出挙の実施状況の調査や人びとの暮らしぶりを視察するため、しばしば馬に乗って国内を巡行している。当時の越中国は能登 4 郡を含み、今日の富山県より広大であった。748（天平 20）年春の巡行では砺波郡の雄神川（現、庄川）から婦負郡の鶉坂川（現、神通川）、新川郡の延槻川（現、早月川）まで回り、羽咋郡の氣多大社を経て能登郡・鳳至郡、さらに珠洲郡から船出して伏木にあった越中国庁に戻ってきている。

家持が越中に赴いた時代は、公地公民制を原則とする律令国家の大きな転換期であった。743（天平 15）年の墾田永年私財法により開墾した土地の私有が認められ、さらに 749（天平勝宝元）年、寺院の墾田地所有が許可されると、中央の貴族や大寺

院は、国守や地方豪族の協力を得ながら、全国各地の原野を開墾し、占有を進めるようになった。こうした古代の私有の墾田地は初期荘園と呼ばれる。

なかでも東大寺は、その経済的基盤の確立のため各地に多くの荘園を設けたが、とりわけ、越中には成立期における全国の東大寺領の3分の1を占める10箇所の荘園を設け、越中は東大寺の一大穀倉地帯となった。県内に勢力をもつ豪族たちも積極的に協力し、砺波郡の利波臣志留志が、所有していた墾田地100町を東大寺に寄進したことはよく知られている。また、東大寺に匹敵する規模を誇った西大寺も越中国に3荘を設けた。

東大寺・西大寺といった官立の大寺の財源となる初期荘園が越中国に多く設けられたのは、山々から流れてくる豊富な水や村の労働力、さらに水陸交通の便など開拓に必要な条件が越中国にそろっていたからにほかならない。当時の中央政界は、橘諸兄と藤原氏勢力の権力抗争の最中であり、家持の越中国赴任も、東大寺荘園などの積極的な開発・占地による国家体制の維持と仏教政策の主導権の掌握を狙って、己の派閥に属する貴族を国守として諸国へ派遣した、橘諸兄の政治的施策の一環であったとみられる。

越中万葉の魅力発信

富山県では、万葉集歌のうち大伴家持が越中在任中に詠んだ歌223首に越中国に関わる歌を合わせた337首を越中万葉と呼称する。2012（平成24）年、万葉集研究の第一人者である国文学者の中西進氏を館長に迎えて「高志の国文学館」を開館した。当館は大伴家持の歌を含む富山県ゆかりの文学作品等を収集・保管、体験型の展示装置や読書スペースを設けて、その魅力を県内外へ幅広く紹介、発信するとともに、県内図書館・博物館などへの総合窓口の役割を担っている。



県内最大の万葉歌碑（魚津市）

越中万葉のふるさと高岡市伏木には、万葉集をテーマとする全国初の研究施設である「高岡市万葉歴史館」がある。万葉集に関心の深い全国の方々との交流をはかるための拠点として、1992（平成2）年に開館した。年間を通して、万葉集を楽しみながら学べる展示会や講座を開催するとともに、万葉集ゆかりの花木を植栽した「四季の庭」もあり、全国各地から万葉愛好者や観光客が訪れている。万葉集と上代文学に関する図書・研究論文約85,000冊や、貴重な万葉集の断簡（古文書の断片）や注釈書なども収集・保存され、万葉集の調査・研究の拠点となっている。

さらに、万葉集が文人らの間で古くから親しま

れてきた本県には万葉集歌を刻んだ歌碑が県下各地に130基現存している。また、記念碑や顕彰碑、パネルなどが多く設置されているほか施設や鉄道など様々な物の名称が万葉集に因んだものになっている。本県では、県内各地の万葉歌碑巡りコースを紹介した「越中万葉歌碑まっぷ」の作成や、万葉集をテーマとした「とやま夏期大学」の開催など、その情報発信、PRに努めている。

③ 浄土真宗の広がりで大規模寺院の造営

浄土真宗の広がり

浄土真宗は、鎌倉仏教の一つで親鸞を宗祖とする。親鸞は、師である浄土宗の開祖法然の教えをさらに発展させた。他宗派と異なり肉食妻帯が許され、戒律も無いなど非僧非俗を説いたことから、農民を中心に広く受け入れられた。

この浄土真宗が北陸へもたらされたのは、鎌倉時代初め1207（承元元）年に承元の法難により親鸞が越後国府への流罪となったのが契機とされている。

1390（明德元）年に本願寺5世綽如が建立した瑞泉寺（南砺市井波）を拠点に、越中での本格的な布教が開始された。その後、浄土真宗中興の祖と言われる本願寺8世蓮如は、当時の民衆の成長を背景に講と呼ばれる組織を築き、人々が平等に教えを聴き団結できる場を提供し、また親鸞の教えを安易な言葉で述べた『御文（御文章）』を著わして広く教化したことで本願寺教団は急速に発展・拡大した。この蓮如が比叡山延暦寺などの迫害から逃れ、1471（文明3）年に越前吉崎に吉崎御坊を開いたことで加賀・越中において急速に浄土真宗が広まり、拠点となる寺院を中心に強固な信仰組織を形成していった。越中では五箇山赤尾谷の出身とされる赤尾道宗あか お どうしゅうが著名で、蓮如の教化を受け自ら道場を開いて信仰の宣揚を図った。

戦国抗争と一向一揆

宗祖親鸞が「一向専念無量寿仏」を説いたことから、浄土真宗、特に、本願寺教団は、他宗派から一向宗と呼ばれていた。応仁の乱を経て戦国時代に入ると、複雑な支配権の並存する体制に不満を持つ村々に国人・土豪が浄土真宗に改宗することで加わり一向一揆と呼ばれる一郡や一国の一向宗徒が一つに団結した一揆を各地で起こすようになる。代表的な例が加賀一向一揆で、1488（長享2）年、加賀国守護の富樫氏を倒すと、その後、約1世紀にわたり「百姓のもちたる国」として加賀国が本願寺教団の門徒により統治された。これに先立ち越中でも1480（文明12）年に越中一向一揆が起き、富樫派の石黒氏と天台系の医王山惣海寺衆い おう ぜんを田屋河原で破っている。この戦いの中心となったのが先の瑞泉寺や蓮如が開いた土山御坊（後の勝興寺）の門徒らである。この後、両寺は越中における指導的な寺院として発展していき、戦国時代後半には、寺域に土塁や堀を造り、城郭並みの防御施設をもつようになる。

このように、本願寺のもと、信仰に支えられた一向一揆は強い団結力を誇り、その勢力は戦国大名をも凌ぎ、北陸のみならず、近畿・東海各地で激しい戦いを繰り広げ

た。しかし、本願寺 11 世顕如が石山本願寺を舞台に織田信長と戦った石山合戦は、1580（天正 8）年本願寺勢力の敗退で終わり、これを機に各地の一向一揆はその勢いを失っていく。越中でも瑞泉寺、勝興寺を中心とした一向一揆が、上杉謙信や織田勢と戦いを繰り広げたが、最終的には 1583（天正 11）年、織田家配下の佐々成政に敗れ、越中の一向一揆は鎮圧された。

勝興寺・善徳寺の躍進

越中を掌握した佐々成政は、一向一揆の中心となった寺院に懐柔策で対応した。1584（天正 12）年、勝興寺に射水郡守山山麓への還住を許し、伏木古国府の一円の地を寄進した。翌年には豊臣秀吉が禁制を下し、寺領が安堵された。

江戸時代、加賀・能登・越中を支配した加賀前田家は成政と同様、浄土真宗を警戒する一方で、懐柔策で対応した。1607（慶長 7）年、本願寺の東西分裂後は特に膨大な門徒を抱える城端の善徳寺や勝興寺など有力寺院を其々の宗派の触頭^{ふれがしら}に任命し、宗教統制政策の民衆支配の機構に組み入れ、庇護した。

善徳寺は 1476（文明 8）年、加越国境付近の砂子坂で蓮如により開基され、その後、城端城主の招きで城端に移ったと伝えられる。江戸時代には越中の大谷派（東本願寺派）の触頭となり、歴代住職や内室には本願寺や前田家の子女が入寺する連枝寺となった。寺に伝わる工芸品は興入れ時の調度品で、その一部は「善徳寺宝物」として県有形民俗文化財に、さらに、古文書約 9,300 点が「城端別院善徳寺文書」として県有形文化財に指定されている。

一方、本願寺派の触頭となった勝興寺に前田家は特に手厚い庇護を与え、関係を深めていく。第 6 代当主前田吉徳^{よしのり}の 10 男治脩^{はるなが}は勝興寺住職となったが、その後、還俗し 11 代当主を継いでいる。現在、国の重要文化財に指定されている本堂をはじめとする 12 棟の建造物は、この治脩の時代を中心に建立されたものである。善徳寺と同様に勝興寺の歴代住職には本願寺門主や大名の子弟が付き、内室にも本願寺や有力貴族の息女が入寺している。勝興寺には豪華な調度品が伝わり、特に、関白鷹司家息女の調度品と伝えられる紙本金地著色洛中洛外図屏風（国重文）は、制作年代も 17 世紀はじめと古く、特に二条城が描かれた一双屏風としては最も古いものとされている。この他、金銀・螺鈿の蒔絵の硯箱や花台などの工芸品や、武田信玄・豊臣秀吉など有力戦国武将の文書や親鸞・蓮如などの書跡 230 点余など当時の絶大な権勢を物語る文化財が伝わり、これらは「勝興寺宝物」として県有形文化財に指定されている。

今に息づく浄土真宗

現在でも、北陸は「真宗王国」とまで言われるほど浄土真宗が盛んである。世界遺産として知られる五箇山地域には本県における布教活動の創始期の様相を示す

¹⁾ 江戸時代に江戸幕府や藩の寺社奉行の下で宗派ごとに任命された筆頭寺院。本山及びその他寺院との上申下達などの連絡を行い、地域内の寺院の統制を行った。

念仏道場が残る。「報恩講」と呼ばれる開祖：親鸞の命日には地域の人々が集まり、その遺徳をしのぶ法要が行われるなど、今でも浄土真宗が地域の人々にしっかり根付き、心の拠りどころとなっていることがうかがえる。

大規模寺院の造営と繁栄

こうした歴史的背景のもと富山県では、域内に所在する総寺院数 1,565 件（2016 年文化庁統計調査）のうち約 70%を浄土真宗系の寺院が占め、次いで禅宗、真言宗と続く。浄土真宗は、一向一揆の終息や宗派の東西分裂とともに急激に力を失っていったが、勝興寺など越中の拠点寺院は新たな領主となった加賀前田家や公家衆と深い繋がりを築き、その庇護のもと大きな伽藍を造営、整備し、江戸時代を通じて権勢を振るった。こうした寺院の大規模で荘厳な伽藍が今日まで受け継がれ、往時の威容を誇る。

【勝興寺】

高岡市伏木古国府に所在する浄土真宗本願寺派の大規模寺院で、山号は雲龍山。本願寺 8 世蓮如が、1471（文明 3）年、越中での布教の拠点として砺波郡の土山（現：南砺市福光）に御坊を開き、その子孫が代々住職を務めた古刹。江戸時代には加賀前田家との関係を一層強化し、越中における浄土真宗本願寺派の触頭寺院として確固たる地位を築き上げ、近代に至るまで繁栄した「真宗王国」越中における代表的寺院である。

約 30,000 m²の広大な境内には江戸時代中期から後期にかけて建立された本堂、大広間及び式台、唐門など 12 棟の建築物が所在する。これらの堂舎・殿舎群は、江戸時代の大規模真宗寺院の伽藍の様相を良く伝える建築群として貴重であり、意匠に優れた上質な建築群としても高く価値され、12 棟すべてが国の重要文化財に指定されている。

平成 10 年度から国庫補助事業によって大規模な保存修理事業が着実に進められ、2020（令和 2）年、破格の規模と形式を備えた巨大な本堂や御殿風の大広間・書院、城郭を想わせる総門や望楼型の鼓堂など最も栄えた江戸時代前期から後期の姿に甦った。2021（令和 3）年 4 月の竣工、全面公開に向け、県民の期待が大いに高まっている。

【瑞泉寺】

南砺市井波に所在する浄土真宗大谷派の大規模寺院で、山号は杉谷山。戦国時代には、勝興寺とともに一向一揆の中心的な拠点となった寺院である。創建後、明治時代まで幾度も火災による焼失、再建を繰り返した。1762（宝暦 12）年の焼失後の再建にあたっては、京都の東本願寺から派遣された御用大工や彫刻師の指導のもと、後を引き継いだ地元の大工や彫刻師が数十年をかけて再建を果たす。この再建を契機に、現在、「木彫刻の町：井波」として全国にその名を知られる井波彫刻が産声をあげた。

現存の本堂や太子堂は、1879（明治 12）年の大火後に地元の大工、彫刻師、塗師の優れた技術の粋を集めて再建された。本堂は単層入母屋造の豪壮な建物で、北陸随一

の規模を誇る。太子堂は井波彫刻の粋を集めた建物で、立体的な向拝の籠彫り彫刻はじめ、彫り物の細工は美しく優雅である。江戸後期の姿をとどめる山門（県指定文化財）は、総ケヤキの豪壮な造りで、中央出入口の梁に彫られた見事な龍の彫刻など、往時の威容を偲ばせる。

【善徳寺】

南砺市城端に所在する浄土真宗大谷派の寺院で、山号は廓龍山。本願寺8世蓮如が文明年間（1469～1487年）に加賀・越中の境にある砂子坂（現：金沢市）に建立した坊舎が前身。幾度かの移転の後、城端城主の招きに応じ、現在の地に移ってきたと伝えられる。

1602（慶長7）年、本願寺の東西分裂の後、善徳寺が越中における大谷派の触頭寺院としての地位を築き、江戸時代には、加賀藩の庇護のもと大谷派に転じた井波の瑞泉寺とともに交代で触頭を勤めた。

境内には、江戸時代後期（宝暦～文化年間）に建立された山門、本堂、鐘楼や、幕末に移築された太鼓楼（以上、県指定文化財）のほか、式台門、式台、書院（南砺市指定文化財）など21棟が現存する。瑞泉寺とは対照的に建立以来、一度も大きな火災にみまわれていないことから、真宗史等に関わる貴重な古文書、優れた工芸品が受け継がれている。

豪壮優美な禅宗伽藍

広く民衆の信仰を集めた浄土真宗に対して、戒律的な禅宗は、室町時代以降、能や茶道などの禅文化とともに多くの武士の信奉を集めた。本県でも加賀前田家2代：利長の菩提追福のために荘厳な瑞龍寺が建立されている。

【瑞龍寺】

加賀前田家2代：前田利長の菩提を弔うため3代前田利常によって建立された曹洞宗寺院である。造営は利長の三十三回忌にあたる1646（正保3）年に始まり、1663（寛文3）年、利長の五十回忌に落慶法要が営まれた。建立当時、寺域は約36,000坪にも及び、周囲に二重の壕を巡らせ、仏殿の屋根には鉛瓦が葺かれるなど、まさに城郭の姿を想わせるものがあつたと伝わる。

1985（昭和60）年から1996（平成8）年まで、国庫補助事業により境内全域に及ぶ大規模な保存修理工事が行われ、後世に改変されていた禅堂や大庫裏、大茶堂を含めて、伽藍全体が復元整備された。

伽藍は、鎌倉時代にもたらされた中国の寺院建築を模して建立されたもので、総門、山門、仏殿、法堂を一直線に配列し、左右に禅堂と大庫裏を配置し、回廊で内苑を取り囲んだ厳粛かつ整然とした美しい構成である。江戸時代において、当時の最も優れた社寺建築技術によって建立された建造物であり、構造、技法、意匠、材質等におい

て比類のない豪壮優美な寺院として高く評価され、また、我が国の社会・文化に影響を及ぼした曹洞宗の建築を知る上で特に深い意義を有していることから、1997（平成9）年仏殿、法堂、山門の3棟が新たに国宝に指定された。我が国では1967（昭和42）年の法隆寺網封蔵以来、実に30年ぶりとなり、本県としては初めての国宝指定である。また、江戸時代の建築技法により建立された社寺建築としても全国初の国宝となった。



重要文化財 勝興寺



国宝 瑞龍寺

④ 立山信仰の隆盛

立山信仰のはじまり

我が国には、古くから山や川、草木には神霊が宿るという自然と神の一体的な自然観があったと考えられている。なかでも山は、水や食料、燃料など生活資源の供給源であり、ランドマークとしても重要であったが、時として地震や洪水などの災害をもたらす近寄りがたく恐ろしい存在でもあったことから、全国各地で特色ある山岳信仰が形づくられた。富山県が全国に誇る立山も例にもれず、その美しい景観から、古来、神が宿る山として畏敬の念をもって仰ぎ見られてきた。

「立山」の名称が初めて文献に現れるのは万葉集である。747（天平19）年、越中国守であった大伴家持が平野部から秀麗な立山連峰を眺め、「立山賦」^{たてやまのふ}一首と短歌「立山に降り置ける雪を常夏に見れども飽かず神からならし」と詠んだ。この歌から、家持や当時の人々が立山そのものを神として、あるいは神の止住する山として崇めていたと想起される。

平安時代の中期以降、仏教が日本の社会に広まるとその影響が立山にも及んだ。神の山であった立山は、日本土着の他界観と仏教の地獄観が加わり、立山は仏教の山として開かれた。9世紀～10世紀には、天台宗や真言宗の勢力の拡大、修験道の広がりによって、山に籠って厳しい修行を行う修験者が出現した。古来、信仰の山であった立山もそうした修験者たちの修行の場となり、立山信仰は神と仏をかさね合わせて一つと考える神仏習合^{しんぶつしゅうごう}の山岳信仰に形を変えた。

1893（明治26）年に河合磯太郎が大日岳で、さらに1907（明治40）年に陸地測量部の柴崎芳太郎^{しばさきよし たろう}らが劔岳山頂で発見した銅錫杖頭^{どうしやくじょうとう}（いずれも国重要文化財）は、平安

時代から鎌倉時代初期の修験者の活動の一端を物語る貴重な資料である。山麓でも上市町黒川遺跡群（国史跡）や、大岩山日石寺の摩崖仏（国重要文化財・国史跡）などが当時の山林修行の様相を伝えている。



大岩山日石寺の摩崖仏



劔岳・大日岳発見の銅錫杖頭

浄土信仰と立山

11世紀前半、現世の不安から逃れ極楽浄土に心の平安を求めようとする浄土信仰が貴族を中心に流行した。平安時代末頃から立山信仰もまたその影響を受け、山頂部には帝釈天や阿弥陀仏の浄土の世界があると考えられ、立山一帯は、山中に地獄と阿弥陀如来が降臨する極楽浄土が併存するという他界信仰が形成された。その背景には、地獄谷や弥陀ヶ原の池塘などの凄惨な光景や、浄土山・室堂平に美しく咲き誇る高山植物といった立山の特異な自然景観が大きく影響している。こうして、神仏習合の山岳仏教に修験道や浄土信仰が複合した信仰が形づくられ、我が国を代表する霊山の一つに数えられるようになった。

富山県埋蔵文化財センターが、2010（平成22）年度から5箇年をかけて実施した「立山・黒部山岳遺跡調査」で、帝釈天が止住する山「帝釈岳」と呼ばれた別山の山頂から経筒外容器など380点余りの考古資料が採集され、劔岳を望むこの地が、当時、山頂での祭祀活動が最も盛んな場所であったことが確認された。

平安時代末には「今昔物語集」などの説話集により、立山は全国的に人々に知られるところとなった。やがて岩峯寺や芦峯寺には宗教村落が形成され、戦国時代には僧兵を持つほどの大きな勢力となり、立山信仰は繁栄の時を迎えた。越中国の守護や守護大名、在地の戦国武将たちは、戦勝祈願とともに岩峯寺や芦峯寺の勢力を味方につけるため、御堂の管理費や多くの土地を寄進した。

立山山上には、中世の石塔、石仏が約40基残っており、その多くは石材や形態から、越中守護の桃井氏や射水・婦負郡の守護代の神保氏など地元の有力者の奉納・寄進によるものと考えられている。一方、山麓の岩峯寺には、室町時代中期の建築で、本殿は北陸地方の社殿建築では最大となる雄山神社前立社壇（国重要文化財）が、芦峯寺には雄山神社祈願殿がある。宿坊には足利将軍家が立山権現に寄進したと伝えられる青磁の香炉（県指定文化財）が受け継がれ、往時の繁栄をうかがうことができる。

立山信仰の広がり

江戸時代に入ると、立山信仰は加賀藩の庇護のもと岩峯寺や芦峯寺の衆徒によって全国各地に布教されるようになった。衆徒らは布教拠点である檀那場を形成し、農閑期に出向いて御札を配り、立山曼荼羅²⁾を用いて、立山開山の場面や立山の地獄・浄土、登拝道沿いの名所・旧跡、布橋灌頂会³⁾の様子などを絵解きして、主に男性には禅定と呼ばれる立山登拝を、登拝を許されなかった女性には、女人救済の法会である布橋灌頂会への参拝を積極的に呼びかけた。熱心な布教活動によって、立山信仰は、江戸時代後期には貴族や大名といった当時の上流階層だけではなく、広く庶民の間に広まっていった。とりわけ、女人救済の教義は、庶民のみならず、江戸城大奥の奥女中など当時の最上流階級の人々にまで幅広く受け入れられた。当時、芦峯寺集落には33の宿坊が軒を連ね、布橋灌頂会には大金を要したにもかかわらず多くの女性が集まり、集落は大いに賑わった。

こうした江戸時代の立山信仰の様相を良好に物語る資料として、立山曼荼羅や、護符、禅定衣、檀那帳など1,243点が立山信仰用具として国の重要有形民俗文化財に指定されているほか、芦峯寺集落には現在も閻魔堂や善道坊、教算坊などかつての宿坊の建物が残る。また、岩峯寺集落の雄山神社から一ノ越直下の懺悔坂に至る旧登拝道沿いには、西国三十三所観音笠塔婆が設置され、地獄谷には六地藏笠塔婆が残る。これらは江戸時代後期の文化年間に、観音は尾張藩が、六地藏は富山藩がそれぞれ寄進したものである。さらに、山上の室堂平には1726(享保11)年に加賀藩によって再建された「立山室堂」(国重要文化財)がある。立山室堂は、宿泊所の「室」と宗教施設の「堂」の機能を併せ持つ現存する最古の山小屋である。解体修理に伴い1992(平成4)年に行われた発掘調査で平安時代から江戸時代の土器・陶磁器や、室町時代の礎石建物跡が確認されている。



布橋灌頂会 (1996年に再現)



立山曼荼羅ほか信仰用具

²⁾ 立山信仰を広げるために描かれた仏教絵図。図柄は立山の地獄や浄土、布橋灌頂会の様子、立山開山の物語などを題材としている。

³⁾ 江戸時代、秋の彼岸の中日に芦峯寺で行われた女人救済の宗教儀礼。白の死装束をまとった女性たちが、念仏を唱えながら、この世の閻魔堂からうば堂川に架かった布橋(天ノ浮橋)を渡ってあの世のうば堂に入り、再び布橋を渡りこの世に戻る擬死再生の儀式。

近・現代の立山

立山信仰の衰退・変質を決定づけたのは明治維新である。1868年（明治元）年明治政府が打ち出した神仏分離令を契機に全国的な^{はいぶつ きしやく}廃仏毀釈の運動となった。立山においても「立山権現」は「雄山神社」に改称され、山麓の岩峯寺・芦峯寺の宗教村落も大きな打撃を受けた。一切の仏堂・仏像が取り払われ、登拝者は激減し、布橋灌頂会も行われなくなり、宿坊、衆徒は雄山神社の社人となった。

一方、1872（明治5）年、女性の入山が解禁されたことを皮切りに広く一般に開放され、近代登山がスタートする。外国人と中心とした探検登山やスポーツ登山の流入と重なって、子供たちの通過儀礼としての成人登山の風習が芽生えた。

1971（昭和46）年の立山黒部アルペンルートの全線開通後、立山黒部地域は年間100万人近くの登山者や観光客が訪れる日本を代表する山岳観光スポットとなった。しかし、宗教的な色彩が薄れた今日でも、多くの富山県民は朝夕に立山連峰を仰ぎ見て明日への活力、元気を得ている。また、「富山県に生まれたなら、一度は立山に登らなければ」とよく言われる。立山信仰は、その形を変えながらも今なお息づき、県民の心の支えとなっているのである。

これまで、立山の歴史文化については、主に立山博物館によって史料の調査研究が進められ、仏像など重要な信仰用具が国や県の文化財として指定され、保存・活用が図られている。今後は、信仰の舞台となった^{たまどのいわや}玉殿窟など立山禅定の名所・旧跡についても史跡指定に向けた取組みを進める必要がある。

⑤ 富山売薬の創業と発展

富山売薬の発祥

「富山の売薬さん」として全国に知られる薬のまち富山。300年以上に渡る長い歴史の中で脈々と築き上げられてきた富山の薬産業は、現代では、製薬だけでなく、容器、包装、デザイン、印刷、宣伝等にグループ化され大いに発展している。

この富山売薬の起源については諸説ある。その一つがよく語られる「^{はんごんたん}反魂丹」伝説である。富山藩2代藩主の前田^{まさとし}正甫が参勤交代で江戸城に登城した際、城内で腹痛をおこした大名に持っていた反魂丹という薬を与えたところ直ちに腹痛が治まった。その効能に驚いた諸大名が自身の領国での販売を依頼し、以来、正甫は売薬業を富山藩の中心産業の一つに育てあげたというものである。しかし、富山藩の史料には正甫と反魂丹の関わりは一切記されていない。一方、明治期に著された富山売薬の縁起では立山信仰が起源であるとされる。こちらも実証は困難だが、得意先への訪問日、配置薬の種類、売り上げ、家族の状況などを詳細に記した売薬の^{かけぼちよう}懸場帳と、立山信仰における諸国配札帳、^{だんなぼちよう}檀那場帳は近似した内容・性格を持つことから、相互に影響しあっていたことは確かであろう。

越中富山では、16世紀の中頃に薬種商の唐人座が開設されている。その後、17世紀中頃にかけて丸薬や散剤を製薬する専門の薬種商が現れ、これをさらに振興、発展さ

せ、売薬業の基礎を築いたのが、富山藩2代藩主の前田正甫である。正甫は、製薬し販売する売薬の振興を奨励することで後の富山売薬業への方向性を打ち出した。

19世紀になると富山藩は売薬業への管理を強め、1816（文化13）年には売薬商人の統制管理、薬種の仕入れ及び合薬製造の管理、経営指導、資金融資、他藩との交渉などを業務とする半官半民の反魂丹役所を設け、他藩との取引や資金援助、製品の品質保持にあたらせた。売薬商人も全国の行商先ごとに仲間（組）に分け、販売の管理統制を強めた。こうした売薬人から徴収した税金は、年貢米と並んで財政難に陥っていた富山藩を支えた。また、売薬業の発展に伴い、薬の包装紙やおまけの売薬版画の印刷などの関連産業も盛んになった。

先用後利の商法と全国展開

売薬業は滋賀県（近江売薬）や奈良県（大和売薬）などでも行われたが、いずれも店舗販売であった。これに対して富山売薬は個人を対象とした置き薬（配置薬）と、薬を前もって顧客に預け、使用した分の代金は後日に受け取る「先用後利」という独特の販売システムに加え、薬の効能はもちろん売薬人と得意先の厚い信用と信頼関係のなかで行われる商売であった。医療施設が十分整っていない時代であったため、いつ必要になるか分からない薬を何種類も常備しておくことは人々の大きな負担であった。このため、先用後利の商法は利便性が高く、全国各地の人々に広く受け入れられた。また、売薬商人は販売を促進する工夫として、歌舞伎役者や名所を多色刷りした錦絵（売薬版画）や紙風船といったおまけ（お土産）を持参し、行商先の顧客に喜ばれた。訪問の際のコミュニケーションを円滑にはかる大切な手段であり、商圈拡大に大いに繋がった。

越中薩摩組と北前船交易

藩財政が逼迫する江戸後期から、各藩は国産の奨励を進め、専売制度を設けるとともに、諸国からの輸入を極力抑える保護主義に傾いていった。富山売薬も例外ではなく、全国を行商する売薬商人は各地でたびたび営業の「差留」を受けた。売薬商人たちは、この差留を解除、あるいは未然に防ぐために、それぞれの旅先藩の立場を考慮し、藩経済にプラスになるような方策を行なわなければならなかった。その対策を示す好例が薩摩藩における富山売薬の対応である。

薩摩藩は本州の最南端に位置し、琉球（沖縄）や清国（中国）との密貿易が行われていたため、藩外からの人や物の流入には甚だ警戒が厳しく、富山売薬も、たびたび、営業を差留められた。薩摩藩は領内での営業を許可する条件として、一つは薩摩藩への昆布の献上、二つには中国との進貢貿易の必須商品である蝦夷地（北海道）から昆布廻漕を申し付けた。これに対して、能登屋林蔵を中心とする「越中薩摩組」の売薬商たちは、富山で雇い入れた北前船を用いて、薩摩藩主への献上品と中国との交易のための昆布を蝦夷地から薩摩へ輸送した。薩摩藩と富山売薬の秘密裡にして壮大な廻

漕業であった。この密貿易を通じて、薩摩組の売薬商人は沈香・麝香^{じや こう}などの薬材や羅紗などの高級織物を仕入れ、一方の薩摩藩は財政を立て直し、幕末の政局で活躍する経済的な基礎を築いた。

こうした富山売薬の変遷や実態を物語る貴重な資料として、製薬用具、行商用具をはじめ、得意先ごとに配置薬、売上げ高、家族状況などを記録した懸場帳など 1,818 点が国の重要有形民俗文化財に指定されており、現在、富山市の売薬資料館で保管、展示・公開されている。また、富山市郊外の旧北陸街道沿いに重厚で格調の高い造りの薬種商「旧金岡邸」(国登録有形文化財)がある。豪壮な建物の公開をはじめ、生薬、合薬の製造道具、製造過程などが展示され、富山の売薬の製造技術と歴史を知ることができる。



富山の置き薬 (©(公社)とやま観光推進機構)



薬種商：金岡邸（旧金剛寺屋）

近代の富山売薬

明治を迎えた時、富山藩は 100 種を超える薬を取り扱っていたが、明治政府が断行した廃藩置県によって富山売薬は拠り所を失った。このとき、富山の売薬商人たちは結束して、「売薬結社廣貫堂^{こうかんどう}」を発足させた。これが現在の株式会社広貫堂の始まりである。しかし、西洋医学の流入とともに、漢方医学や和漢薬は廃れ、富山売薬も苦境に立たされる。生き残りを図るため、1886 (明治 19) 年、輸出売薬を開始した。明治末期から大正の初めにかけて輸出量が増加し、中国やインド、アメリカなど数多くの国に販路を拡大していった。

また、明治以降、売薬業者は蓄積した資本を金融機関の設立や水力発電、鉄道建設など近代産業の発展に投じた。なかでも、金融機関の設立、発展に尽力した茶木屋中田清兵衛、株式会社「廣貫堂」(1876 年創業)を起し、中田らとともに売薬業者の相互扶助、経営資金の貸付け等を目途に富山売薬信用組合(現、富山信用金庫)を設立に尽力した能登屋密田林蔵^{みつだりんぞう}、本県初となる大久保発電所建設を皮切りに水力発電事業に打ち込み、その後は金融、鉄道、育英事業に力を注いだ金剛寺屋金岡又左衛門^{かなおかまたざえもん}などの活躍は、富山売薬の近代化のみならず、富山市のものづくり産業の根幹を築いた。

「富山のくすり」の躍進に向けて

こうした歴史を背景に富山県には数多くの製薬会社や配置薬販売業者がある。現在、新薬開発メーカー、ジェネリック医薬品メーカー、配置薬メーカーなど約80社と100を超える医薬品製造所を数え、人口あたりの医薬品生産額や製造所数は全国トップクラスである。なかでもハップ剤や軟膏、目薬などの製剤に高い技術を有しており、今なお「くすりの富山」として高い評価を得ている。この中には、富山市の中心市街地に白壁土蔵造りの店舗を構える「池田屋安兵衛商店」がある。江戸時代から続く製薬業者で、店内には色彩豊かでレトロなデザイン家庭薬が豊富に陳列され、昔ながらの丸薬の製造体験もできる。

富山県では、「くすり政策課」や「富山県薬事総合研究開発センター」、県立学校への薬業専攻科などを設けて、配置薬業を含む医薬品産業の振興を後押しするとともに、薬業に携わる人材育成の推進に努めてきた。2018（平成30）には「くすりのシリコンバレーTOYAMA」創造コンソーシアムが設立された。今後はさらに、県内の産学官が密接に連携した研究開発や人材育成、医薬品産業の一層の推進に取り組んでいくこととしている。「富山のくすり」は、300年の長い歴史と伝統の積み重ねのうえに、これからもさらなる発展を目指している。

⑥ 北前船の活躍

北前船の由来・概要

北前船とは、江戸時代中期から明治・大正時代にかけて、日本海沿岸の西廻り航路で商品の運搬に使用された廻船のことで、富山県では一般的に「バイセン」と呼ばれている。その語源については、売買を行う船であることから、利益が倍増することから、ベザイ船であることから、弁財天を祀る船であることから、などの諸説がある。

北前船では、北海道へは米、縄、むしろなどの農産品や酒を、北海道からはニシン、昆布、サケなどの海産物が運搬された。大坂へは主に米が積み出され、瀬戸内海の地域からは綿、塩、砂糖などが運搬された。こうした商品は、船長の判断により寄港した湊で随時、売買が行なわれた。この方式は「買積み船」と呼ばれ、荷物の運賃を利益とする「賃積み船」ではなく、船主が自分の才覚で荷を買い集め、寄港地で売買を行う、いわば今日の商社のような経営を特色とした。

この船が最も活躍した時代は、江戸時代末期から明治時代前期にかけてである。北海道開発と交易の確立、米を含む流通商品の多角化と安定供給、藩による地方廻送業の育成などによる安定した流通経済のもとに地域の廻船業者が成長し、湊の整備も相まって、廻船問屋に大きな利益をもたらした。この富はやがて富山県の近代化の推進のための資本として活用されていく。

北前船交易の成立と変遷

江戸時代、各藩の財政を支えていたのは年貢米で、加賀藩・富山藩では年貢米の多くを上方の市場へ運んで売却、換金していた。これを「大坂廻米」という。当初、船で敦賀や小浜へ輸送し、琵琶湖を経て上方へ輸送するルートをとっていたが、度々の積み替えで荷物の傷みがひどく運賃も高かったため、加賀藩では1639(寛永16)年、船のまま山陰廻りで関門海峡を通り、瀬戸内海経由で大坂への直送を試みている。17世紀後半に幕府が日本海沿岸から下関経由で大坂へつながる海運航路を西廻り航路として整備すると、加賀藩・富山藩でも年貢米を船で大坂へ直送する仕組みを確立した。

江戸時代中期からは新田開発が進み、後期には農業生産の一層の安定とともに、農産品の種類が増加し、収穫量も増大する。近畿地方では綿作が盛んとなり、蝦夷地(北海道)でとれるニシンを加工した肥料(メ拍)の需要が拡大した。加賀藩は上方商人による大坂廻送を、藩の直接雇用船で行うよう制度を改め、地元の廻船業の育成を図り蝦夷地との交易も活発化した。北前船の廻船問屋はニシン肥料にとどまらず、藍玉、昆布など多角的な取引を行うようになった。江戸時代末には、越中各地の湊町の有力者や売薬商人、船宿業、魚行商を営む者までもが廻船業に乗り出し、北前船の黄金期を迎えた。

また、「富山売薬」の項で記した越中の売薬商人による北前船を用いた蝦夷地からの昆布廻漕が、薩摩藩の財政立て直しを担い、このことが明治維新へと歴史を動かした影の原動力となったとして、近年、大いに評価されている。

明治時代には、時代の変化に応じた効率的で安定した海運業へと発展させていくために、高岡市伏木の藤井能三ふじい のうそうや東岩瀬の馬場道久ばば どうきゆうなどによって、汽船会社の設立や運営など近代化が進められた。しかし、明治時代末から大正時代にかけて、汽船運送の拡大、鉄道の整備による輸送手段の近代化、日本の都市や農村での産業構造の変化などにより、北前船は終焉を迎えることになった。

北前船の果たした役割

北前船交易が生み出した巨万の資本は、やがて伏木港や富山港の近代港湾としての整備、神通川の河川改修(直線化工事)といった社会資本の整備や、銀行の設立や電



江戸時代の概略的な航路
(松島吉信「北前船と富山」2019より転載)

力業、米穀・肥料業、保険業、運輸業、水産業、倉庫業など近代産業の育成などに投下され、富山県の近代化に大きな役割を果たした。また、旧制富山高等学校（現、富山大学）の創設など教育の推進にも投資され、本県の高等教育の普及・推進、人材育成の原動力ともなった。

さらに、北前船が蝦夷地からもたらした昆布は、日本の食文化を一変させるとともに、多彩な昆布料理の普及、加工技術の発展によって昆布は富山県民の食生活に欠かせない食材となっている。また、かつて北前船で賑わった県下の湊町には、出航の祝い唄や、九州から伝わったとされる民謡が伝承されている。

繁栄の記憶

北前船の寄港地として賑わった、高岡市伏木、射水市新湊（放生津）、富山市岩瀬・水橋には、当時の繁栄を伝える廻船問屋の豪壮な屋敷や土蔵が軒を並べ、往時の隆盛を伝えている。

【伏木地区（高岡市）】

小矢部川と庄川が合流した旧射水川の河口に立地した湊町である。江戸時代中期には、砺波平野の米や絹・綿織物などの産物を積み出す拠点として繁栄し、能登屋三右衛門、鶴屋善右衛門などの有力な船問屋が活躍した。

一帯には、木造切妻造り平入りの主屋に望楼が設けられた土蔵をもつ旧秋元家住宅（現：高岡市北前船資料館）をはじめ、棚田家住宅、旧伏木測候所（現：高岡市伏木気象資料館）（いずれも国登録有形文化財）など北前船に関わる様々な建物が残る。なかでも旧秋元家住宅では、藩が発行した船籍証明書である船鑑札、廻船問屋によって作られた広告用チラシの引札、海水がしみ込まないように強固な補強がなされた船箆箆といった北前船の関係史料も公開されている。

【新湊地区（射水市）】

江戸時代、放生津潟沿いの放生津町、六渡寺村、海老江村などが北前船の拠点として栄えた。放生津では、江戸時代末期から明治時代にかけて県下屈指の廻船業者として繁栄し、伏木の藤井能三らと三菱汽船の伏木入港に奔走した綿屋彦九郎、六渡寺では三ヶ屋彦四郎、湊屋清三郎らが活躍した記録が残る。

東西約 60m、南北約 70m と広大な敷地をもつ綿屋宮林家の豪壮な住宅では、かつて海から直接、船が蔵に横付けできるよう、屋敷地の周囲に巡らされた幅約 8m の濠を目にすることができる。庄川左岸では、明治時代にドイツ汽船を購入し、中国大連との定期航路の開設など本県の近代海運の基礎を築いた海運業者の旧南島商工本店（現：牧田組本社）（国登録有形文化財）、明治時代に北洋漁業に進出し、やがて倉庫業へ転換した網元八島家の倉庫などが残る。

【岩瀬地区（富山市）】

東岩瀬は神通川河口に立地した湊町である。1670（寛文10）年に加賀藩の米倉である御蔵が設けられ、富山平野で生産された米が上方へ積み出されていた。道正屋久兵衛や四十物屋仙右衛門、犬島屋仁兵衛ら廻船問屋が活躍した。一方、富山藩の唯一の積み出し湊であった神通川左岸地域では、1808（文化5）年の富山藩の船舶調査で、四方地区で120石を最高の石数とした16艘の北前船が、西岩瀬地区で450石を最高の石数とした28艘の北前船が確認されている。

一帯には、東岩瀬で5本の指に入る豪商として栄えた四十物屋：旧森家住宅（国重要文化財）や、北前船の廻船業を個人経営から会社経営へといち早く転換させ、北陸の北前五大船主の一人に数えられた道正屋：旧馬場家住宅（国登録有形文化財）などが船絵馬など関係資料とともに保存・活用されており、東岩瀬の北前船廻船問屋の典型的な住宅の佇まいや当時の隆盛をうかがうことができる。

【水橋地区（富山市）】

かつて、現在の常願寺川と白岩川は河口近くで合流し、水橋川となって富山湾へ注いでいた。水橋はこの河口に形成された湊町である。両河川を利用した内陸水運の拠点として重要な役割を果たした。また、加賀藩の米倉である御蔵も設けられ、江戸時代後期には北前船の拠点のひとつとなっていた。1859（安政6）年の記録では、「船手商売」として、東水橋の四十物屋弥右衛門、西水橋の石黒屋権七らの名が記されている。

現在は、廻船業の有志によって建立された河口近くの金刀比羅神社や、沖に停泊した北前船まで舳が荷物の運搬が行ったことを示す舳場跡の記念碑、石黒家、小松家などの豪壮な町屋建築などが往時の繁栄を今に伝える。



北前船廻船問屋：旧森家住宅



旧秋元家住宅（高岡市伏木北前船資料館）

⑦ 立山砂防から都市計画へ

暴れ川の誕生

北アルプスを源流とする常願寺川^{じょうがん じ}は、富山湾までの約 56 km を平均勾配 1/30 で一気に流下する世界屈指の急流河川である。火山性の脆く崩れやすい岩盤や風化作用、年間 5,000 mm を超える降雪・降雨量など立山連峰の独特な自然特性が複合的に作用し、古来、たびたび洪水や土石流を発生させてきた。そこへ江戸時代末期の 1858 (安政 5) 年 2 月 (新暦 4 月)、推定マグニチュード 7.3~7.6 の飛越地震が襲いかかった。この大地震によって大鷲山^{だいとんびやま}、小鷲山^{ことんびやま}が崩壊し、約 4 億 m³ もの土砂が巨大な窪地である立山カルデラに堆積し、常願寺川本流の真川を堰き止めた。やがて、大量の雪解け水を溜め込んだ堰き止め湖が大決壊を起こし、下流の富山平野に甚大な被害をもたらした。

この後も、立山カルデラ内には約 2 億 m³ もの大量の不安定な土砂が残されたことから、常願寺川は毎年のように鉄砲水や土石流を発生させる暴れ川へと変貌し、富山平野は幾度も甚大な大洪水・土砂災害に見舞われることとなった。

立山砂防の始まり

こうした土砂災害から暮らしを守るため、治山・治水事業を重点的に推進したいとの当時の富山の人々の強く熱い要望が実り、1883 (明治 16) 年に富山県は石川県から分県した。明治中頃の度重なる大洪水によって耕作地や住宅に甚大な被害が発生したため、1891 (明治 24) 年にはオランダ人技師ヨハネス・デ・レーケが招聘された。デ・レーケは常願寺川、庄川など主要な河川改修を計画し、平野部の治水を指導した。さらに県の土木技師：高田雪太郎^{たか た ゆき たろう}の活躍などにより、川幅の拡幅直線化、河口の分離、農業用取水口の合口化等が行われた。明治中頃の治水・砂防事業費は、ピーク時には県予算の 8 割をも占めていた。立山カルデラの常願寺川源流域では、山肌の崩壊と土砂の流失を防ぐ砂防堰堤の建設が進められていたが、1919 (大正 8) 年、1922 (大正 11) 年の豪雨によって発生した度重なる土石流によって壊滅的な打撃を受けた。

万策つきた富山県は、常願寺川流域の住民とともに国による常願寺川の直轄砂防工事を強く求め続けた。1924 (大正 13) 年、ついに砂防法が改正され国による直轄工事が可能となった。これを受けて、1926 (大正 15) 年、立山カルデラの砂防工事は国が直轄事業として引継ぎ、後に「近代砂防の父」と呼ばれる赤木正雄^{あか き まさお}の指導のもと近代技術を用いた本格的な砂防工事が開始された。

立山砂防の進展

赤木正雄は、恩師：新渡戸稲造^{に と べい ぞう}の薫陶を受け若くして治水、砂防を志し、自費でヨーロッパに留学し、近代砂防技術を習得した内務省で唯一の砂防専門技師であった。1925 (大正 14) 年、富山へ派遣された赤木は、立山カルデラを踏査し、カルデラ出口に強固な堰堤を築いて両岸の山崩れを防ぎ、大量の土砂を受け止め、河床の勾配を緩やかにする。さらに、源流域の崩壊地に複数の堰堤を築き、カルデラ全体の安定化を図る

という「常願寺川砂防全体計画」を策定した。

1926（大正 15）年、初代立山砂防事務所長として赴任した赤木の指導のもと、まず、現地事務所の建設、資材運搬のための砂防工事専用軌道の敷設が行われ、1929（昭和 4）年、基幹となる堰堤（白岩堰堤）の建設が開始された。工事は、赤木の後を引き継いだ高橋嘉一郎^{たか へし か いちろう}らによって、土石流に対抗できる材料として当時、貴重な資材であったコンクリートが採用され、最先端の大型建設機械を駆使して進められ、1939（昭和 14）年 12 月、10 年の歳月を費やし、我が国随一の規模・構造を誇る白岩堰堤^{しら いわ}が完成した。白岩堰堤の建設と合わせて、常願寺川の源流域では浸食・崩壊を防ぐ 22 基の階段式堰堤（泥谷堰堤^{どろ だに}）が、中流域ではカルデラ内から流れ出た土砂を貯める巨大堰堤（本宮堰堤^{ほん ぐう}）が相次いで建設され、常願寺川の上流から中下流まで一貫して土砂や水の流れをコントロールする砂防施設が整った。国による直轄事業の開始から 90 年余が経過した現在も、立山カルデラでは国土交通省による継続的な砂防事業が絶え間なく進められており、富山平野の人々の暮らしを守り続けている。

水系一貫の総合的な近代技術によって築かれた白岩堰堤、泥谷堰堤、本宮堰堤は、2017（平成 29）年、「常願寺川砂防施設」として国の重要文化財に指定されるとともに、世界文化遺産の諮問機関であるイコモスの国内委員会による「日本の 20 世紀遺産 20 選」に選定されている。富山県では、立山砂防の世界文化遺産登録を目指し、国や関係市町村、関係団体と連携・協力しながら、国際シンポジウム等の開催による立山砂防の顕著な普遍的価値の調査研究と情報発信、高校生や大学生など若い世代への普及啓発事業などに鋭意取り組んでいる。

交通インフラの整備と電源開発の推進

常願寺川をはじめとした急流河川の安定化に伴い、河口に設けられ北前船の寄港地であった伏木港や東岩瀬港などの港湾が、浚渫、拡幅、護岸建設などの大工事によって施設の近代化が図られた。また、鉄道の敷設も明治時代のもうひとつの特徴である。日本海側の大動脈である北陸線、砺波平野の中越鉄道が相次いで建設され、物流による地場産業の活性化が図られた。

大正時代になると、治水・治山の施策は、天恵のエネルギーの源でもある「山と水」を活かすため、水力発電の建設へと展開していった。常願寺川水系の県営水力発電事業を皮切りに、黒部川、早月川、神通川、庄川など県内の大小多くの水系で民間の電気事業が展開された。その豊富な発電量は、県営電気事業で 1930（昭和 5）年に県一般会計の 8.3%に達し、1934（昭和 9）年には県別水力発電で富山県が第 1 位となった。まさに富山県は「日本の電源地帯」であり、「水力王国富山」と称せられるようになったのである。水力発電による低廉で豊富な発電は県の工業化を誘導し、繊維産業に加え、化学工業や金属工業の工場建設が進められた。1921（大正 10）年に県の工業生産額が農業生産額を上回ってからは、日本海側を代表する工業県として発展した。

県内の水力発電量は、大正時代末に約 14 万kWと全国の総発電量の約 7%だったもの

が、1935（昭和10）年には約26万kWと全国最大の約17%を占めるまでに成長し、名実ともに「電気王国富山」に昇りつめた。しかし、1937（昭和12）年の日中戦争勃発を契機に、電力管理法の公布など電力の国家統制が進み、県営発電事業も国へ譲渡されることとなった。

1924（大正13）年に竣工した常願寺川の豊富な水量を利用した水路式の上滝・松ノ木・中地山の旧県営発電所は、現在も北陸電力の施設として稼働中であり、県内の初期の鉄筋コンクリート造建物としても重要であることから、国の登録有形文化財に登録されている。

都市計画の発展

富山平野の山と川の安定化が図られた後、次いで富山市中心部の整備も積極的に進められた。まず1924（大正13）年、富山市と東岩瀬町を結ぶ富岩鉄道（現：富山地方鉄道）が開業した。その後、1928（昭和3）年に決定された富山都市計画事業に基づいて、東岩瀬港と富山駅を結ぶ富岩運河（富岩運河）の開削、富山市街路網の整備、神通川の廃川地の土地区画整理の3本柱からなる全国的にも珍しいプランが実行された。富岩運河は富山湾と市街地を結んで船運による物流を促進し、その掘削土砂を神通川の廃川地に埋め立てて新たな官庁地区を設け、現在の富山県庁、電気ビルなどを建設するといった、富山市の近代化に大きな役割を果し、現在の富山市の都市景観の形成、



常願寺川砂防施設（白岩堰堤）



常願寺川砂防施設（本宮堰堤）



常願寺川砂防施設（泥谷堰堤）

発展の源となった大事業であった。

富岩運河の水閘施設（中島閘門）は、1998（平成10）年に、昭和の土木構造物としては全国初となる国重要文化財に指定された。現在、一帯は「富岩運河環水公園」として整備され、ソーラーボートで運河クルーズが楽しめる県民憩いの場として親しまれている。また、富山県庁舎や電気ビルも富山都市計画事業を象徴する建造物として、国の登録有形文化財に登録されている。

富山県の近代化の歴史を語るとき「明治の治水、大正の発電、昭和の都市計画」というフレーズがよく郷土史などに登場する。県内にはこの3種類の施設に加え、河川を跨ぐ道路橋や鉄道橋が多いこと、灌漑用の農業用水施設が県下一円に設けられていることも大きな特徴として加えることができる。こうした近代化事業に共通するキーワードは「水」であり、富山県の近代化は、まさに水との闘いと共生の歴史であると言えることができる。

⑧ 五箇山の合掌造り集落

成立の背景－五箇山の暮らし

富山県南西部の山間部に位置する五箇山地方の集落は、庄川流域に形成された狭い段丘面に立地している。冬の積雪が3mを超えることもある豪雪地帯で、平地に恵まれず、水田や畑に乏しい生活環境であった。人びとは、厳しい自然環境のなかで、浄土真宗を篤く信仰し、結束力と協力関係を築きながら、乏しい資源の有効な利用に知恵をしぼって暮らしをたてた。わずかな畑でヒエやアワ、ソバなどが栽培され、山林から木の実、山菜などを収穫し、炭や薪、蠟、漆の生産と採取が行われたが、こうした生産活動は人々の生活を豊かにするほどのものではなく、養蚕と塩硝と和紙が地域と人びとの暮らしを支えた。

合掌造り建物の発生

合掌造りは茅葺きの叉首構造の切妻屋根の建物で、急勾配の屋根が手を合わせた姿（合掌）に似ていることから名付けられた。江戸時代になると養蚕が本格化し、山間地における養蚕は桑の集積や蚕の飼育に室内の広い空間を必要とした。そこで、屋根裏の空間を2層3層に仕切って最大限に利用し、採光の必要性から屋根を切妻にして明かり取りの窓を設ける「合掌造り」という独特の構造が生まれたと考えられている。

さらに、加賀藩の庇護と統制の下、火薬の原料である塩硝の生産が江戸時代を通して行われた。塩硝作りは、家屋の床下の地面を深く掘り下げた穴のなかで行うので、その生産と管理には床面積の広い家屋を必要とした。

和紙作りにおいても、広い土間が作業場として使用された。こうして「合掌造り」家屋は、豪雪への対応として急勾配の屋根をもち、室内、特に屋根裏に広い空間を確保して人びとの生活と生業を支えた。

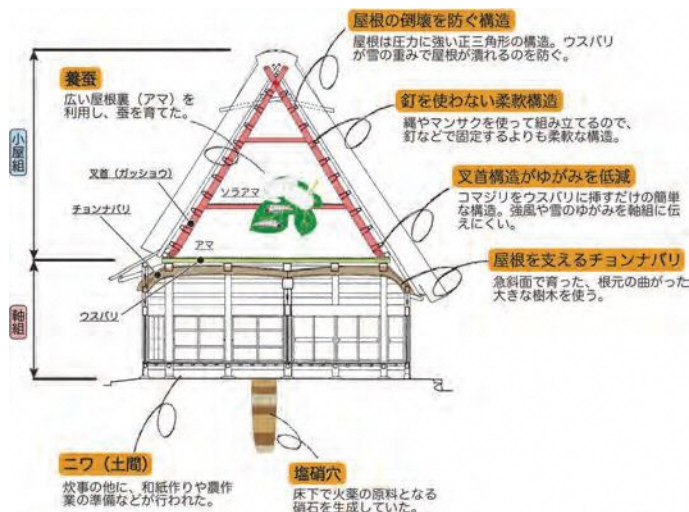
合掌造り建物の構造と生活

合掌造り家屋は、軸組（柱・桁など主要部の構造）と小屋組（屋根を支える骨組み）がはっきりと分けられる点が、一般的な民家とは異なる特徴である。軸組は大工が伝統的な組み方で立ち上げるが、小屋組は住民が協力して作り、集落の慣習が生み出したものと考えられることができる。

さらに、積雪が3mを超える豪雪地帯の五箇山では、雪の重みや強風に耐える構造は何よりも重要だった。小屋組は、又首を三角形に開いて屋根を急勾配とし、軸組との接点となる又首下端を「ウスバリ」に挿し込むだけの簡単な構造で自由に動き、積雪や強風による荷重や横揺れに強いといわれる。また、その屋根の重さを柱に伝える軸組の「チョンナバリ」は、山の傾斜で育った根元の曲がった樹木を使い、構造的にも技術的にも工夫がみられる。



世界遺産 五箇山の合掌造り集落（相倉集落）



五箇山の合掌造り家屋の構造

茅葺の切妻屋根は、片面を15年から20年に1回ほど葺替え作業を行う必要がある。一家族で行うには多大な労力、費用と期間がかかるため、村人たちが大勢で材料を持ち寄り、共同で作業（「結い」と呼ばれる）を行った。

室内に壁仕切りや押入がなく不便だが、戸をはずすと大黒柱を中心に大広間を確保できるので、報恩講や冠婚葬祭などの行事が盛大に執り行える。家全体を開放できる間取り構造は、近隣との親密性と一体感を高め、地縁関係を深めていった。一番広い居間（オエ）の中央部には、真四角に区切った「いろり」がある。周りは板の間（後に畳敷き）で、鉤（カギズリ）が下がって鍋がかけてあり、食事をする家族だんらんの場所でもあった。

保存への取り組み

五箇山地域の相倉・菅沼合掌造り集落は、特徴的な合掌造り家屋や板倉はもちろんのこと、石垣・水路に至るまで伝統的な集落景観と周辺の自然環境が良好に保存され、

日本の他のどの地方にも見られない貴重な文化財であると評価され、1970（昭和 45）年に国の史跡に指定、さらに、1994（平成 6）年に重要伝統的建造物群保存地区に選定、そして 1995（平成 7）年には世界に誇る人類共通の宝として、我が国で 4 番目となる世界文化遺産に登録された。

しかし今日、住民の高齢化による維持継承、空き家住宅の維持管理、屋根材の茅場の維持・再生などが新たな課題となっており、さらに、観光客に対するガイド機能の充実や駐車場の確保、普及啓発活動が求められるようになっている。これらの課題に対応するため、2012（平成 24）年に「南砺市五箇山世界遺産マスタープラン」を策定、さらに 2020（令和 2）年には、国史跡「越中五箇山相倉集落・越中五箇山菅沼集落保存活用計画」を策定し、住民と行政が一体となった保存継承の取組みが進められている。

【世界文化遺産 白川郷・五箇山の合掌造り集落】

1995（平成 7）年 12 月、五箇山の「相倉集落」「菅沼集落」の両集落は、隣接する岐阜県白川村の「荻町集落」とともに「白川郷・五箇山の合掌造り集落」としてユネスコの世界文化遺産に登録された。

2012（平成 24）年 11 月には、「世界遺産条約採択 40 周年記念富山会議」が開催された。国内外の世界遺産や文化財保護の専門家が五箇山を訪れて、合掌造り集落の保存・継承の取組みを視察し、「こきりこ」や報恩講料理といった伝統的な民謡、郷土料理を体感し、「世界でも稀にみる美しい集落で、周囲の環境もすばらしい。住まう人々も生き生きと暮らしている。」と高い評価を残した。

⑨ 砺波平野の散村

成立の背景

急流河川が多い富山県では、県西部の庄川流域や、県東部の黒部川流域に広い扇状地が形成され、広大な耕地の中に民家が散らばって点在する集落が形成されている。なかでも庄川流域の砺波平野では現在、約 220 km²に屋敷林に囲まれた約 7,000 戸の農家が 50～100mほど離れて点在する、国内最大級の散居が広がっており、「砺波平野の散村」として広く知られる。

河川の洪水を避けるため、微高地を選んで開拓がはじまり、人々は開墾した土地のなかに家を建て、周りに屋敷林をめぐらせた。家の周りに水田を確保することで水の管理、施肥等が容易となり、農作業を効率的に行うことができた。

江戸時代、加賀藩では、年貢をかける割合を公平にするために「田地割制度」を実施した。この制度では各農家の耕作田が分散してしまうことから、多くの人々は農地を相互に交換して、できるだけ自分の家の周囲の土地を耕作するように努めた。加賀藩でも、こうした耕作方法が農業経営上有利であるとして黙認した。また、加賀藩は積極的に治水事業を手がけ、支流の川を用水として利用し、網目状に用水路を造り上

げた。これにより、さらに一層開拓が進み、用水路の隙間を埋めるように家が建ち、今日の散村が形成されていった。

屋敷林とその役割

農家を取り巻く屋敷林は「カイニョ」と呼ばれる。砺波平野の開拓時に周囲の森林の一部を残したのがその始まりとされる。冬の季節風や春の強風から家を守るため、また、冬の寒さをしのぎ、夏の強い日差しを避けるためにも屋敷林は欠かすことのできないものであった。屋敷林はスギを主体に、多様な樹木で成り立っている。樹木の小枝や落葉は燃料となり、成長した樹木は建築資材として利用された。屋敷林の中に果樹や食用や薬草になる草花も育てられた。砺波地方には、「高(=土地)を売ってもカイニョを売るな」という言葉が伝わる。日々の生活に欠かせない屋敷林が大切に守り育てられ、散村の景観が維持されてきた。

このように散村の農家の人々は、自分の住まいのまわりの農地を耕して生活の糧とし、日常生活に必要な資材を屋敷林から調達するという、極めて自給自足に近い生活を行ってきた。散村という集落形態は、砺波平野で暮らした先人たちが、自然に働きかけて、自然を改変しながらも、自然との共生を図ってきた知恵の結晶ともいえる。

散村の住まい

散村の農家の広い屋敷地の中には、主屋を中心として納屋や土蔵、灰小屋などがある。主屋は東を向いて建てられ、前庭は広く、かつては農作業場として利用された。季節風の強い西側と南側にはスギを中心とした屋敷林を植え、屋敷の周りにはスギの垣を巡らせている。

主屋の建物は、かつては茅葺き屋根のクズヤと呼ばれる家であったが、明治中頃以降は徐々に瓦屋根に変わっていった。梁間の大きな切妻造り妻入りで、正面の妻側をテンバリ(天梁)や束、貫を組み合わせて碁盤目状とし、その間を白壁で塗った「アズマダチ」と呼ばれる美しい建物が特徴的である。



砺波平野の散村



アズマダチの農家住宅

家の間取りは、広間を中心として座敷、茶の間、寝室、台所などを配置した広間型で、家の中心となる広間は、冬の積雪に耐えられるように「杵の内（ワクノウチ）」造りと呼ばれる太い大黒柱やヒラモン（指鴨居及び縦横に入る梁）などで組み上げられた頑丈な構造となっている。座敷には大きな仏壇が置かれ、冠婚葬祭など大切な行事の際には、座敷と広間の間の戸をはずして開け広げ、多くの人が集まれるようにした。

これからの散村

第二次世界大戦後の工業化と経済発展は、人々の生活環境にも大きな影響を及ぼし、散村の暮らしや屋敷林の役割にも変化がみられるようになった。炊事や冷暖房には電気や灯油、ガスが使用され、家の建築にも外国の安価な木材が使われるようになった。現代の暮らしのなかで、屋敷林の効用は次第に薄れ、落ち葉の掃除や枝打ち作業に多くの手間がかかるため、屋敷林を伐採したり、過度に枝落としをする家が増加してきている。

しかし、屋敷林は、厳しい自然を和らげ安らぎと潤いを与える、空気をきれいにするなど、今も大切な役割を果たしており、その効用が再認識されている。砺波市、南砺市では、屋敷林の維持費用の助成や、条例を制定して地域住民の意識向上に努めている。また、市民ボランティアによる地道な保全への取り組みが進められている。

⑩ 多彩な祭り・行事

本州の日本海側、中央北部に位置する富山県は、三方を立山連峰をはじめとした高く深い山々に囲まれ、北には広く深い富山湾が広がる。夏は蒸し暑く、冬は雪に閉ざされ、常願寺川、黒部川など幾筋もの激流河川はたびたび洪水を引き起した。こうした厳しくも豊かである自然は、田畑、山、海に豊かな恵みをもたらした。人々によって長きにわたって営まれた生産・生業や日々の暮らし、信仰活動などから生まれ、育まれた多彩な祭り・行事が、農山漁村はもとより町屋でも、歴史的な経緯の中で脈々と大切に受け継がれている。

祭り・行事の種類

山の神、田の神、海の神など生業に関わる神をもてなして収穫や安全を祈念し感謝する祭り・行事が伝承され、曳山や行燈、獅子舞、稚児舞など華やかで魅力的な祭りも多い。また、「真宗王国」と呼ばれる土地柄でもあり、寺院にも特徴的な祭りがある。さらに、それぞれの地域の歴史や生業に根付いて生まれ、発展してきた民謡や踊りも継承されている。一方で、小正月の行事などのように、ほとんど姿を消したのものもある。

【季節に関するもの】

正月・小正月には、入善町「^{むらまち}邑町のサイノカミ」（国無形民俗）や南砺市「^{とが はつ}利賀の初午行事」（県無形民俗）、射水市「^{ふり}下村加茂神社の鱒分け神事」、各地で実施される左義長などがある。農業従事者の「^{くわさま}お鋤様」や「^{なり き ぜめ}おおべっさま迎え」、「成木責」など、漁業従事者の「恵比寿（エビス）講」、「^{おがわ}キシユウ（起舟）」など、売薬従事者の「神農祭」、「薬師祭」などが行われる。

節分や七夕などの節句には、射水市「^{お た う え}下村加茂神社の御田植祭」（県無形民俗）、滑川市「滑川のネブタ流し」（国無形民俗）、黒部市の「^{なか じん}中陣地区のニブ流し」と「尾山の七夕流し」（ともに国選択・県無形民俗）、氷見市や南砺市では「節句（セック）行事」などが行われる。

新・旧盆には、火を焚いて先祖の霊を迎えるオショウライ（御精来、御精霊）やお地蔵様を供養する地蔵盆が各地で行われる。高岡市「^{つくりもん}祭り」は、地蔵盆が発展したもので、お地蔵様に供えられた野菜で作られる造形である。

その他には、立山町の「^{おんば}様のお召し替え」（県無形民俗）や「スズクリ（数珠繰り）」、雨乞い・水神様の行事、風祭りの行事、屋敷神を祭る行事、雪形に対する信仰から行われる行事などがある。また、高岡市「^{みくまやまつり}高岡御車山祭の御車山行事」（国有形・無形民俗）や砺波市「^{で まち こども か ぶ き}出町子供歌舞伎曳山」（県無形民俗）などの^{つき やま ひき やま あん どん}築山・曳山・行燈行事が春または秋に各地で行われる。さらに、魚津市「^{お が わ じ}小川寺の獅子舞」（県無形民俗）など伝承数が全国最多とされる獅子舞が、県内各地の集落で春秋またはどちらかに行われる。

【生産・生業に関するもの】

農業、漁業、林業・狩猟（山仕事）、商工業、運輸の5つの生業に関連して行われる。生活の基盤である農耕に関しては、射水市「^{やんさんま}下村加茂神社やんさんま（流鏝馬）」（県無形民俗）や「^{おがわ}下村加茂神社の御田植祭」（県無形民俗）、「^{おがわ}お鋤様」、「^{おがわ}成木責」、「^{うし}鳥追い」、「^{こ う じょ さい}ネツオクリ」、「^{こ う じょ さい}蝗除祭」、「^{よーたか}ヨータカ（夜高）」など多くある。漁業では、漁港で豊漁を祈念する「^{えびす}えびす祭り」のほか、不良が続いた年に不定期に開催される射水市「^{ぼんぼこ}ボンボコ祭り」（県無形民俗）などがある。林業・狩猟（山仕事）に関しては、春先に各地で山の恵みに感謝し、山仕事の安全を祈念する山祭りが行われる。伝統的な地場産業として発達した売薬・製薬業や鋳物業に関する祭り・行事は富山の特徴といえる。売薬従事者が行う正月・小正月行事のほか、製薬関係者が行う富山市「^{だうほう}大法寺の二天会・正甫公法祭」や富山市「^{まん だい じょうかん}妙国寺の万代常閑報恩祭」がある。高岡市の鋳物業者は、^{ごいん さい}加賀藩の保護に感謝して「御印祭」を行う。

【社会生活に関するもの】

健康や安全などを祈る講に関する行事には「^{おひまち}お日待ち」や「^{すずくり}数珠繰り」、「^{かづね}庚申講」、「^{くわんおん}観音講」などがある。フェーンなど強い季節風を避けるための「^{かぜ}風祭り」、水害や干

ばつ被害を避ける「雨乞い祭り」、「水神祭」などが行われている。高岡市「与四兵衛祭」や南砺市「福光の検知祭」、黒部市「愛本新用水天満宮祭松明祭」、小矢部市「宮永正運墓前祭」など村を救った偉人・義人の顕彰あるいは地域の発展や新しい用水や町・村立てなど特定の事由等を起源に行われるものもある。生活の基盤を揺るがず自然災害から免れることを祈る行事が多いが、都市部では講に関する行事が失われつつある。

【信仰に関するもの】

様々な災難を払い落とす厄払いに関するもの、「鶯替え」や「湯釜神事」など人々の吉凶占いに関するもの、天神信仰や太子信仰などの信仰心に基づくものの3つに分類できる。報恩講や御影様、太子講、絵解きなど浄土真宗の行事、男子がいる家庭で正月の床の間に天神様を飾るなどの天神信仰に関する行事は富山の特徴である。また、社寺の祭礼時に奉納される5箇所あけびの稚児舞（稚児踊）のうち、射水市下村加茂神社、黒部市明日法福寺・富山市婦中町熊野神社の稚児舞は、国無形民俗文化財（「越中の稚児舞」）に指定されている。

富山の祭り・行事の特徴

【全国屈指の伝承数を誇る獅子舞】

本県には約1,200件の獅子舞が伝承され、現在でも800件を超える獅子舞が春・秋の祭礼などで演じられている。本県の獅子舞には、神輿などの行列の露払い役として獅子ぎょうどうが練り歩く中世由来の「行道獅子」と「芸能の獅子舞」がみられる。獅子舞とは獅子と獅子あやし（天狗、シシトリ、キリコ、金蔵きんぞうなど）などで演じられる民俗芸能で、獅子舞調査等により獅子を舞う人数から主に県西部に分布する「百足獅子」と主に県南部から東部に分布する「二人立ち獅子」に大別され、さらに、地域ごとに異なる演目やリズム、使用する道具などにより、百足獅子は氷見獅子、砺波獅子、射水獅子に、二人立ち獅子は金蔵獅子きんぞうと下新川獅子しもにいかわに分類されている。



行道獅子（魚津市：小川寺の獅子舞）



百足獅子（砺波市：苗加の獅子舞）

【多様な^{つき やま}築山・^{ひき やま}曳山・^{あん どん}行燈行事の伝承】

本県は、全国的にも築山・曳山・行燈行事が比較的密に残っている地域のひとつで、24件6タイプの多様な築山・曳山・行燈行事が伝承されている。

置山形態：高岡市「二上射水神社の築山行事」(県無形民俗)、射水市「放生津八幡宮の築山行事」(国無形民俗)、花山型曳山：高岡市「高岡御車山祭の御車山行事」、射水市「放生津八幡宮祭の曳山行事」(ともに国無形民俗)など、屋台型曳山：南砺市「城端神明宮祭の曳山行事」(国無形民俗)、富山市「八尾町祭礼曳山」(県有形民俗)など、子供歌舞伎型曳山：砺波市「出町子供歌舞伎曳山」、夜高型行燈：南砺市「福野の夜高祭」(ともに県無形民俗)、タテモン型行燈：魚津市「魚津のタテモン行事」(国無形民俗、県有形民俗)に分類される。

2016(平成28)年には「山・鉦・屋台行事」として全国33件の行事がユネスコ無形文化遺産に登録され、本県からも高岡御車山祭の御車山行事、魚津のタテモン行事、城端神明宮祭の曳山行事の3件が選ばれている。



高岡御車山祭の御車山行事



魚津のタテモン行事



城端神明宮祭の曳山行事

【道具としての「火」の多用】

神を迎えるため火を焚いて場を清めたり、神の練り歩きに見立てたり、封じ込めた眠気や穢れを燃やしたり、松明を燃やして五穀豊穰を祈るなど様々な形や目的で火が使われる。こうした火を伴う祭りには、滑川市「滑川のネブタ流し」(国無形民俗)、射水市二口熊野社や櫛田神社の火渡り神事などがある。

祭り・行事は、地域の誇りであり、その絆を深める地域共通の財産である。過去から現代を貫く地域固有のアイデンティティを発現し、一度喪失すると復活が困難で、住民の連帯性が弱まり、地域の魅力も失われてしまう。しかし、近年の社会環境や人々の意識の変化などによって、各地で継承が困難となっているものも多い。担い手の育成と継承のためにも、今日まで守り伝えられてきた“いわれ”や“ゆえん”などを正しく理解し、価値を発見、発信することが求められている。

⑪ 富山の伝統工芸技術

富山県は、日本海側を代表する「ものづくり」県として知られる。自然豊かで、水資源に恵まれた土地柄である一方、かつて冬季は、深い雪に閉ざされる厳しい環境であり、その中で、勤勉で粘り強い県民性が育まれた。伝統工芸の分野でも長い歳月と人々の着実な努力によって、高度な技術が磨き上げられ、現代に至るまで確かな技術が脈々と受け継がれている。さらに近年では、伝統的なものづくりに新たな息吹を吹き込み、世界を視野に深化を続けている。

【高岡銅器】

400年以上の歴史と伝統を受け継ぐ高岡銅器は、銅合金の鋳物では日本のトップシェアを誇る。日本各地の寺院の梵鐘や仏具、ブロンズ像をはじめ、美術品、インテリア用品など製品は実に多彩である。高岡では、原型製作・鋳造・彫金・着色などの工程ごとの分業制が特徴で、それぞれの工程で熟練した職人が技術の粋を発揮し、それらが連携することにより優れた製品が仕上がる。

高岡銅器は、高岡に築城した加賀前田家2代当主：前田利長が、1611（慶長16）年に、近郷から7人の鋳物師を招いて特権を与え、現在の金屋町に鋳物場を開かせたことに始まる。当初は鉄製の鍋、釜、鋤・鍬などの生活用具を製作していたが、やがて銅製仏具等の製造が盛んとなり、鋳造技法も古来の双型技法に加え、焼型技法、精度

の高い蠟型技法などが用いられた。明治期には旧加賀藩の彫金や象嵌の名工たちを招き、毛彫り、透かし彫り、蹴り彫りといった高度な技巧を駆使して優美な模様を創造した花器や香炉が万国博覧会など海外で高い評価を得た。

現在では、銅や亜鉛、錫などの合金の他にも錫100%やアルミの素材を使った新しいものづくりが盛んに行われている。



高岡銅器の鋳造（©(公社)とやま観光推進機構）

【高岡漆器】

高岡漆器も、銅器と同じく、1609（慶長14）年に前田利長が高岡に町を開き、指物職人が高岡に移り住んだことに始まる。指物師は箆笥や長持などを作り、朱漆を塗る「赤もの」を製作していたが、その後、京都で学んだ職人が擬堆黒や存星といった中国風の技術を取り入れた。江戸末期には中国漆器を研究した石井勇助が唐風の花鳥・山水を鏤絵で描き出し、箔絵、玉石、螺鈿などの技法を組み合わせた「勇助塗」を確立し、また、明治時代には「彫刻塗」や「青貝塗（螺鈿）」の技法も多くの製品で取り

入れ、人気を博した。この高岡漆器を代表する3つの技法は、高岡の工芸技術の結晶である高岡御車山に見ることができる。昭和に入ると生産と販売の近代化が図られ、戦後には木地、彫刻、加飾の工程が分業化した。近年は、伝統的な製品に加え、アクセサリーやスマートフォンのケースといった現代の暮らしに沿った製品が数多く制作されている。

【井波彫刻】

南砺市に受け継がれる井波彫刻は、江戸時代中期（1762年）に火災で焼失した瑞泉寺本堂の再建のために京都から派遣された東本願寺の御用彫刻師：前川三四郎から、地元の宮大工たちが彫刻の技術を習ったのがはじまりと伝わる。

井波彫刻は仕上げまでに200～300種類もの鑿と彫刻刀を使い分け、厚みのある木材から立体的で躍動感のある絵柄を掘り出すのが大きな特徴である。明治期には寺院欄間の技術を住宅用欄間に生かして製作の場を広げ、現在も約200人の彫刻師たちが個性豊かな作品づくりを競い合う。手掛ける製品は、全国の寺院や神社、住宅の欄間や彫刻、仏像、獅子頭から、文化財となっている曳山の修理まで様々である。こうした職人たちが瑞泉寺の参道沿いに造り上げた彫刻工房と町屋が軒を連ねる井波の町は、2018年（平成30）年、「宮大工の鑿^{のみ}一丁から生まれた木彫刻美術館・井波」として、県内2例目の日本遺産に認定された。



井波彫刻（©(公社)とやま観光推進機構）

【越中和紙】

豊かで清らかな水に恵まれた富山県では、地域の歴史に根付き、暮らしに沿った和紙が製作されてきた。県内では八尾和紙、五箇山和紙、蛭谷和紙の3つが国の伝統工芸品に認定されており、その総称が越中和紙である。

富山市八尾町の山間部では、富山から全国へ届けられた売薬の包装紙などの加工用に丈夫な和紙が作られていた。現在では華やかな型染めの和紙が生み出され、多彩な和紙小物が人気を集めている。

世界文化遺産に登録された合掌造り集落がある五箇山地方では、江戸時代には加賀藩の御料紙として和紙が製作された。気温の寒暖差が著しい五箇山では、原料となる楮は繊維が緻密に育つ。それを寒晒^{かんざら}しして漉き込む^すことでより丈夫な和紙ができ、文化財の修復用紙としても用いられている。

富山県朝日町では、約400年前、滋賀県東近江市の蛭谷から移住して来た人々が故

郷の名をとりその地を「蛭谷」と名付け、和紙製作を冬季の内職とした。薄く強い紙は障子などに重宝され、昭和初期には 120 軒近くの家々が和紙作りを行っていたが、地区の大火災や急激に変化する社会情勢の中で姿を消していった。現在、「蛭谷和紙伝承協議会」が発足するなど和紙文化の復活に向けて新たな活動が始まっている。

このほか県内には、国無形民俗文化財に指定されている「越中福岡の菅笠^{すげがさ}」をはじめ「庄川挽物木地」、「高岡仏壇」など多彩な伝統工芸技術が受け継がれているが、文化財としての実態把握や評価、情報発信等は不十分な状況にある。今後は、こうした特色ある伝統工芸技術の価値や魅力を再発見、再認識する取組みを充実させていく必要がある。

⑫ 富山の郷土料理

富山県は豊かな自然に恵まれ、なかでも、日本有数の深さと魚の豊富さで知られる富山湾は、ブリ、ホタルイカ、シロエビをはじめとした新鮮な魚介類の宝庫である。また、急峻な山岳地帯に端を発する常願寺川、黒部川、庄川などによって形成された肥沃な大地で生産された良質な米を基本食材に、北海道からもたらされた昆布やニシンなどの食材が相互に結びつき、昆布^めや昆布巻きなどが、山里では「かぶら寿司」などの発酵食品、山菜料理など県内各地に富山でしか味わえない伝統的な郷土料理を育ててきた。

また、こうした郷土料理にマッチする美味しい地酒も数多く醸造されている。富山県は、1 年を通じて冷たい雪どけ水を供給する山々があり、その山々に降り積もった雪が豊富な伏流水となって流れ下る酒づくりに適した土地柄である。県内各地に 20 軒余の酒蔵があり、良質な酒米とこのミネラル豊富で良質な水を仕込み水として美味しい地酒を醸し出している。海沿いでは富山自慢の新鮮な魚料理と相性の良い淡麗で切れのあるすっきりとした地酒、山里では川魚や発酵食品に合う芳醇でコクのある地酒などがいろいろ味わえる。

こうした伝統的な郷土料理や食文化は、食生活が豊かになった現在でも脈々と受け継がれている。

富山の郷土料理の特徴

【昆布料理の発達】

富山県は昆布の一戸あたりの消費額が全国トップクラスで、富山市の一世帯あたりの昆布の年間支出金額は群を抜いて全国 1 位を誇っている。北前船交易や、明治時代に本県から昆布の産地として有名な羅臼町に移住した多くの人たちによって、北海道から豊富にもたらされた昆布やニシンは富



ニシンの昆布巻き

山の郷土料理に深く溶け込んでおり、煮物の出汁として使われるだけでなく、昆布巻きかまぼこ、ニシンの昆布巻き、刺身や山菜の昆布メなど様々な料理に用いられた。他にも、とろろ昆布、おぼろ昆布、刻み昆布など他地域には見られない富山県独自の昆布食文化が生まれ、広く浸透している。

【^{ほう おん こう}報恩講料理の日常化】

浄土真宗では、宗祖：親鸞の命日の前七日間に報恩講を営み、勤行、説教の後に精進料理がふるまわれる。報恩講は、信者にとって1年で最も大切な仏事であり、親類縁者や隣近所の住民を招き、ともに念仏を唱え、僧の説教に耳を傾ける。その後、集った人々をもてなすために用意されるのが報恩講料理である。



五箇山の報恩講料理

浄土真宗の信者が圧倒的に多い富山県では、報恩講の時期に、その年に収穫したもっとも良い野菜などに、親鸞上人の好物であった小豆を入れた「いとこ煮」「小豆おつけ」と呼ばれる汁物や豆腐の白あえなどを丹精込めて料理し、鮮やかな朱塗りの膳に並べる習わしであった。やがて、こうした祭事の特別な料理が日常でも食べられるようになっていった。

【冬の保存食】

雪国であった富山では、農産物の生産、収穫ができない冬に備え、古くから野菜を中心とした干物の保存食が発達した。大根の千切り、里芋の葉や茎、シソの葉や実、山菜のワラビやゼンマイなど身の回りの食材を家々が干して蓄えた。

各地の地域性

【五箇山地域】

冬は雪深い山村地域である。水田が少なく、ヒエ、アワ、キビ、ソバ、大小豆、芋類などの畑作物が生産される。買った米に大根菜をきざみこんだり、雑穀を団子にしたりする。正月用にトチの実を用いた「とち餅」も作られた。県内でも篤信の浄土真宗門徒の多い地域であることから、こじり（しいたけ・ニンジン・こんにゃく・堅豆腐・スス竹などの煮物）、ゼンマイのからし和え、じんだ（ひいた青豆のあえ物）、赤カブの漬け物といったこの地域に特徴的な報恩講料理もよく食べられる。

【砺波地域】

庄川によって形成された広大な砺波平野が広がり、日本を代表する散村地域として知られる。県内を代表する水田地帯であり、団子類や大根などを混ぜたごはん、菜や大根の味噌ヨゴシもよく食べられる。ヨゴシとは菜や大根、里芋の葉、つる豆などを茹でてみじん切りにし、味噌を混ぜて炒り煮した料理である。また、報恩講料理のいところ煮、豆腐の白あえ、お酢わいなどの精進料理や、発酵食品のサバのなれ寿司が発達し、日常化した。

【氷見地域】

平野部が狭小で臨海の農山村が多く耕地が少ないため、半農半漁の地域である。毎日の漁につきものの雑魚や海草、山菜がよく食べられる。定置網でとれたブリが、飛騨高山経由で 信州松本方面へ運ばれ飛騨ブリとなった。現在では、天然の生簀、富山湾から水揚げされる極上の冬の味覚「ひみの寒ぶり」として全国にその名を知られる。

【射水地域】

沿岸部の新湊地区では、シロエビやベニズワイガニなど富山湾ならではの魚介がよく食される。シロエビ漁は明治初期に始まったが、鮮度落ちが早く、かつては水揚げ後すぐに天日干し・煮干しにされた。昭和期には食紅で染め、桜海老の代用品として出荷されていた。現在は、天井やせんべいなど多彩な商品が開発され、富山を代表する名物となっている。また、婚礼の祝いに供される細工かまぼこも特徴的である。鮮やかな色を付けた焼物がわりの大きな鯛に鶴亀や松竹梅といった縁起物を模ったもので、祝膳を持ち帰り、福を近所へお裾分けするという風習が育てた独特の食文化である。新湊のほか水橋、魚津、黒部など富山湾岸の湊町を中心に製造されている。



細工かまぼこ（株式会社梅かま提供）

祝膳を持ち帰り、福を近所へお裾分けするという風習が育てた独特の食文化である。新湊のほか水橋、魚津、黒部など富山湾岸の湊町を中心に製造されている。

【富山地域】

扇状地が発達し、米の生産が盛んな地域であることから、ごはんや餅がよく食べられ、ホタルイカやシロエビも食卓にのぼる。なかでも有名な「ます寿司」は、江戸時代に良質の米と神通川のアユで作ったのが始まりと伝えられ、富山藩から将軍家に献上されていた。やがて、マスを使って作られるようになり、越中名物として広まった。現在の「ます寿司」は、こうした伝統を受け継いだ富山を代表する名産品として全国

に知られる。富山市の松川沿いには今なお何軒もの専門店が並び、県民それぞれ、お気に入りのます寿司店があるといわれる。

【新川地域】

漁業の占める比重が大きい地域で、雑魚や海草類がよく食べられ、北海道との交流からニシンやサケを使った三平汁やタラの身や肝を煮たてたタラ汁もよく食卓に上る。イカの塩辛にイカ墨や肝を混ぜた「黒作り」も特徴的な郷土料理で、寛文年間（1661～1673）に滑川の肝煎りがイカを刻んだ塩辛を冬場の保存食としたのが始まりと伝えられ、その後、元禄時代（1683～1704）にイカ墨を混ぜて売り出されたのを契機に評判となった。加賀藩から徳川将軍家へ献上したとの記録も残り、この頃にはすでに富山の名産品として定着していたことがうかがえる。



ます寿司

2 富山県の文化財の概要

本県ではこれまでに社寺、民家、近代化遺産、祭り・行事、民俗芸能、地質鉱物、名勝、中世城館など、さまざまな分野の文化財調査を行い、その成果を踏まえ、重要なものを国、県、市町村が指定するなどして、重点的にその保護を図っている。こうした指定文化財が県内には、国指定 109 件、県指定 206 件、市町村指定 947 件がある（2021 年 3 月現在）。

（1）文化財の定義と種類

文化財保護法第 2 条第 1 項の規定により、文化財は次の 6 つの類型に定義される。また、富山県文化財保護条例第 2 条では、文化財を有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物であって、法の規定による指定を受けたもの以外をいうと規定し、以下では、「我が国」「我が国民」を「県」「県民」としている。

有形文化財

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国（県）にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料

※このうち、「建築物」以外のものを総称して「美術工芸品」と呼ぶ。

無形文化財

演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国（県）にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの

※それを高度に体現しているものを保持者又は保持団体に認定し、重要無形文化財の認定保持者は「人間国宝」と通称されている。

民俗文化財

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民（県民）の生活の推移の理解に欠くことのできないもの

記念物

貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国（県）にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国（県）にとって学術上価値の高いもの

文化的景観

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの

伝統的建造物群

周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの

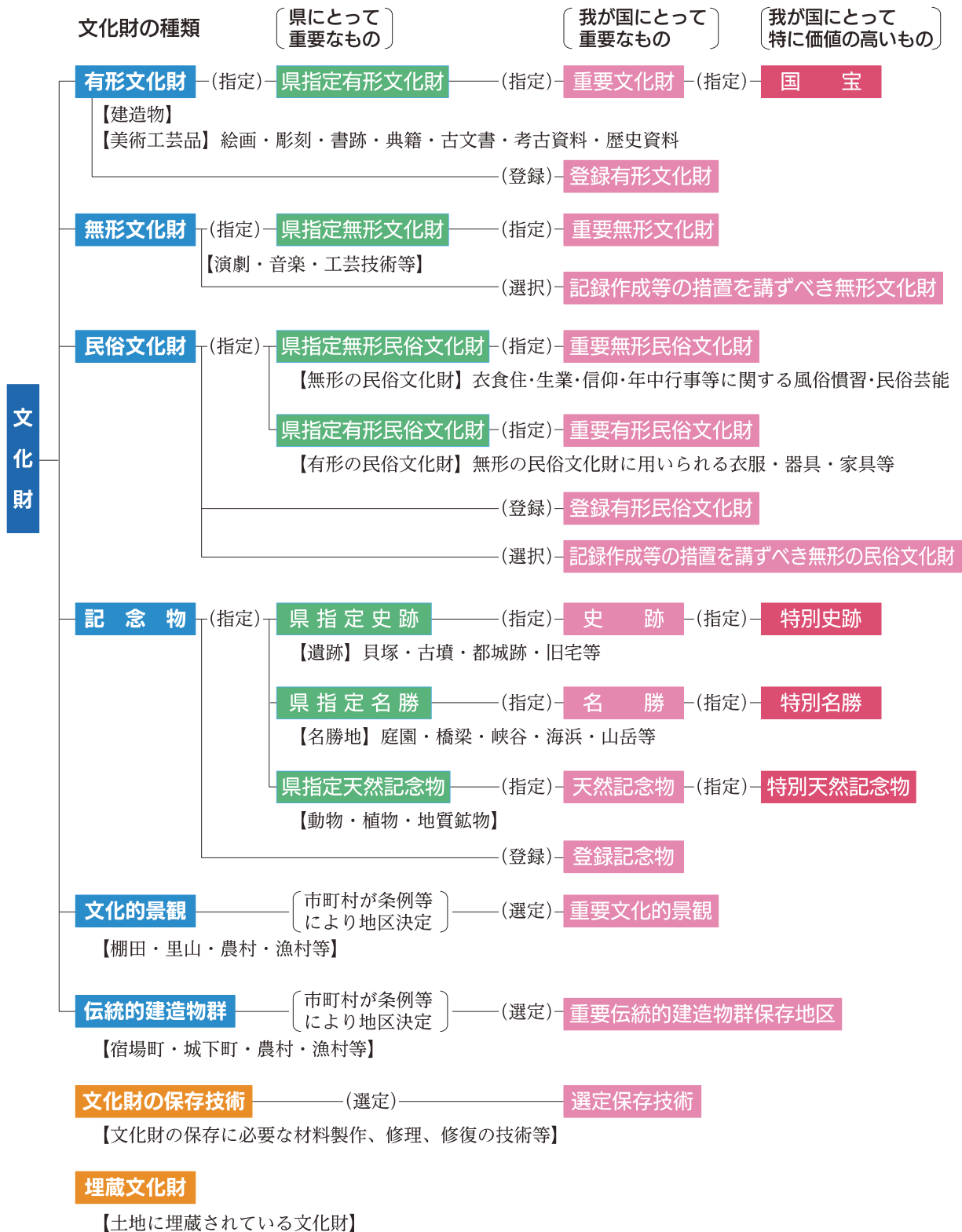
(2) 文化財の保護制度

文化財の基本的な保護制度には指定制度と登録制度がある。指定制度は、多種多様にわたる多くの文化財の中で特に価値が高く、重要なものを特定・抽出し、法令に基づく文化財に指定することで、恒久的な保護措置を講ずるものである。

国では文化財の種別・体系ごとに、例えば有形文化財のうち重要なものを重要文化財、記念物のうち重要なものを史跡や天然記念物として指定している。さらに、重要文化財のうちで「世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるもの」を国宝に、史跡、名勝、天然記念物のうち特に重要なものをそれぞれ特別史跡、特別名勝、特別天然記念物に指定している。

一方、県、市町村では、それぞれの区域内において、国指定以外の文化財の中で重要なものを種別に応じて富山県文化財保護条例や、各市町村の文化財保護条例に基づ

文化財保護の体系



〔指定制度と登録制度〕

指定制度は、特に重要なものを厳選して抽出・特定し、現状変更等についての強い規制と保存・活用に係る補助金等による手厚い支援により重点的、恒久的な保護措置を講ずる制度。これに対し登録制度は、届出制と指導・助言を基本とした穏やかな保護措置を講ずる制度。

(3) 富山県の文化財の概要と課題

① 有形文化財

【建造物】

近世に加賀藩や浄土真宗との深い関わり中で造営された寺院建築や地域を代表する民家建築を中心に、明治期以降に建築された近代和風建築や砂防施設や発電所など本県の近代化を象徴する土木構造物など多岐にわたる建造物が指定、登録されている。

寺院建築では、加賀前田家2代利長の菩提寺として建立された本県唯一の国宝瑞龍寺（高岡市）をはじめ、近世真宗寺院の荘厳な伽藍が残る重要文化財勝興寺（高岡市）、県指定瑞泉寺山門、善徳寺本堂（いずれも南砺市）などがある。民家建築では、五箇山で最大の合掌造り家屋である岩瀬家住宅や、村上家住宅（南砺市）が、近代和風建築では北前船の廻船問屋として栄えた旧森家住宅（富山市）や、土蔵造りの菅野家住宅（高岡市）などが重要文化財に指定されている。近代化遺産では、明治期の洋風建築である旧富山県立農学校本館（南砺福野高校巖浄閣：南砺市）、昭和の土木構造物として全国で初めて重要文化財に指定された富岩運河水閘施設（中島閘門、富山市）、日本を代表する砂防堰堤群である常願寺川砂防施設（富山市、立山町）などが重要文化財となっている。

登録文化財には、本県の水力発電事業や都市計画を物語る旧県営水力発電所、富山県庁舎本館、富山電気ビルディング本館・新館（富山市）をはじめ、住宅、学校、橋梁など142件が登録されており、近年は、北陸銀行本店（富山市）、円筒分水槽（魚津市、南砺市）など戦後の建築、土木構造物の評価、登録も進んでいる。

課題 建造物については、引き続き、地域開発の進展により取り壊しの危機に瀕する近代の建築物や文化財としての評価が定まっていない鉄道橋梁など土木構造物の調査・研究を進め、指定・登録により保護を図る。既指定の物件については次世代に確実に継承していくための計画的な保存修理と積極的な公開・活用を推進する必要がある。そのためにも、防火・防犯設備の整備・拡充や、近年、全国各地で頻発する地震や台風、大雨・洪水など大規模自然災害に備えた防災対策、体制づくりが喫緊の課題である。

【美術工芸品】

絵画・彫刻・書籍・典籍・古文書では、寺院等において大切に受け継がれてきたものや立山信仰と関連するものが多く指定されており、絹本著色法華経曼荼羅図（富山市）、紙本金地著色洛中洛外図六曲屏風（高岡市）、木造十一面観音立像、木造聖観音立像（富山市）、木造男神坐像（高岡市）、銅像帝釈天立像、銅錫杖頭附鉄剣（立山町）などが重要文化財となっている。

県指定では、県内最古の木造獅子頭（富山市）、黄銅製仏餉鉢、越中立山芦峯寺古文書、越中立山岩峯寺古文書（立山町）などがある。

歴史資料では、加賀藩の測量家として活躍した石黒信由の著作や地図類など関係資

料（射水市）が重要文化財に指定されているほか、勝興寺宝物（高岡市）、善徳寺宝物（南砺市）などが県指定となっている。

考古資料では、ヒスイの採取、加工や磨製石斧の製作工程を示す富山県境A遺跡出土品（富山市）や、氷見市朝日貝塚出土の硬玉製大珠（富山市）が重要文化財に指定されているほか、本県の考古学の発展を知る上で欠かせない越中地域考古資料（富山市）が登録有形文化財に登録されている。

課題 美術工芸品については、毀損、消失・散逸の恐れがある貴重な古文書、歴史資料の保存修理や収集・寄託を進めるとともに、防火や防犯対策など危機管理のための対策を講ずることが求められる。

② 無形文化財⁴⁾

鑄金（保持者：大澤幸勝氏、高岡市）が国の無形文化財に指定されている。

課題 このほかにも金属工芸技術や漆工芸技術、木彫刻など多彩な工芸技術が数多く継承されている。今後は、優れた工芸技術について実態の把握に努め、指定等による保護を図るとともに、無形文化財保持者の認定と後継者の育成を支援していく必要がある。

③ 民俗文化財

【有形民俗文化財】

富山の売薬用具（富山市）、高岡御車山（高岡市）、砺波の生活・生産用具（砺波市）、立山信仰用具（立山町）の4件が重要文化財に指定されている。いずれも、富山の売薬業や立山信仰といった本県の歴史文化の特徴を色濃く映し出す文化財である。一方、県指定では、八尾町祭礼曳山（富山市）、立山参道の石塔並びに石仏群、芦峯閻魔堂の仏像群（立山町）などがある。

登録有形民俗文化財には、高岡鑄物の製作用具及び製品（高岡市）、氷見及び周辺地域の漁撈用具（氷見市）がある。

課題 有形の民俗文化財、なかでも地域に根ざした職能集団によって伝承され、日常生活を支えてきた用具等は、生活様式の急激な変化に伴い、衰退・消滅の恐れがあることから、市町村や保存団体等と連携して情報収集や実態把握に努めるとともに、体系的に収集されたものについては指定・登録による保護を図っていく必要がある。

【無形民俗文化財】

四季折々の祭り・行事、衣食住や信仰に関わる風俗習慣、獅子舞や稚児舞などの民俗芸能、生産・生業に関わる用具等の製作技術など多岐にわたるものが指定されている。国・県指定20件のうち、県内各地で24件と数多く伝承されている築山・曳山・

⁴⁾ 演劇、音楽、工芸技術などのうち、芸術上又は歴史上価値が高いものを無形文化財として指定し、これらの高度な技の体現者等を保持者又は保持団体として認定することによって保存伝承を図るもの。

行燈行事の指定が7件と半数近くに上り、国指定では、高岡御車山祭の御車山行事（高岡市）、魚津のタテモン行事（魚津市）、城端神明宮祭の曳山行事（南砺市）、放生津八幡宮祭の曳山行事（射水市）、県指定では、出町子供歌舞伎曳山（砺波市）、福野の夜高祭（南砺市）などがある。

民俗芸能や年中行事、民俗技術では、越中の稚児舞（富山市、射水市、黒部市）、滑川のネブタ流し（滑川市）、邑町のサイノカミ（入善町）、論田・熊無の藤箕製作技術（氷見市）、越中福岡の菅笠製作技術（高岡市）などが指定されている。また、全国屈指の伝承数を誇る獅子舞では、小川寺の獅子舞（魚津市）が県指定されているほか、「とやまの獅子舞百選」として県内111件の獅子舞が選定されている。

なお、国では、国指定以外の無形の民俗文化財のうち特に必要なものを「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択しており、本県では黒部市の尾山の七夕流し、中陣のニブ流しなどが選ばれている。

課題 祭り・行事に代表される無形の民俗文化財は、それぞれの地域に根ざした衣食住、生業、信仰など人々の日常的な暮らしの中で生まれ、育まれ、守り伝えられてきた地域固有の文化的所産である。各地域の歴史文化の特色や魅力を最も色濃く表す文化財と言え、永きにわたる保存継承活動を通して、地域住民の連帯感や絆を深め、郷土愛を育んできた。

しかし、近年、県内各地、とりわけ中山間地域において、人口減少、少子高齢化による担い手不足の問題が顕在化していることから、顕彰などによる保存意欲の喚起や、担い手の確保・育成の取組みを進めていく必要がある。

④ 記念物

【史跡】

各時代の多様な遺跡が指定されており、古くは縄文時代の遺跡の指定が多かったが、近年は中・近世の城館の指定が進んでいる。国史跡では、我が国の縄文時代研究史を彩った朝日貝塚、大境洞窟住居跡（氷見市）や不動堂遺跡（朝日町）、日本海側最大級の前方後方墳として注目された柳田布尾山古墳（氷見市）、古代の窯業・鉄生産遺跡である小杉丸山遺跡（射水市）や、官衙関係の高瀬遺跡（南砺市）、じょうべのま遺跡（入善町）、中・近世城館の安田城跡（富山市）、増山城跡（砺波市）、高岡城跡（高岡市）などがある。なかでも、五箇山の相倉・菅沼合掌造り集落は、今なお人々が日々の暮らしを営む生きた史跡であり、全国的にも稀有な事例である。県指定では、越中国分寺跡（高岡市）、若宮古墳（小矢部市）、浜山玉づくり遺跡（朝日町）、松倉城跡（魚津市）、木舟城跡（高岡市）などがある。

課題 これら国・県指定史跡については、以前は確実な保存・管理を目途とした公有化、管理計画の策定及び整備が行われてきた。今後は、地域住民が史跡の存在や意義を再認識し、適切な保存管理のもと積極的な活用を図るために新たな保存活用計画の策定や既存の計画の見直しを進め、適切で効果的な整備、活用手法を検討していく

必要がある。

【名勝】

おくのほそ道の風景地—有磯海—（高岡市）が国指定に、光久寺の茶庭（氷見市）が県指定となっている。また、黒部峡谷附猿飛並びに奥鐘山（国特別、黒部市、立山町）、称名滝（国特別、立山町）、虻が島とその周辺（県指定、氷見市）は、名勝と天然記念物の二重の指定がなされている。

課題 いずれも、これまで計画的な保存修理や整備が行われていないことから、文化財としての意義を再認識し、適切な保存管理のもと積極的な活用を図るために保存活用計画の策定を進める必要がある。

【天然記念物】

豊かな自然環境に恵まれた立山・黒部地域や深海の富山湾などに生息、分布する多様な動物・植物・地質鉱物が数多く指定されている。動物では、県鳥のライチョウ、県獣のカモシカ、ホタルイカ群遊海面が国の特別天然記念物に指定されている。この他、希少な淡水魚のイタセンパラ（氷見市）も国の天然記念物である。地質鉱物や植物では、薬師岳の圏谷群（富山市）、魚津埋没林（魚津市）、白馬連山高山植物帯（朝日町）が国の特別天然記念物に、真川の跡津川断層、新湯の玉滴石産地（富山市）、立山の山崎圏谷（立山町）、上日寺のイチョウ、十二町瀉オニバス発生地（氷見市）、杉沢の沢スギ（入善町）などが国の指定となっている。県指定では、浜黒崎の松並木（富山市）、唐島（氷見市）、縄が池のみずばしょう群生地（南砺市）、寺谷アンモナイト包蔵地（朝日町）など46件の文化財がある。

登録記念物には、立山砂防工事専用軌道（立山町）、魚津浦の蜃気楼（御旅屋跡）（魚津市）がある。

課題 動物、植物については、気象や病虫害・外敵など環境変化の影響を多く受けること、さらに樹木は高齢化や自然災害による衰退・折損が顕在化していることから、現状把握とともに保護対策への支援を進める必要がある。また、地域住民が天然記念物の存在意義を再認識し、保存継承に対する意識の向上や積極的な活用を図るための取組みも必要である。

⑤ 文化的景観⁵⁾

本県では、国の重要文化的景観は選定されていない。

課題 しかし、砺波市の散村、高岡市福岡町の菅田、射水市の内川周辺など、長い年月をかけてその地域の人々の暮らしと自然との関わりの中で形成された魅力ある景観地がある。今後は、市町村が行うこうした文化的な景観地の保存への取組みに対し

⁵⁾ 棚田、里山、用水路など地域における人々の生活、生業及び当該地域の風土により形成された景観地で、国民生活や生業の理解のために欠くことのできないもの。

て支援していく必要がある。

⑥ 伝統的建造物群

本県では、土蔵造りの町並みが残る高岡市山町筋^{やまちようすじ}伝統的建造物群保存地区、高岡鋳物発祥の地であり、サマノコと呼ばれる格子戸を建て込んだ真壁造りの町家が軒を連ねる高岡市金屋町^{かなやまち}伝統的建造物群保存地区、ユニークな合掌造り集落として全国に知られる南砺市の相倉^{あいのくら}伝統的建造物群保存地区、菅沼^{すがぬま}伝統的建造物群保存地区の4件が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。

さらに、2020（令和2）年12月には、加賀藩の御蔵^{おくら}設置に伴い発展し、米商のまちとして栄えた高岡市吉久^{よしひさ}地区が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されたことから、県内の件数は2市5地区となった。

課題 この他にも、北前船の寄港地として栄えた高岡市伏木や富山市岩瀬に水橋、瑞泉寺の門前町として発展した南砺市井波、北陸街道の旧宿場町として賑わった滑川市瀬羽町・大町・中町、国境に加賀藩最大の関所が設けられた朝日町境など個性的で魅力ある町並みが県内各地に所在する。引き続き、市町村が行う歴史的な町並みの保存に向けた取組みを支援していく必要がある。

⑦ 埋蔵文化財⁶⁾

本県には、約4,200箇所の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）がある。その多くは、分布調査や開発事業に伴う試掘調査や発掘調査によって把握・周知される。これまで、ほ場整備、北陸自動車道・東海北陸自動車道・能越自動車道などの道路建設、企業団地建設、北陸新幹線建設などの大規模開発事業に伴う発掘調査を富山県埋蔵文化財センターや公益財団法人富山県文化振興財団が行ってきた。その結果、縄文時代の不動堂遺跡（朝日町）、境A遺跡（朝日町）、小竹貝塚（富山市）、弥生時代の江上A遺跡（上市町）など全国的にも話題となった遺跡の発掘調査で数多くの考古学的な成果が得られている。

課題 一方、埋蔵文化財包蔵地は、その把握・周知の過程において地権者同意や告示といった法令上の特定手続きを経ないため、法的根拠に乏しい。こうした県内の埋蔵文化財包蔵地全域を等しく評価し、例えば、開発行為によって掘削等の影響を受けるとした場合に、その影響範囲内の遺構・遺物を一律に保護の対象として本発掘調査（記録保存）を行うといった現行の措置は、法に基づく文化財保護の理念、仕組み（選択・特定による重点的保護）にそぐわず、他類型の文化財保護と比べ実務上も不均衡にある。今後は、試掘調査結果を慎重に吟味し、かつ工事内容を勘案しながら、本発掘調査（記録保存）が欠かせない範囲や遺構・遺物の特定・絞り込み、学術的価値の高い遺跡や区域の重点的な調査実施など保護措置のあり方を検討する必要がある。

⁶⁾ 他の文化財とは異なり、状態に着目した文化財の分類。有形の文化財、民俗文化財、記念物（自然の名勝地と地質鉱物を除く）が土地や水中に埋もれて存在している状態を表す類型。

また、出土品の整理、調査研究を進め、有形文化財（考古資料）として、国・県指定を推進するとともに、県埋蔵文化財センター等での積極的な公開活用を進め、身近な郷土学習の素材として学校教育や生涯学習の場で一層の活用を図ることも必要である。

⑧ 文化財の保存技術⁷⁾

本県に選定されているものはないが、選定保存技術「祭屋台等製作技術」の保持団体である祭屋台等製作修理技術者会に、本県から漆・彫刻、染織、木工、金工各関係に合計 26 人の保存技術者がいる。また、南砺市の相倉、菅沼両合掌造り集落の保存財団及び保存顕彰会が、2020（令和 2）年 12 月にユネスコ無形文化遺産に登録された「茅採取」の保存団体の会員となっている。

（4）その他の文化財

人類共通の貴重な文化遺産や自然遺産の国際的な保護を目的としたユネスコの世界遺産や無形文化遺産がある。本県では、2005（平成 7）年 12 月に五箇山の合掌造り集落が世界文化遺産に、2016（平成 28）年 11 月には高岡御車山祭の御車山行事、魚津のタテモン行事、城端神明宮祭の曳山行事の 3 つの行事が「山・鉾・屋台行事」としてユネスコ無形文化遺産に登録されている。

さらに、新たな文化財の活用の取組みとして、文化庁により 2015（平成 27）年に創始された日本遺産には、「加賀前田家ゆかりの町民文化が花咲くまち高岡一人、技、心一」（高岡市、平成 27 年認定）、「宮大工の鑿^{のみ}一丁から生まれた木彫刻美術館・井波」（南砺市、平成 30 年認定）、「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」(富山市、高岡市、平成 30 年追加認定) の 3 つのストーリーが認定されている。

また、近現代の土木構造物など歴史が浅く評価が定まっていない未指定の文化財や、郷土料理、民謡、民話といった生活文化など、既定の保護体系では必ずしも文化財とは言えない分野であっても、各地域にとって重要であり、次世代に継承していくべき歴史的・文化的所産が少なくない。今後は、これらも幅広く「文化財」として捉え、将来に向けて保存・活用を図っていくことが必要である。

⁷⁾ 文化財の保存に必要な材料や用具の生産、製作、修理、修復のための伝統的な技術。文化財の保存や存続のために欠くことのできないものを選定し、その保持者・保存団体を認定することで当該技術の保存伝承を図るもの。

3 文化財の保存・活用に関する課題

本県では、文化財保存活用大綱の策定にあたって、県内の国及び県指定文化財、国登録文化財の所有者に対し、文化財の保存・活用に関するアンケートを実施した。

その結果、文化財の保存・活用に関する支援制度の情報提供や技術的な助言を期待する声や、一般公開に対する前向きな声がある一方、保管や修理等に要する所有者の費用負担、日常の維持管理、防災・防犯対策に関することを課題としてあげている所有者が多い。特に、無形民俗文化財の保存団体からは、将来的な担い手不足が課題であるとの回答があり、ここでも少子高齢化による文化財の保存継承が困難な状況が示されている。

こうした文化財所有者の声や先述の種別ごとの課題も踏まえつつ、ここでは文化財の保存・活用に関する総合的な課題を示す。

(1) 多彩な文化財の発掘・再発見

本県ではこれまで、文化庁の補助事業等を活用しながら、様々な分野の文化財の悉皆調査を実施し、その全体像や個別の文化財の歴史的な意義や価値を明らかにしてきた。これらの調査結果を踏まえ、文化財保護法や県・市町村の条例に基づいて指定等を行うとともに、ユネスコの世界文化遺産や無形文化遺産の登録推進など、地域の特色ある文化財の保存と活用に努めてきた。

一方で、県民には、こうした優れたふるさとの文化財の価値や魅力が十分に認識されていない状況にある。また、第1章で記した本県の歴史文化の特徴を代表し、全国に誇るべき越中万葉や立山信仰、富山売薬、北前船交易などに関わる史料や文化的所産についても、文化財としての保護や情報発信が不十分であると言わざるを得ない。

さらに、これまでの調査・研究で本県の多彩な歴史文化の実態や価値が網羅的に把握・周知されているわけではなく、本県の歴史・風土が育んだ昆布料理など特色ある郷土料理、近現代の鉄道橋梁や治水・利水施設といった土木構造物など、その価値や魅力が定まっていない文化的所産が数多く存在する。

所有者のみならず地域住民や県民が一体となって地域の文化財の保存・継承に取り組み、さらに、観光資源など地域づくりの核として文化財の活用を図るために、その価値や魅力を再発見・再認識する取組みを一層充実させる必要がある。

(2) 文化財の保存・活用に係る担い手不足

近年、本県においても少子高齢化、過疎化の進行に伴う地域コミュニティの弱体化により、伝統的な祭り・行事や民俗芸能の担い手不足、地域住民が維持管理している文化財の適切な保存や確実な継承が困難となりつつある。平成30年度に各市町村教育委員会を通して行った調査では、平成13年度に県教育委員会が実施した祭り・行事調査で実態把握した539件のうち、101件が中断・休止しているとの結果となっている。

祭り・行事のなかには、参加者を確保するために開催日をやむを得ず変更したり、観光客や地域ゆかりの人々を受け入れるなど地域住民の熱心な取り組みも行われているが、次世代への確実な継承は県下共通の課題となっている。

市町村や保存団体と連携した地域住民への積極的な働きかけや、学校との連携等による担い手の確保に加え、過疎化が進む中山間地域では、U I J ターンの推進等、地域振興とあわせて取り組んでいく必要がある。

また、人口減少等により存続自体が危ぶまれるような、いわゆる限界集落における祭り・行事をはじめとした有形・無形の文化財をいかに後世に伝えていくかも喫緊の課題である。住民の聞き取り調査や、データベース、音声・映像記録として確実に保存するデジタルアーカイブ事業に取り組むことも有効な手段として検討していく必要がある。

(3) 保存・活用に係る財政的な負担

適切な文化財の維持管理や保存修理には、多額の経費を要する。本県では国・県指定文化財については、所有者がその負担に堪えない場合等に補助金が交付されているが、財政状況は厳しく、予算額はほぼ横ばいで推移していることから、所有者・管理者の要望に十分に答えることが年々困難となってきている。

また、補助金は必要な経費の一部であり、建造物や記念物では、日常の維持管理も含め、保存修理や公開活用のための防災施設、防犯設備の整備等に長期間にわたって膨大な経費が必要となることから、所有者・管理者が必要な資金を捻出できずに修理や整備が遅滞したり、中には、所有者の高齢化、後継者不在等により維持管理さえも十分にできなくなるケースも見受けられる。文化財所有者アンケートにおいても、文化財の保管や修理等に要する費用負担が一番の課題に挙げられており、補助金の充実を求める所有者が多い。

こうしたことから、今後も引き続き文化財の保存修理や維持管理における計画的な財政支援を検討していく必要がある。

(4) 活用・情報発信の強化

文化財保護法では、文化財が良好な保存状態のもと適切に活用されることにより、文化財の価値や重要性を多くの国民が認識し、一層の保存が図られることが重要な柱として捉えられている。本県ではこれまでも、文化財の紹介・PR用冊子の作成やホームページによる情報発信、保存修理現場の公開、美術館・博物館等での展示、講演会・シンポジウムの開催などによる鑑賞・学習機会の提供、文化財建造物の店舗・カフェ、コンサート会場などユニークベニユール⁸⁾としての活用といった様々な取り組みが進められ、一定の成果が認められる。

⁸⁾ 歴史的建造物・神社仏閣・城跡などの独特な雰囲気を持つ会場で、会議・レセプション・イベント等、本来の用途とは異なるニーズに応じて特別に貸し出される会場を「ユニークベニユール」と呼ぶ。

近年、国では文化芸術資源を活用した文化GDPの拡大に向けた様々な取組みが進められており、本県においても文化財を地域活性化や観光振興の資源として、より積極的な活用が求められているが、県民や国内外からの旅行者にその価値や魅力が十分に認識されているとは言えない面がある。とりわけ、外国人旅行者の観光インバウンドに資する観光資源としての魅力向上や、効果的な情報発信を行うための取組みは不十分な状況にある。

こうしたことから、文化財の価値や魅力をわかりやく伝えるための先端技術等を活用した文化財の公開活用や情報発信、文化財の美観向上などの観光資源としての質・魅力の向上の取組みなどを促進する必要がある。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大により、県内各地の祭り・行事の中止や博物館の休館、イベント等中止や規模縮小、学校の休校などこれまでに経験したことがない状況が生じている。このことは、これまで「現地」で、「対面」で実施してきた文化財の活用や情報発信の方法にも影響を与えていることから、今後は「新しい生活様式」を踏まえた文化財の活用・情報発信という視点も欠かせない。

(5) 文化財を活用した地域づくり

本県でも、富岩運河水閘施設（中島閘門）など近代土木遺産を活用した都市公園等の整備、高岡市山町筋、金屋町など歴史的な町並みを活かした景観づくり、日本遺産認定による観光まちづくりなど地域の歴史文化を活かした地域づくりの取組みが進められ、県民の意識も高まっている。

こうした取組みを一過性のものとせず、持続・発展させるためには、地方公共団体の施策、取組みだけでは困難であり、県民が自分たちの地域の文化財の価値や魅力を発掘、再発見し、誇りを持って保存・活用、情報発信の取組みに主体的に参画することが重要である。県民一人ひとりが地元にある身近な文化財の価値や魅力を正しく認識していれば、その特色や独自性を活かして豊かな地域づくりの核として有効に活用することが可能となり、ひいては観光振興・地域振興につなげることもできる。

こうした県民が主体となった文化財を活用した地域づくりを一層促進するために、今後は、地方自治体の文化財保護や文化振興部局だけでなく、地域振興、観光振興、都市計画・景観づくり部局など関係部局の連携はもとより、地域住民やNPO等の民間団体、地元企業・大学等が共通の意識を持ち、三位一体となって協働できる幅広い連携体制の構築、環境づくりを進める必要がある。

(6) 文化財専門職員の不足

文化財の保存・活用が不十分である背景には、文化財の担い手不足に加え、県や市町村の文化財保護行政に携わる専門職員の不足があげられる。本県の専門職員は、埋蔵文化財（考古学）を専門とする職員が中心で、建造物や美術工芸品など他の分野の文化財を専門とする職員はごく僅かである。管下の15市町村のうち3市町村で専門職

員が不在となっており、また、在職者の高年齢化も進み、近い将来には大量退職の時期を迎えることから、文化財保護体制の弱体化が懸念される。

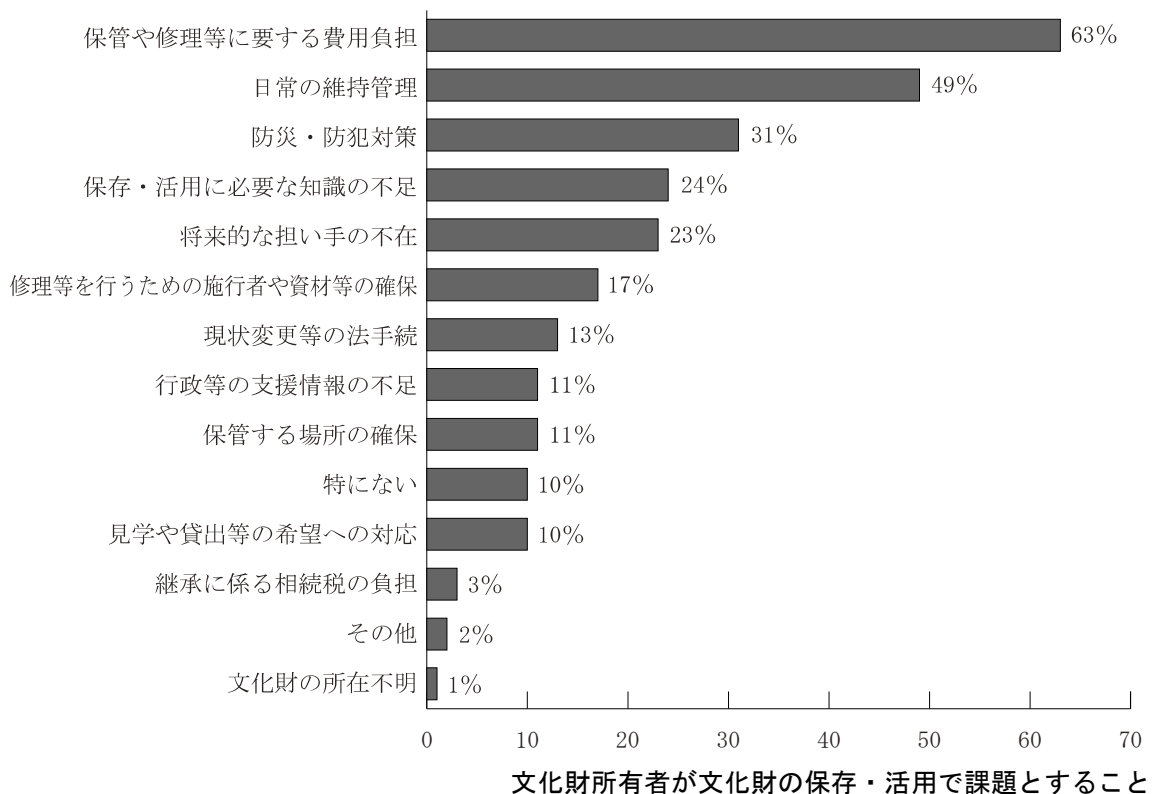
今後は、新規採用等による専門職員の確保と育成など組織の体制整備に努めるとともに、地元の大学や建築士会など関係民間団体等との連携、協働を図っていく必要がある。

(7) 多発する自然災害への対応

近年、1995（平成 7）年の阪神淡路大震災や 2011（平成 23）年の東日本大震災をはじめ、毎年のように全国各地で台風や集中豪雨による大きな水害が発生し、文化財にも多大な被害をもたらしている。幸いにも本県においては、数十年来こうした大きな自然災害に見舞われていない。しかし、このことがかえって文化財の防災対策が進まない一因ともなっている。

また、2019（平成 31）年 4 月に発生したノートルダム大聖堂の火災発生後に文化庁が実施した国・県指定文化財の防火対策についての緊急調査で、県内の重要文化財、県指定文化財建造物の一部で消防設備の不備や老朽化が明らかとなった。さらに、耐震診断や耐震補強工事の実施率は 1 割程度と対策が進んでいない。

このように本県では、文化財の防災対策や被災した資料の救済や復旧のための体制づくりが喫緊の課題となっている。



4 今後目指すべき将来像・方向性

(1) 目指すべき将来像

文化財は県民共有の財産として保存・活用が図られてきたが、第1章3「文化財の保存・活用に関する課題」の内容を踏まえ、今後の目指すべき将来像と方向性を以下のとおり示す。

〈将来像〉

「県内各地域において育まれてきた自然、歴史や伝統文化などの魅力を発掘、再発見するとともに、さらに磨き上げ、次の世代へ継承する活動が活発に行われていること」

〈方向性〉

- 県民が地域の文化財に親しみ、関心を深め、その保存・活用に積極的に参加することにより、地域の文化財の魅力を発掘、再発見する。
- 文化財の保存・活用を推進し、その魅力を国内外に情報発信するとともに、地域の魅力ある観光資源としても活用を図り、個性的で活力ある地域づくりを展開する。
- 県民が地域の文化財の保存・活用に取り組むNPOやボランティア団体等に参画するなど、文化財所有者や行政機関のみならず、地域が一体となって文化財の次世代への継承を促進する。

(2) 保存・活用の推進に向けた取組みの基本方針

本県の文化財は、各地域で今日まで大切に守り伝えられてきた本県の宝であり、県民共通の財産である。この文化財を次世代へ確実に保存・継承していくことは県民共通の責務であると言える。

しかしながら、少子高齢化や社会情勢の変化を背景とした文化財の維持管理や担い手不足が深刻化し、地域総がかりで、その保存継承に取り組むことが必要である。

こうした中、県と市町村が中・長期的な観点から県内の文化財の計画的・継続的な保存・活用に取り組む、本県の特色ある歴史や自然に育まれてきた貴重な文化財の確実な次世代への保存・継承を目指すために、先述の課題を踏まえ、以下の5つの基本方針を掲げ、これからの文化財の保存・活用の推進を図るものとする。

【5つの基本方針】

- 1 文化財の把握と指定等の推進
- 2 文化財の確実な保存と適切な活用
- 3 文化財の価値や魅力の情報発信
- 4 文化財の保存・活用を担う人材の育成
- 5 文化財を活かした地域づくり

第2章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

第1章4「今後目指すべき将来像・方向性」に掲げた5つの基本方針に基づき、次のとおり、文化財の保存・活用の推進を図るための基本方針と取組みの方向性を述べる。

基本方針1 文化財の把握と指定等の推進

【方向性】多彩な文化財の実態把握と指定等による保護

文化財の指定制度は、特に重要なものを厳選し、現状変更の強い規制と補助金等による手厚い支援により保護する制度であり、文化財保護法、富山県文化財保護条例、各市町村の文化財保護条例に基づく指定がある。

また、指定制度より緩やかな保護制度として、文化財保護法の改正により1996（平成8）年に国の有形文化財登録制度が設けられ、さらに2004（平成16）年に建造物以外の有形文化財と有形民俗文化財、記念物の登録制度が創設された。

県ではこれまで文化財の指定や登録にあたり、国の補助制度等を活用した文化財調査を実施し、その価値付けを行ってきた。今後も引き続き、未だ価値が定まっていない鉄道橋梁や治水・利水施設など近現代の土木構造物をはじめ、立山信仰や富山売薬、北前船などに関わる歴史文化的所産、日々の暮らしの中で生まれた郷土料理、民謡といった本県の歴史文化の特徴を色濃く表す生活文化など新しい分野での悉皆的な調査を実施し、文化財の掘り起こしやその把握に努めるものとする。

また、市町村が行う調査への支援・協力を行い、新たな価値付けを行った上で、国や県指定、国登録にふさわしい価値が認められた文化財については、所有者の意向を踏まえ、当該市町村とも連携しながら、計画的に指定等に向けた取組みを推進する。

【具体的な取組み例】

- ・近現代の土木構造物や郷土料理など新たな文化財の把握
- ・「立山・黒部」や「近世高岡の文化遺産群」を中心とした国文化財指定等の推進
- ・立山信仰に関わる遺跡群や建造物などの国文化財指定等の推進
- ・市町村や関係機関と連携した国の登録文化財や県指定文化財の推進
- ・勝興寺の国宝指定に向けた取組みへの支援
- ・市町村が行う未指定文化財の把握や価値付けのための調査への支援

基本方針２ 文化財の確実な保存と適切な活用

【方向性】指定文化財等の保存修理・整備の推進

文化財を確実に次世代に保存・継承していくためには、適切な維持管理や保存修理が欠かせない。そのためには、適切な周期での修理をはじめ、散逸や消滅を防ぐための所在把握、周辺環境の整備、祭り・行事の伝承者育成事業等を、県や市町村、所有者等が連携して進めていくことが大切である。さらに近年、自然災害や火災等による文化財の損失も多く、防火対策、耐震対策に係る施設整備も重要になっている。

これまで県では、国・県指定文化財を次世代に保存・継承していくため、所有者等が行う文化財の保存修理事業等に対して財政支援を行うとともに、県文化財保護審議会委員等の専門家による技術的な支援を行ってきた。今後とも財政的、技術的支援を行っていくほか、文化財の建造物や美術工芸品の防火・耐震対策事業への支援を計画的に進め、予算確保に努めていく。しかし、所有者アンケートにみられるように、保存修理事業における所有者の財政的負担は大きく、所有者の財政負担軽減策としてクラウドファンディングや指定寄付金制度⁹⁾などの活用、他省庁の補助制度や民間団体の助成制度の活用も検討していく必要がある。

一方、文化財の活用においては、博物館や文化財展示施設等での公開、史跡の整備、民俗芸能大会の開催などに取り組んでいる。文化財の適切な活用は、多くの県民が文化財の価値や重要性を認識する契機となり、ひいては文化財の保存にも繋がる。また、近年国では、文化財多言語解説整備事業やVR・ARなどの先端技術を駆使した新たな文化財の活用方法を示すとともに、当該事業への補助制度を設けている。県ではこうした新たな手法も取り入れるとともに、所有者や市町村、関係機関等と連携しながら適切な活用への取組みを推進する。

【具体的な取組み例】

- ・市町村や所有者と連携した保存・活用の推進
- ・文化財の公開・活用の事例や補助事業、財団等の助成事業の市町村や所有者への情報提供
- ・観光資源として活用するための整備の促進
- ・国・県指定文化財の保存修理事業等の財政的、技術的支援
- ・国・県指定文化財建造物の防火対策及び耐震対策事業への支援
- ・国・県指定文化財及び国登録文化財の公開事業や環境整備への支援
- ・祭り・行事や民謡民舞など伝統芸能の公開、伝承者育成事業への支援

⁹⁾ 国宝・重要文化財（建造物や美術工芸品）など国指定文化財を修理する場合に、文化財の所有者が広く一般から寄附を集め、修理費の一部に充てることができる制度。財務大臣の指定を受けると、寄附した法人・個人は税制上の優遇措置を受けられる。

基本方針3 文化財の価値や魅力の情報発信

【方向性①】文化財の情報発信の強化

本県には、多彩で魅力ある文化財が数多くあり、こうした文化財の価値や魅力を広く情報発信することは、県民のふるさとの文化財への関心の高まりや文化財愛護の機運を醸成し、文化財の保存と活用への理解に繋がる。また、近年は観光・地域振興において文化財の活用が重視されていることから、観光・地域資源としての文化財の魅力を発信していくことが求められる。

県ではこれまで、文化財紹介・PR冊子の作成やホームページによる情報発信、美術館・博物館等での展示、伝統芸能の公開などを通して、県民はもとより、県内外に積極的に本県の文化財の魅力を情報発信している。

今後はさらに、これまで文化財に接する機会が少なかった世代にアピールするため、SNS等による情報発信を推進する。また、文化財解説の多言語化、デジタルミュージアムによる文化財の公開、VR・ARなど先進的・高次元な技術を使った文化財の活用のほか、国が行う「Living History 事業」（文化財建造物や史跡等の訪問者が歴史的背景に基づいて往時を体験・体感できる復元行事等の構築を行う事業）や文化財建造物のユニークベニュー（＝特別な会場）としての活用など、国内外の観光客に本県の歴史文化、文化財の価値や魅力をわかりやすく伝えるための取組みを促進する。さらに市町村や所有者、博物館などが行うこうした文化財の積極的な公開活用に対する取組みへの支援にも努める。

【具体的な取組み例】

- ・富山の文化財の魅力を発信するホームページや文化財解説の多言語化の実施
- ・境A遺跡出土品、立山信仰用具など県が所有する重要文化財や小竹貝塚出土品の積極的な公開活用の推進
- ・地域の伝統芸能などの映像素材のデジタルアーカイブ化と情報発信の推進
- ・ユネスコ無形文化遺産「山・鉾・屋台行事」に登録された曳山行事の情報発信事業への支援
- ・市町村等が実施する文化財の公開活用や情報発信事業への支援

【方向性②】 観光資源としての魅力の向上

国は、「明日の日本を支える観光ビジョン」（2016年3月策定）を踏まえ、文化財を貴重な観光資源として活用するため「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」を策定し、文化財を核とした観光拠点整備などへの支援強化に取り組んでいる。

本県においても、市町村や所有者が文化財建造物の美装化事業や、わかりやすい文化財解説板整備事業、文化財の修理現場の公開などの事業に取り組み、文化財を観光資源として活用するための整備を進め、魅力向上に努めている。

また、特に訪日外国人観光客が多く見込まれる世界文化遺産の五箇山合掌造り集落や日本遺産の高岡、井波では、市や関係団体が文化財解説の多言語化をはじめ、外国人が文化財の魅力を理解するための体験事業やコンテンツの作成事業に取り組んでいる。県では今後ともこうした事業へ支援し、文化財の観光拠点としての魅力向上に努めていく。

【具体的な取り組み例】

- ・ とやまの文化遺産魅力発信事業の推進
- ・ 文化財建造物の美装化や公開活用を促進するための環境整備への支援
- ・ 文化財解説の多言語化に向けた取り組みへの支援
- ・ 世界遺産や日本遺産の魅力ある観光拠点としての磨き上げ事業への支援
- ・ 世界遺産や日本遺産、ユネスコ無形文化遺産の情報発信事業への支援

基本方針4 文化財の保存・活用を担う人材の育成

【方向性①】 学校などと連携したふるさと教育の推進

近年、少子高齢化や人口減少が進むなか、地域の文化財を継承していく担い手の確保や後継者の育成が大きな課題となっている。

文化財の保存と活用には、県民の文化財への関心が重要であり、とりわけ、無形民俗文化財等の保存・継承においては、幼少期から地域に伝わる祭り・行事に参加し、体験することが重要である。また、学校や博物館等において文化財の学習や体験ができる機会の充実を図り、文化財愛護意識を醸成することも大切である。

県民一人ひとりが、ふるさとの自然や歴史、暮らし、産業等を学び理解を深め、ふるさと富山に対する誇りと愛着を育むことを目標に、県では、博物館での企画展や特別展の開催、体験学習会や出前授業などの普及啓発事業を実施し、文化財の公開や学習機会の充実を図るとともに、公民館等と連携した生涯学習の充実や県内の大学にお

ける大学生や留学生を対象にしたふるさと教育の推進に取り組んでいる。

引き続き、こうした取組みを進めるとともに、小中学生が学校や地域においてふるさとの歴史文化を学ぶ機会や地域の伝統芸能や祭り・行事が体験できる機会の充実を図るほか、博物館や大学等の高等教育機関などと連携した文化財を学ぶ講座等の実施などに努める。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえ、オンラインやタブレット端末などを使った普及啓発事業の実施について助言していく。

【具体的な取組み例】

- ・埋蔵文化財センターでの体験学習会や出前授業、県民考古学講座等の実施
- ・県民生涯学習カレッジ本部や地区センター、地域の公民館等での地域を学ぶ講座の開催
- ・富山県民謡民舞連盟が行うむぎや、こきりこ、おわら等全国に誇れる郷土芸能の公開事業等への支援
- ・無形民俗文化財の後継者育成や技術者養成事業等への支援
- ・小中学校と博物館等が連携したふるさと学習への支援

【方向性②】文化財ボランティアや文化財の専門家などの人材育成

県や市町村の文化財保護行政に携わる専門職員の不足が課題にあげられる中、文化財の担い手としての文化財ボランティアや文化財保護団体の育成、文化財の保存継承や活用などを幅広く担う人材の育成が欠かせない。

本県ではこれまで、文化財ボランティア養成事業や文化財ボランティアネットワーク事業などに取り組み、成果を上げている。さらに2017（平成29）年度からは文化財ボランティアの外国人対応力向上事業に組み、訪日外国人の受け入れ体制の整備やおもてなし力の向上を図っている。また、文化財を随時巡視し、所有者等に文化財の保護に関する指導・助言を行う文化財保護指導委員など、文化財の専門的な知見をもった人材の資質の向上や活動の充実にも取り組んでいる。

引き続き、文化財ボランティアの養成事業の充実を図り、その活動者数の増加を目指すとともに、地域の魅力づくりに取り組むNPO法人の設立や活動への支援、伝統芸能など地域の文化財を保存継承する後継者の育成や確保、さらには高等教育機関と連携した学芸員など文化財の専門的な知見をもつ人材の育成に努めていく。

なお、文化財保護指導委員は、2018（平成30）年の文化財保護法の改正により市町村にも置くことができることから、県は市町村が積極的に配置を進めるための助言、支援に努める。

【具体的な取組み例】

- ・ 訪日外国人に対応できる文化財ボランティアの養成事業の充実
- ・ 文化財ボランティアのおもてなし力の向上、ネットワークづくりの推進
- ・ 大学など高等教育機関と連携した文化財の専門家の育成
- ・ 伝統芸能など地域の文化財の担い手となる後継者育成事業への支援
- ・ 文化財保護指導委員の資質向上への取組みの推進及び、市町村における配置への助言、支援

基本方針5 文化財を活かした地域づくり

【方向性①】地域の個性を活かしたまちづくりの推進

本県には、世界文化遺産の「五箇山の合掌造り集落」やユネスコ無形文化遺産に登録された「高岡御車山祭の御車山行事」をはじめとした3件の曳山行事、世界文化遺産登録を目指す「立山・黒部」や「近世高岡の文化遺産群」、日本遺産に認定された「高岡」や「井波」など、地域の特色ある個性的な文化財が数多くある。文化財は、地域の歴史や文化、風土によって育まれてきた地域固有の財産であり、他地域には無い魅力を有することから、まちづくりにおける貴重な地域資源としての可能性を持つ。さらに、文化財を「点」ではなく、1つのストーリーで結んだ「面」として一体的に保存・活用することで地域の魅力を高め、地域活性化や観光振興にもつながるものと期待される。

文化財を活かしたまちづくりは、文化財保護部局と都市計画や地域振興部局等が緊密な連携のもと、まちづくりを推進する既存制度を活用しながら文化財と周辺環境との一体的な整備を図ることが有効である。

一方、こうしたまちづくりを推進するためには、行政だけではなく、文化財所有者、NPO団体等の地域住民の参画による官民協働の取組みが欠かせない。

県では、市町村やNPO等が行う文化財を核としたまちづくりへの取組みや関係部局とのネットワークづくり、地域の歴史文化遺産を地域づくりに活かす役割を担うヘリテージマネージャー¹⁰⁾の育成などへの支援に努める。

【具体的な取組み例】

- ・ 関係部局と連携した文化財を核としたまちづくりの推進
- ・ 住民やNPO、市町村などが連携して行うまちづくり事業への支援
- ・ ヘリテージマネージャーなどまちづくりに関わる人材育成への支援
- ・ 地域づくりのためのネットワークづくりへの支援

¹⁰⁾ 歴史的建造物の保全活用に係る専門家。地域に眠る歴史文化遺産を発見し、保存し、活用してまちづくりに活かす役割を担う人材。

【方向性②】世界文化遺産登録の推進

本県では、ふるさと富山への誇りや愛着の醸成と魅力ある地域づくりの推進のため、2006・2007（平成18・19）年の世界遺産暫定一覧表への追加記載に係る提案以来、世界に誇る「立山・黒部」や、「近世高岡の文化遺産群」について、新たな世界文化遺産登録を目指した取組みを積極的に推進している。

これまで、常願寺川砂防施設の国の重要文化財指定、高岡城跡の国史跡指定といった構成資産の充実や、登録にふさわしい顕著な普遍的価値の証明に向けた調査研究、国際シンポジウムの開催など様々な取組みを進めてきた。

今後とも、構成資産の充実に取り組むとともに、国内外への情報発信、県民への普及啓発など、世界文化遺産登録を目指した活動を積極的かつ粘り強く進めていく必要がある。

【具体的な取組み例】

- ・ 構成資産の充実に向けた国・県指定の推進
- ・ 国の重要文化財 常願寺川砂防施設の保存・活用の推進
- ・ 国宝瑞龍寺、国の重要文化財勝興寺、国の重要伝統的建造物群保存地区の高岡市山町筋や金屋町、吉久の保存・活用の推進



文化財建造物保存修理現場の公開



ユネスコ無形文化遺産パネル展



高校生による文化財ガイド



「立山・黒部」世界文化遺産登録推進シンポジウム

第3章 県内の市町村への支援の方針

市町村は、住民に最も身近な自治体として、文化財の保存と活用において主体的な役割を果たしてきた。2019（平成31）年4月に施行された改正文化財保護法では、市町村による文化財保存活用地域計画（以下、「地域計画」という。）の作成が制度化され、地域住民や民間団体等と連携して、域内の文化財の総合的な把握と保存・活用を行うことが求められており、市町村の果たす役割はますます重要となっている。

県ではこれまでも、文化財保護行政全般について市町村の自主性を尊重しつつ、指導・助言、支援を行っているところであるが、今後は、地域計画の作成を市町村に促すとともに、計画に基づく取組みに対する支援等に努める。

1 国・県指定文化財の保存・活用への支援

県では、文化財所有者や市町村が行う国・県指定文化財の保存修理事業、史跡等の整備事業、無形民俗文化財の後継者育成事業、埋蔵文化財の発掘調査や公開活用事業等に対して、専門家による助言・指導などの技術的な支援や県の補助制度による財政的支援、国の補助制度の情報提供を行っている。

引き続き、文化財の保存修理事業等への財政的、技術的支援を行うとともに、改正文化財保護法の趣旨や国の施策を踏まえ、

- ①保存活用計画に基づく文化財の計画的かつ適切な時期における保存修理、後継者育成事業
- ②文化財の積極的な公開活用事業
- ③文化財の保全と見学者の安全を確保するために必要な防火対策、耐震対策に係る施設整備事業等

について重点的に支援していく。

このほか、改正文化財保護法第190条第1項に「文化財に関して優れた見識を有する者により地方文化財保護審議会を置くことができる」と明記されていることから、市町村から有識者の紹介等の相談があれば助言に努める。

2 専門職員を配置していない市町村への支援

文化財の保存・活用には、文化財の専門的な知識を有する専門職員が配置されることが望ましい。しかし、小規模市町村においては、専門職員が配置されていないことから、県は当該市町村に対して採用・配置を促すなどの指導・助言等を行う。また、専門職員のない市町村で行われる埋蔵文化財の発掘調査では、県の職員による調査協力や県が調査主体となって発掘調査を行うなど、円滑かつ迅速な調査実施のために必要な支援を引き続き行う。

市町村や公益財団法人等の専門職員に対しては、埋蔵文化財の発掘調査や事務に関する研修会や担当者会議を毎年実施し、資質の向上や専門職員間の相互交流を図ってきているところである。これからは、文化財の保護とともに、新たな視点や手法を用いた文化財の活用を見据えた人材の配置が求められることから、専門職員の採用・配置の働きかけはもとより、文化庁が進める活用の総合的な企画やコーディネート能力の向上を目指した研修の積極的な活用を市町村に促すなど、市町村の文化財保護行政が円滑に進むよう支援に努める。

3 文化財保存活用地域計画等の作成への支援

改正文化財保護法において、文化財保存活用地域計画の作成及び文化庁長官による認定が制度化された。(第183条の3第1項)

地域計画は、各市町村が目指す目標や中長期的に取り組む具体的な内容を記載した、当該市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なマスタープラン・アクションプランであり、作成の際に設置する協議会には、都道府県も参画することになっている。県としても市町村の地域計画の作成にあたり、協議会等に出席し、作成に向けた助言をするなど積極的に支援していく。また、地域計画の作成や認定申請は、複数の市町村が共同で行うことも可能であることから、単独での作成が困難な小規模市町村間の連携をコーディネートするなど小規模市町村においても文化財の保存・活用が十分に行えるよう努めていく。

さらに、個々の国指定文化財及び登録文化財を対象に、所有者・管理団体等が作成する保存活用計画の作成にあたって、必要に応じて指導・助言していく。

4 建築基準法の適用除外を検討する市町村への支援

歴史的建築物を活用する場合、国宝や重要文化財は建築基準法が適用除外されるが、県・市町村指定の建築物は、安全性の確保等について建築審査会の同意を得て特定行政庁が指定したものでなければ適用除外することができない。

平成30年2月、国土交通省において「歴史的建造物の活用に向けた条例整備ガイドライン」がとりまとめられ、本県では、世界文化遺産にも登録されている合掌造り家屋の活用促進に向け、南砺市が当ガイドラインに沿った適用除外条例を制定したところである。

今後、県では適用除外を検討している市町村に対して、県や市町村の関係部局と情報共有を図りながら、歴史的建造物の価値の維持と安全性の確保等についての必要な助言を行う。

なお、公益社団法人富山県建築士会は、地方公共団体が定める建築審査会の同意のための基準案の作成・支援等を目的とした歴史的建造物委員会を2020(令和2)年7月に設立した。今後の歴史的建造物の保存と活用の促進が期待される。

第4章 防災・災害発生時の対応

富山県は比較的自然災害の少ないイメージがあるが、1969（昭和44）年の豪雨被害、1963（昭和38）年の「38豪雪」、1981（昭和56）年の「56豪雪」など、今も多くの県民が記憶する大規模な自然災害が発生している。さらに歴史を遡ると、1858（安政5）年に発生した飛越地震（安政の大地震）による大鷲山・小鷲山の崩壊が、我が国屈指の急流河川である常願寺川を毎年のように氾濫や土石流を発生させる暴れ川へと変貌させ、富山平野は幾度も大洪水や土砂災害に見舞われた。人々の命と生活基盤である農地の保全を最優先課題とし、治水・砂防事業を推進するために1883（明治16）年、石川県から分県独立し、富山県が成立した。以来、大規模な河川改修・砂防事業に係る土木費が、ピーク時には県予算の8割を占めるなど、まさに明治時代の富山は災害との闘いの時代であった。100年以上を経た現在でも、立山カルデラにおける砂防事業は途切れることなく継続されているが、こうした先人の熱意とたゆまぬ努力によって、今日では水害の恐れが少ない安全で豊かな生活環境が守られている。

近年、日本各地で大規模な地震が頻発しているが、本県は全国的にも見て地震が少ない県である。1933（昭和8）年以降、県内の観測点において記録した震度1以上の地震は計481回（2018年12月末現在）であり、そのうち震度4以上を記録した地震は9回である。地震による津波被害に関しては、近年記録がなく実態はつかめない（「富山県地域防災計画（地震・津波災害編）」）。

一方、火災や盗難等による文化財の被害は、県指定文化財の盗難が1件あったほか近年では発生していない。

しかし、地震や津波、豪雨、台風等の自然災害や火災、盗難等により、いったん文化財が滅失、毀損すれば再び回復することは難しい。貴重な文化財を確実に次世代に継承していくために、日頃から文化財の所在場所の把握や県・市町村・所有者・地域住民が連携した防災訓練や防火設備の点検、パトロールを実施するなど、防災・防犯のための対策を考えておかなければならない。

1 防災のための取組み

「富山県地域防災計画（風水害、火災、個別災害編）」の風水害編において、県、市町村及び文化財所有者又は管理者が行う災害予防対策として、以下の点の積極的な推進を図るものとしている。

- (1) 体制の整備
 - ア 防災計画の作成
 - イ 火気等の使用制限区域の設定
 - ウ 保存施設等の整備の促進

エ 安全点検の励行

オ 自衛消防組織の確立

(2) 防災思想の普及

「住民に対し、文化財保護強調週間、文化財保護月間並びに文化財防火デー等あらゆる樹会を通じ、文化財防災思想の普及に努める」

具体的に県ではこれまで、文化庁による文化財の防火防犯に関する通知や「文化財保存・管理ハンドブック（建造物編）」、「文化財保存・管理ハンドブック（美術工芸品編）」などを踏まえ、市町村や所有者と連携しながら文化財の防火防犯に努めるとともに、文化財建造物への自動火災報知器や放水銃、屋内消火栓等の消火設備の設置や改修に係る財政的な支援を行っている。

また、1月26日の「文化財防火デー」に合わせた防火設備の点検や消火訓練の実施を呼びかけており、文化財の防火に関わる普及啓発活動にも取り組んでいる。

今後はさらに、2019（令和元）年12月に文部科学大臣が決定した「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」や防火対策ガイドラインを踏まえ、毀損・不具合のある防火設備の整備や初期消火対策や延焼防止対策の充実といったハード面の整備、防災計画の策定や設備の定期点検、自主防災組織や近隣住民と連携した定期的な防災訓練の実施などのソフト面での取組みを強化していく必要がある。

一方、地震・津波災害予防対策においては、「富山県地域防災計画（地震・津波災害編）」のなかで、「国及び県指定文化財については、国の「文化財建造物等の地震時における安全性の確保に関する指針」に基づき、点検・整備を行うほか、美術館及び博物館に展示収蔵されている資料の破損防止を図るため、展示照明器具、展示方法、収蔵設備等について耐震診断を行い必要に応じて補強する」とある。本県の国指定の建造物については、国の「重要文化財（建造物）耐震診断・耐震補強の手引き」[2013（平成25）年10月]に基づく耐震予備診断を実施済みであり、今後は、所有者や当該市町村等と相談の上、国の補助を得ながら計画的に耐震基礎診断、耐震補強に取り組むこととしている。

2 災害発生時における取組みと実施体制

前述のとおり、本県では幸いにも近年、大規模な自然災害等に見舞われていない。このことがかえって文化財の防災対策や体制整備が進まない一因ともなっている。しかし、文化財の防災対策や体制整備は、喫緊の大きな課題であることから、可及的速やかに以下の取組みについて検討する必要がある。

(1) 文化財防災ネットワーク推進事業との連携

文化財の防災は、事前の備えによって被害を出さないことが最も望ましい。しかし、

被害が発生した場合は、初動体制が重要であり、被害を最小限に止め、適切な専門的知識を持つ人による迅速な被害状況の把握と救出活動が求められる。独立行政法人国立文化財機構では、国内の文化財の防災体制の確立を目指して文化財ネットワーク推進事業¹¹⁾を進め、2020（令和2）年10月、文化財防災センターを開設した。センターは、頻発する各種の災害から多様な文化財を守るため、関係機関との連携体制の構築、技術的な課題についての調査研究、啓発活動などの事業を実施し、災害発生時には、多くの組織や専門家の協力によって迅速かつ効果的な救援活動の中心的な役割を担うことから、本県でも連携を図ることを検討していく。

（2）県、市町村、所有者等と連携した被害情報の把握

災害の発生に備え、日頃から文化財保護指導委員による文化財の巡視を通じて文化財の現状把握に努めるとともに、県や市町村及び所有者が情報共有を図ることが大切である。また、被害が発生した場合を考えて、国・県・市町村・所有者・博物館等の関係機関が迅速に情報共有を図り、専門家による被害状況の調査を行うためのネットワークづくりを進める必要がある。

（3）県内の博物館や学芸員と連携した文化財レスキュー活動¹²⁾の実施

災害の発生時には被災した文化財を迅速かつ円滑に救出する必要がある。このため、県内の博物館の学芸員など専門家とのネットワークを整備し、文化庁や文化財防災センターとの連携も図りながら、文化財のレスキュー活動を実施していく。また、建造物や伝統的建造物群保存地区に関しては、富山県建築士会と連携し、文化庁が行う文化財ドクター¹³⁾派遣事業を通じ被災状況の把握と復旧に向けた支援に努める。

3 防犯のための取組み

盗難や毀損などの被害から貴重な文化財を守るためには、日頃から所有者や地域住民が連携し、防犯対策を徹底することが大切である。特に日常の防犯対策では、市町村や所有者が文化財の管理台帳を作成し、所在や状態を把握するとともに、情報の共有化に取り組むことや、消防や警察、地域住民の協力を得て防犯体制づくりを進めることが必要である。さらに、県や市町村、所有者など関係機関が連携し、防犯カメラ・センサー等の設置、防犯設備の定期点検の実施、文化財保護指導委員による定期的な文化財の巡視も有効であることから、県では今後こうした取組みを推進する。

¹¹⁾ 国立文化財機構が文化財等の防災に関する地域連携、組織連携を目指し、平成26～令和元年度に実施した全国的な文化財防災のためのネットワークの構築を目的とした事業。

¹²⁾ 文化庁による被災文化財等救援事業。自然災害により被災した美術工芸品等の文化財を緊急に保全し、廃棄・散逸や盗難の被害を防ぐため、災害の規模・内容に応じて文化庁が立ちあげる事業。

¹³⁾ 地震等の災害で被災した文化財である建造物の被災状況を調査するとともに、応急処置及び復旧に向けての技術的支援を行うことを目的に専門職員を派遣するもの。文化庁と社団法人日本建築学会の連携協力により、これまで東日本大震災や熊本地震などで実施されている。

第5章 文化財の保存・活用の推進体制

1 富山県における文化財の保存・活用の体制

(1) 県の文化財保護担当部局及び関係機関

県では、教育委員会生涯学習・文化財室文化財班が文化財保護の業務を担当している。このうち、埋蔵文化財センターが埋蔵文化財に関する業務を行っている。文化財班は、6名の職員（文化財専門職5名、事務職1名）が業務を行うほか、カモシカ保護のために県東部家畜保健衛生所、西部家畜保健衛生所の防疫課職員が併任している。埋蔵文化財センターでは13名の職員（うち文化財専門職員9名、教員2名、事務職2名）が発掘調査や埋蔵文化財の普及啓発事業などを担当している。

県が実施する発掘調査のうち、東海北陸自動車道、能越自動車道、北陸新幹線建設事業などの国・県が行う大規模開発事業に伴う発掘調査は、公益財団法人富山県文化振興財団の調査組織が担当している。埋蔵文化財の専門職員は延べ13名と数えるが、事業量減少に伴う財団他部署への配置転換や県埋蔵文化財センター等への出向により、現在の配置職員は5名となっている。

(2) 県の関係部局及び関係機関

文化財保護行政において、文化財担当部局だけでなくさまざまな部局等と連携して文化財の保護や活用を推進している。

文化財保護では、県が所有する国の重要文化財「旧富山県立農学校本館（南砺福野高校^{がんじょうかく}巖浄閣）を富山県立南砺福野高校、^{ぶ がん りん が すい こう し せつ}「富岩運河水閘施設（中島^{こうもん}閘門）」や国の登録有形文化財「牛島^{こうもん}閘門」を土木部港湾課、国の登録有形文化財「富山県庁舎本館」を経営管理部管財課、「旧内山家住宅」「旧金岡家住宅」を生活環境文化部文化振興課がそれぞれ維持管理している。また、カモシカやライチョウなどの天然記念物の保護は生活環境文化部自然保護課と連携しながら保護に取り組んでいる。

一方、文化財の活用では、「立山・黒部」「近世高岡の文化遺産群」の世界文化遺産登録の推進を総合政策局企画調整室、地域の文化資源を活用したにぎわいづくりの創出を総合政策局地方創生・中山間対策室、文化財の観光資源としての磨き上げや賑わい創出を観光・交通振興局観光振興室などと連携しながら本県の歴史と文化の魅力発信等に取り組んでいる。なかでも「立山・黒部」の世界文化遺産登録に向けた様々な取組みは、企画調整室、土木部砂防課、生涯学習・文化財室が実行委員会を組織して実施している。

県立の博物館・美術館では、富山県立山博物館が立山信仰用具（国重要有形民俗文化財）、銅像帝釈天立像、銅錫杖頭附鉄剣（いずれも国重要文化財）を、埋蔵文化財センターでは富山県境A遺跡出土品（国重要文化財）や直坂I遺跡出土品（^{すぐさか}県指定有形文化財）等を管理し、展示会等において公開している。

(3) 富山県文化財保護審議会

富山県文化財保護条例第 21 条の規定により教育委員会に富山県文化財保護審議会（以下、「審議会」という。）を設置している。審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の指定や解除などの保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に建議する。委員は、教育委員会が任命する 15 名とし、有形文化財（建造物、土木構造物、工芸、彫刻、歴史）、無形文化財（工芸技術）、民俗文化財（有形民俗、無形民俗）、記念物（史跡、動物、植物）、伝統的建造物群、その他（文化財活用、マスコミ代表、公募）の各部門を担当する。

(4) 富山県文化財保護指導委員

文化財保護法第 191 条の規定により文化財の保護と活用を図るため、富山県文化財保護指導委員（以下、「指導委員」という。）を設置している。指導委員は、市町村教育委員会教育長の推薦により県教育委員会教育長が委嘱している。現在は 24 名を委嘱し、県内 15 市町村 21 地区の国指定文化財及び埋蔵文化財包蔵地の状況調査等を行っている。さらに、建造物や天然記念物など特に高い専門性が必要な分野については、県内一円を担当する委員を委嘱し、保存修理などの指導・助言を行っている。

県では、指導委員から調査内容を市町村教育委員会を通じて随時、報告を受け、早急な対応が必要な事案については、所有者や市町村教育委員会と相談しながら、速やかに保存のための必要な措置を講じている。

(5) その他関係団体

県内の民俗芸能を保存継承する 20 団体で構成する「富山県民謡民舞連盟」、県内の山（車）・鉦・屋台・行燈を有する保存団体の交流と地域文化の向上等を目的とした「富山県山（車）・鉦・屋台・行燈祭交流会議」、ヘリテージマネージャーの養成に努めている「公益社団法人富山県建築士会」、県内の天然記念物（植物関係）の保存に助言する「一般社団法人日本樹木医会（富山県支部）」、県内にある博物館とこれに類する施設が相互の連絡連携をとり博物館事業の普及発展を図ることを目的に組織された「富山県博物館協会」等の団体が活動している。県では、これらの関係団体と連携しながら、文化財の保存・活用に努めている。

2 今後の体制整備の方針

文化財を確実に次世代へ保存・継承していくためには、関係機関が密接に連携して取り組むことができる体制を整備することが必要であることから、今後本県では、以下の3つの方針において体制整備を図るよう努めていく。

(1) 関係部局との連携

今後の文化財の保存と活用には、文化財担当部局だけでなく、地域振興や観光振興、都市計画、景観担当部局、さらには、文化財の防災、防犯対策の面から消防や警察との連携も欠かせない。このうち、景観は、棚田や屋敷林、水路、漁労など人々の生活や生業に関する景観地を対象とすることから、農林水産部局との連携も必要である。

今後は、県の関係部局や市町村と一層、緊密な連携を図るとともに、その中心的な役割を担う文化財の専門職員の計画的な採用、地域の文化財の総合的かつ積極的な活用を担う人材の育成などに努める。

(2) 文化財を担う専門的人材の確保

文化財の保存には、長年にわたり培われた知識や技術をもった専門的人材の確保・育成が必要である。現在、文化財保護指導委員、カモシカ調査員等が活動しているが、さらに、大学や関係団体等と連携して、ヘリテージマネージャーや樹木医など多様な分野での専門的人材の確保や育成に努める。

(3) 地域住民の積極的な参画

これからの総合的・計画的な文化財の保存・継承には、地域住民との一層の連携・協力が欠かせない。文化財を通じて地域住民がふるさとへの理解を深め、文化財の保存・継承の担い手としてさまざまな活動に主体的に参画することが、文化財と地域社会の維持発展に不可欠である。

こうしたことを踏まえ、県文化財保護審議会の公募委員制度、文化財の保存・活用に対する住民からの意見聴取、文化財ボランティアや文化財の普及啓発を担うNPOの養成など、官民が協働して文化財を保存・継承していく仕組みづくりに努める。

3 文化財の保存・活用の推進体制・関係機関一覧

(1) 富山県の文化財保護部局及び関係機関

【富山県教育委員会生涯学習・文化財室文化財班】

○業務内容

- ・文化財の指定及び現状変更など文化財の保護に関すること
- ・埋蔵文化財の指導に関すること
- ・古式銃砲及び美術刀剣類の登録に関すること
- ・博物館に関すること
- ・文化財保護審議会に関すること
- ・文化財保護団体に関すること
- ・埋蔵文化財センターに関すること

○職員 6名（うち文化財専門職員5名）

【富山県埋蔵文化財センター】

○業務内容

- ・埋蔵文化財及び埋蔵文化財に関する資料の収集、保管、展示すること
- ・埋蔵文化財に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと
- ・埋蔵文化財に関する案内書、解説書、目録、年報、調査研究の報告書等を作成すること
- ・埋蔵文化財に関する講習会、研究会等を開催すること
- ・埋蔵文化財の発掘調査及び保存を行うこと

○職員 13名（うち文化財専門職員9名）

【公益財団法人富山県文化振興財団埋蔵文化財調査課】

○業務内容

- ・国・県等の大規模開発事業に伴う発掘調査

○職員 5名

(2) 富山県の関係部局及び関係機関

【総合政策局企画調整室】

○業務内容

- ・世界文化遺産登録の推進に関すること

【総合政策局消防課】

○業務内容

- ・火災予防の普及宣伝に関すること

【総合政策局防災・危機管理課】

○業務内容

- ・防災に関する事務の総合連絡調整に関すること

【総合政策局地方創生・中山間対策室】

○業務内容

- ・地域の活性化に関すること
- ・市町村及び地域の振興に関すること
- ・中山間地域の振興の総括に関すること

【観光・交通振興局観光振興室】

○業務内容

- ・観光の振興に関すること
- ・観光資源の磨き上げに関すること
- ・観光情報の発信及び賑わい創出に関すること

【生活環境文化部文化振興課】

○業務内容

- ・文化施策の企画、調整及び推進に関すること
- ・芸術文化に関すること（学校教育に関する事務を除く）
- ・富山県美術館、水墨美術館、立山博物館及び高志の国文学館に関すること

【生活環境文化部自然保護課】

○業務内容

- ・野生生物の保護及び管理並びに狩猟に関すること

【土木部砂防課】

○業務内容

- ・砂防事業に関すること
- ・立山カルデラ砂防博物館に関すること

【土木部都市計画課】

○業務内容

- ・都市計画に関すること

【土木部建築住宅課】

○業務内容

- ・景観づくりに関すること
- ・建築の基準に関すること

(3) 富山県文化財保護審議会

○審議事項

- ・教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

○委員区分（部門）（15名）

- ・有形文化財（建造物、土木構造物、工芸、彫刻、歴史資料）
- ・無形文化財（工芸技術）
- ・民俗文化財（有形民俗文化財、無形民俗文化財）
- ・記念物（史跡、動物、植物）
- ・伝統的建造物群
- ・その他（文化財活用、マスコミ代表、公募委員） 以上各1名

(4) 富山県文化財保護指導委員（24名）

○業務内容

- ・文化財について、随時、巡視を行い、並びに所有者その他の関係者に対し、文化財の保護に関する指導及び助言をするとともに、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動を行う。

(5) 富山県カモシカ調査員（12名）

○業務内容

- ・カモシカ保護地域（北アルプス及び白山）において、カモシカの生息概況調査（聞き取り調査、定点観察調査、観察路調査）及び生息環境概況調査、食害概況調査などを行う。

(6) 富山県銃砲刀剣類登録審査委員（4名）

○業務内容

- ・教育委員会の指示を受けて、火縄式銃砲等の古式銃砲及び刀剣類の鑑定を行う。

(7) その他関係団体

【富山県民謡民舞連盟】

- ・県内に伝承される民謡民舞の保存とその普及に努め、郷土文化の向上と観光に寄与することを目的に1952（昭和27）年12月に設立された。おわら、こきりこ、麦屋節など20の保存団体が加盟している。毎年1回、「富山県民謡民舞大会」を開催し、伝統芸能の保存継承と普及を図るとともに、後継者育成にも取

り組んでいる。

【富山県山（車）・鉾・屋台・行燈祭交流会議】

- ・県内の「山（車）・鉾・屋台・行燈」（以下「祭山屋台」という。）を有する保存団体の交流と地域文化の向上、個性的で魅力ある地域の創造に寄与するために設立された。現在 17 の保存団体が加盟している。祭山屋台の維持継承と発展に資する調査研究、会員相互の情報発信、交流、親睦等の活動を行っている。

【公益社団法人富山県建築士会】

- ・昭和 27 年に設立され、会員約 1,450 名、8 支部が活動している。主に県内の伝統的建造物群保存地区内の歴史的建造物、登録有形文化財の保存活用に係る調査・助言等を行うほか、歴史的・文化的な建物の保存・活用を進める専門家であるヘリテージマネージャーの養成講座の実施、認定を行っている。

【一般社団法人日本樹木医会 富山県支部】

- ・樹木医の知識と技術を通じて、県内の巨木、名木等の文化財をはじめとする樹木、緑地・森林等の保存、樹木文化の継承と発展及びこれらの普及啓発に関する活動等を地域社会と連携して行うことなどにより、広く環境の保全に寄与することを目的に設立。県内の古木等の樹勢調査・樹勢回復や公園樹木・街路樹の樹木診断などの活動を行っている。

【富山県博物館協会】

- ・富山県内にある博物館とこれに類する施設が相互の連絡提携をとり、博物館事業の普及発展を図ることを目的に 1966（昭和 41）年に設立された。現在 72 館が加盟している。研修会の開催、会報・博物館ガイドの刊行、ホームページの管理などの事業を行っている。

第6章 総括

「文化財の確実な次世代への保存・継承に向けて」

県内各地域には、長い歴史の中で生まれ、育まれてきた自然や歴史文化があり、文化財はそれらを背景に形成された県民共通の財産である。こうした文化財は、所有者をはじめ地域の関係者が世代を超え、それを守り伝えようとする強い意志と行動、不断の努力によって今日まで大切に受け継がれてきたものである。

しかし、本県の文化財をとりまく状況は、急速に進む少子高齢化や社会情勢の変化を背景に、文化財を継承してきた地域コミュニティの衰退や担い手不足が深刻化し、文化財の滅失・散逸等の防止が緊急の課題になるなど、適切な状態で保存・継承していくことが難しくなっている。また、多発する豪雨、地震等の自然災害などによる文化財の損壊や消滅の危機への対応も急務となっている。

その反面、近年は、観光や地域振興、産業振興等において文化財の活用が検討され、文化財が持つ可能性への期待が高まっている。街中の再生や中山間地域への観光誘致などにおいて文化財を活用するなどの取組みも試みられ、一定の効果をあげている。

こうしたことを踏まえ、県や市町村は、文化財を保存・活用しながら、確実に将来に継承していくための新たな仕組みや方法を構築していかなければならない。今後は、文化財の計画的且つ適切な保存とともに、その価値や魅力の情報発信、地域や観光振興の資源としての魅力向上などによる効果的な文化財の活用と防災体制・対策を強化していくことが必要であり、そのためには、文化財保護部局と地域振興や観光振興、景観、都市計画、消防・防災担当部局などとの担当部局の枠組みを超えた幅広い連携、体制整備が求められる。

さらに、文化財の担い手不足が大きな課題となる中、地域が総がかりでかけがえのない文化財を保存・活用していくという改正文化財保護法の理念実現のためには、地域住民や民間団体等との連携・協力が一層重要となる。今後は、これまで以上に文化財ボランティアや普及啓発を担うNPO法人などの育成を図るとともに、地域住民の主体的・積極的な参画を促すための働きかけが必要となる。

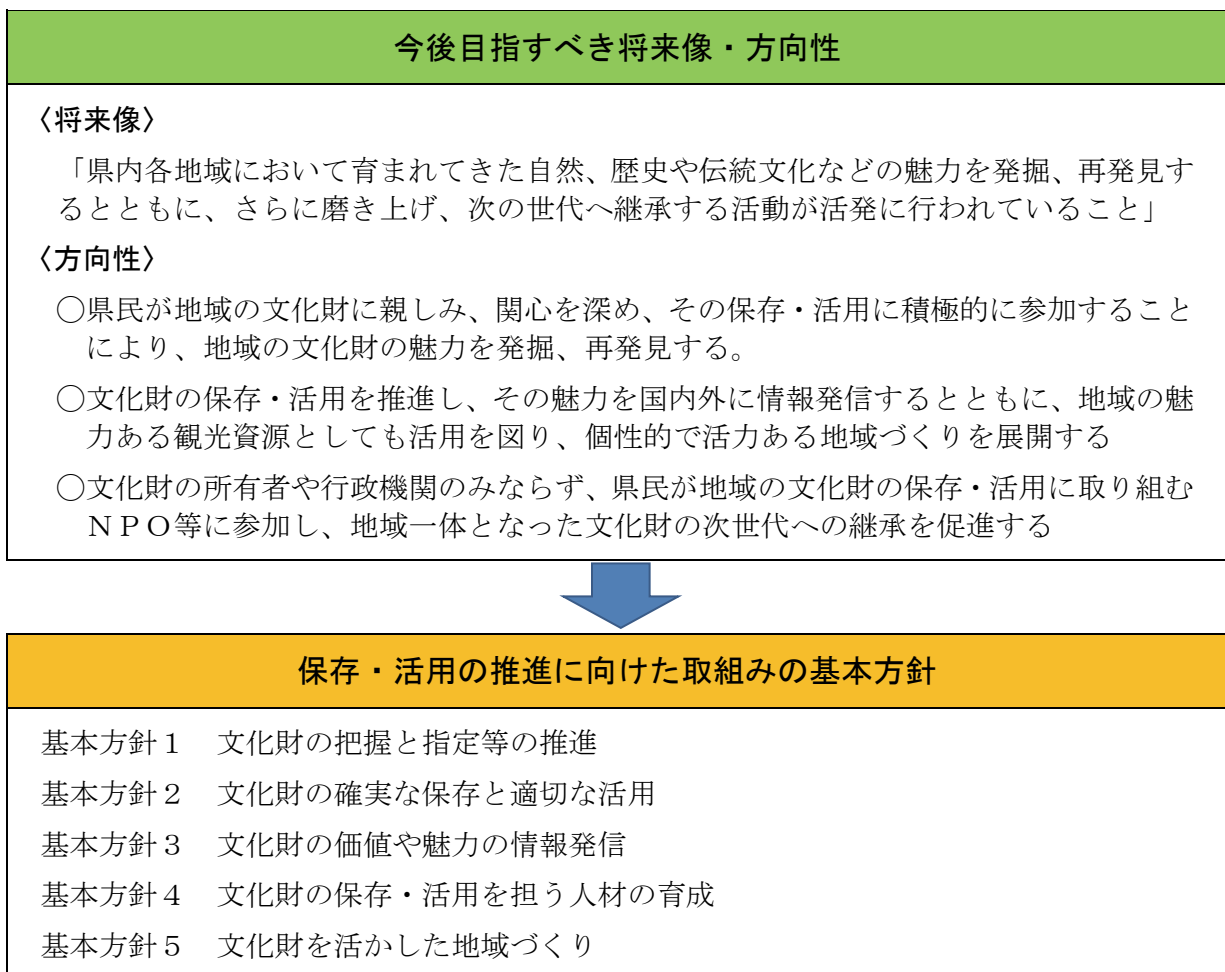
一方で、文化財保護の根本的な理念は、「文化財を確実に次世代に保存・継承していくこと」であることを忘れてはならない。広範な連携の中で文化財を活用するためには、その価値を正しく認識し、適切な保存を前提に行うことが必要不可欠であることから、価値がわかりにくい文化財や性質上活用に向かない文化財、郷土料理など未だ価値が定まっていない文化的な所産についても、その価値を見極め、確実な保存・継承策を検討していかなければならない。

こうした取組みを推進していくにあたって、県や市町村の文化財保護部局には、これまで以上に多様な知見や幅広い視野を持って業務に当たることが求められる。専門的な知識はもとより広範囲にわたる連携を実現するマネジメント力や効果的な文化財

の保存・活用を行う企画力も必要である。また、地域住民や次世代を担う子供たちへ文化財の価値や魅力をわかりやすく発信し、その保存・活用への理解を促すことも重要である。

そのため、県、市町村ともに、今後より一層の体制強化が必要となる。文化財の専門的な知見を有する専門職員の配置・拡充、博物館・美術館や大学といった関係機関や高等教育機関等との緊密な連携など文化財の適切な保存・継承と効果的な活用に取り組むことができる体制の整備・充実を図っていく必要がある。

「富山県文化財保存活用大綱」では、これからの文化財の保存・活用の推進に向けた5つの基本方針を掲げている。今後は、この方針を踏まえ、県と市町村が中・長期的な観点から県内の文化財の計画的・継続的な保存・活用に取り組み、本県の特色ある歴史や自然に育まれてきた貴重な文化財の確実な次世代への保存・継承を目指していくものとする。



【参考資料1】文化財の保存・活用に関する文化財所有者アンケート結果

1 所有者アンケートの実施方法

(1) 方法

市町村を通じて、国・県指定及び国登録文化財の所有者に文書で依頼

(2) 実施期間

令和2年3月18日～4月24日

(3) 対象

国指定文化財の所有者	78件
県指定文化財の所有者	150件
国登録文化財の所有者	59件
計	287件

(4) 回答状況

回答数 199件

内訳	国指定文化財の所有者	48件
	県指定文化財の所有者	109件
	国登録文化財の所有者	42件
	計	199件

回答率 69%

2 結果概要

(1) 文化財の保存・活用における課題

「保管や修理等に要する費用負担」「日常の維持管理」「防災・防犯対策」が大きな課題となるほか、無形民俗文化財では「将来的な担い手の不在」が、天然記念物では「保存・活用に必要な知識の不足」が課題となっている。

(2) 所有している文化財の活用状況

概ね文化財を一般に公開している状況であるが、美術工芸品等においては公開していない場合も見られる。また、現在公開していない場合でも、今後の公開活用に前向きな回答もあった。

(3) 今後の文化財の保存・活用のために期待する支援

「補助金の充実」「各種支援制度についての情報提供」「技術的な助言」が上位にあげられており、(1)の課題に呼応する回答となっている。

3 調査結果

- 1 所有されている文化財の分類及び指定区分（国指定・県指定・国登録）をお選びください。（複数所有されている場合は、すべてお選びください。文化財ごとにアンケートにお答えいただく必要はございません。）

種 別	指定区分	回答数
ア 建造物	国	14
	県	9
	国登録	42
イ 美術工芸品	国	12
	県	41
	国登録	1
ウ 無形文化財	国	0
エ 有形民俗文化財	国	4
	県	4
	登録	1
オ 無形民俗文化財	国	9
	県	11
カ 史跡	国	8
	県	13
	国登録	1
キ 名勝	国	1
	県	1
	国登録	0
ク 天然記念物	国	5
	県	30

- ※ 回答数は複数所有を含む延べ数であり、合計は回答所有者総数 199 とは一致しない。
 ※ 特別天然記念物、特別名勝・特別天然記念物、名勝・天然記念物、史跡・名勝・天然記念物は天然記念物として処理している。

2 所有されている文化財の保存・活用にあたって、お困りのことはありますか。
(複数回答可)

課 題	回答数	構成比 ⁽¹⁾
ウ 保管や修理等に要する費用負担	125	63%
ア 日常の維持管理	98	49%
キ 防災・防犯対策	61	31%
カ 保存・活用に必要な知識の不足	47	24%
ク 将来的な担い手の不在	46	23%
エ 修理等を行うための施行者や資材等の確保	34	17%
オ 現状変更等の法手続	26	13%
イ 保管する場所の確保	21	11%
サ 行政等の支援情報の不足	21	11%
コ 見学や貸出等の希望への対応	19	10%
ス 特にない	20	10%
ケ 継承に係る相続税の負担	6	3%
セ その他	4	2%
シ 文化財の所在不明	1	1%

(1) 回答所有者総数 199 件に対する割合

※ 無回答所有者は 6 件。

【種別ごとの課題】

種別		順位	主な課題	回答数	構成比 ⁽¹⁾	
ア 建造物	国 (14件)	1	ウ 保管や修理等に要する費用負担	9	64%	
		2	ア 日常の維持管理	8	57%	
		3	キ 防災・防犯対策	4	29%	
	県 (9件)	1	ウ 保管や修理等に要する費用負担	7	78%	
		2	キ 防災・防犯対策	5	56%	
		3	ア 日常の維持管理	4	44%	
	国登録 (39件)	1	ウ 保管や修理等に要する費用負担	25	64%	
		2	ア 日常の維持管理	21	54%	
		3	キ 防災・防犯対策	15	38%	
イ 美術工芸品	国 (12件)	1	ウ 保管や修理等に要する費用負担	7	58%	
		2	キ 防災・防犯対策	4	33%	
		3	ア 日常の維持管理	3	25%	
	県 (41件)	3	ス 特にな	3	25%	
		1	ウ 保管や修理等に要する費用負担	23	56%	
		2	キ 防災・防犯対策	17	41%	
	エ 有形民俗文化財	国 (3件)	3	ア 日常の維持管理	13	32%
			1	ウ 保管や修理等に要する費用負担	3	100%
			1	イ 保管する場所の確保	3	100%
県 (4件)		2	ア 日常の維持管理	2	67%	
		2	エ 修理等を行うための施行者や資材等の確保	2	67%	
		1	ウ 保管や修理等に要する費用負担	3	75%	
国登録 (1件)		1	ウ 保管や修理等に要する費用負担	3	75%	
		1	ク 将来的な担い手の不在	3	75%	
		2	ア 日常の維持管理	2	50%	
オ 無形民俗文化財	国 (7件)	ウ 保管や修理等に要する費用負担	1	100%		
		1	ク 将来的な担い手の不在	1	100%	
		2	ア 日常の維持管理	1	100%	
	県 (11件)	キ 防災・防犯対策	1	100%		
		1	ク 将来的な担い手の不在	6	86%	
		2	ウ 保管や修理等に要する費用負担	4	57%	
	カ 史跡	国 (7件)	3	イ 保管する場所の確保	2	29%
			1	ク 将来的な担い手の不在	8	73%
			2	ウ 保管や修理等に要する費用負担	7	64%
県 (13件)		3	エ 修理等を行うための施行者や資材等の確保	3	27%	
		1	ウ 保管や修理等に要する費用負担	7	100%	
		1	ア 日常の維持管理	7	100%	
キ 名勝		国 (7件)	2	オ 現状変更等の法手続	4	57%
			1	ウ 保管や修理等に要する費用負担	10	77%
			2	ア 日常の維持管理	9	69%
	県 (13件)	3	カ 保存・活用に必要な知識の不足	6	46%	
		ア 日常の維持管理	1	100%		
		ウ 保管や修理等に要する費用負担	1	100%		
	ク 天然記念物	国 (4件)	エ 修理等を行うための施行者や資材等の確保	1	100%	
			ア 日常の維持管理	1	100%	
			セ その他	1	100%	
県 (30件)		1	ア 日常の維持管理	3	75%	
		2	ウ 保管や修理等に要する費用負担	2	50%	
		2	カ 保存・活用に必要な知識の不足	2	50%	
国登録 (39件)		1	ア 日常の維持管理	20	67%	
		2	ウ 保管や修理等に要する費用負担	15	50%	
		3	カ 保存・活用に必要な知識の不足	8	27%	

(1) 種別に記載の回答所有者数に対する割合

※ 無形文化財、登録記念物（名勝地）は回答無しのため除外

※ 登録記念物（遺跡）は項目不回答、登録有形文化財（美術工芸品）は「ス 特にな

い」と回答のため除外

3-1 所有されている文化財をどのように活用されていますか。

活用状況	回答数	構成比 ⁽¹⁾
ア 一般に公開している	141	70.9%
エ その他	24	12.1%
ウ 自己使用のみ	17	8.5%
イ 以前は一般公開していたが、今は公開していない	8	4.0%
本項目無回答	9	4.5%

(1) 所有者総数 199 に対する割合

※ 項目無選択であり、自由記入の欄に公開状況を記入しているものはエとして処理した。

3-2 今後の活用についてどのようにお考えですか。(3-1で「イ 以前は一般公開していたが、今は公開していない」又は「ウ 自己使用のみ」と回答された方のみお答えください。)

今後の活用意向	回答数	構成比 ⁽¹⁾
イ 可能であれば一般公開等を検討してみたい	13	43.3%
ア 今後も一般公開等を行うつもりはない	12	40.0%
ウ その他	4	13.3%
設問 3-1 でイ・ウを選択したうえで無回答	1	3.3%

(1) 設問 3-1 でイもしくはウに回答している者：25 件と設問 3-1 でエと回答した者：3 件や設問 3-1 無回答者：2 件が本項目に回答している事例を含めた設問 3-2 の回答 30 件に対する割合

※ 項目未選択で自由記入の欄に記入があった方が 1 名いたが、その記入内容に応じてイへ振り分けした。

4 所有されている文化財の保存や活用のため、今後行政に期待する支援はどのようなものですか。(複数回答可)

期待する支援	回答数	構成比 ⁽¹⁾
イ 補助金の充実	116	58%
エ 各種支援制度についての情報提供	73	37%
ウ 技術的な助言	64	32%
ア 支援や協力を得られる団体等の紹介	37	19%
オ 現状変更等に係る手続きの簡素化	31	16%
カ 特にない	30	15%
キ その他	11	6%

(1) 回答所有者総数 199 件に対する割合

※ ア～オに○があるにも関わらず「カ」に○がある回答の「カ」はカウントしていない。

※ 無回答所有者は 12 件。

【参考資料2】県内指定文化財等件数一覧表

(令和3年3月現在)

市町村番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16			
市町村別		富山市	高岡市	射水市	魚津市	氷見市	滑川市	黒部市	砺波市	小矢部市	南砺市	舟橋村	上市町	立山町	入善町	朝日町	以二市町上村	合計	種別計	
有形文化財	建造物	国宝		1														1	32	
		国	3	6						1	5			3				1		19
		県		1		1	1			2	1	6								12
	絵画	国	2	2															4	18
		県	6	1	2					3		2							14	
	彫刻	国	2	2						1		1		1	2				9	52
		県	13	5	5	3	1			1	6	5	1	1		1	1		43	
	工芸品	国	6	3											1				10	34
		県	10	4	3		1				1	2			3				24	
	書跡・典籍・古文書	国	1	1								2							4	13
県		2	2						1	1	1			2				9		
考古資料	国	2																2	5	
	県	3																3		
歴史資料	国			1														1	7	
	県		3	1							1			1				6		
民俗文化財	有形民俗文化財	国	1	1					1					1				4	10	
	県	1			1						2			2				6		
無形民俗文化財	無形民俗文化財	国		2	1	1	1				1				1		1	9	20	
	県		1	3	1			2	1		2			1				11		
記念物	史跡	国	4	3	2		3			1	1	3		2		1	1	21	49	
		県	3	4	4	2	1	1	5		2	1			1		4	28		
	史跡・名勝	国・県																	0	0
		国・県													1				1	
	史跡・名勝・天然記念物	国																	0	1
		県																	1	
	名勝	国		1															1	2
		県					1												1	
	名勝天然記念物	特別																1	1	3
		国・県					1								1				1	
天然記念物	特別	1			1													4	68	
	国	4				3					1			1	1	1	5	16		
	県	10	2	5	2	5		4	1	2	6		2	3	2	1	1	46		
無形文化財	国		1															1	1	
	県																	0		
合計	国	26	23	4	2	7	1	0	3	2	13	0	3	9	3	2	12	110	315	
	県	48	23	23	10	11	1	11	9	13	28	1	3	14	3	6	1	205		
総合計		74	46	27	12	18	2	11	12	15	41	1	6	23	6	8	13	315		

重要伝統的建造物群保存地区	国選定		3				2											5	
登録有形文化財	国登録	37	39	10	2		19		5	8	21				1			142	
登録記念物	国登録				1									1				2	
登録有形民俗文化財	国登録		1			1												2	
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	国選択			1	1			3			2						2	9	

【参考資料3】種類別県内指定文化財等一覧

(令和3年3月現在)

有形文化財

1 建造物 32件 (国宝1件、国指定19件、県指定12件)

指定別	名 称	所在地
国宝	瑞龍寺(仏殿、法堂、山門)(附棟札7枚、銘札3枚、古図2点)	高岡市
国	浮田家住宅(主屋、表門、土蔵)	富山市
国	旧森家住宅	富山市
国	富岩運河水閘施設(中島閘門)	富山市
国	常願寺川砂防施設-白岩堰堤、本宮堰堤、泥谷堰堤-(附 旧混合配給所基礎(本宮堰堤)、附 山腹基礎工6所、土留工9所、水路工6所(泥谷堰堤))	富山市立山町
国	瑞龍寺(総門、禅堂、大茶堂、高廊下、北回廊、南東回廊、南西回廊)(附棟札1枚)	高岡市
国	氣多神社本殿	高岡市
国	武田家住宅(附古図1枚)	高岡市
国	佐伯家住宅	高岡市
国	勝興寺(本堂、経堂、御霊屋、鼓堂、宝蔵、総門、唐門、式台門、大広間及び式台、台所、書院及び奥書院、御内仏)(附棟札1枚、銘札1枚)	高岡市
国	菅野家住宅	高岡市
国	護国八幡宮	小矢部市
国	白山宮本殿	南砺市
国	村上家住宅	南砺市
国	羽馬家住宅	南砺市
国	岩瀬家住宅	南砺市
国	旧富山県立農学校本館(福野高校巖浄閣)	南砺市
国	雄山神社前立社壇本殿	立山町
国	旧嶋家住宅(旧所在富山市片掛)	立山町
国	立山室堂	立山町
県	筏井家住宅	高岡市
県	旧沢崎家住宅	魚津市
県	道神社拝殿 附棟札2枚	氷見市
県	萬福寺山門	砺波市
県	入道家住宅	砺波市
県	浅地神明社本殿	小矢部市
県	瑞泉寺山門	南砺市
県	安居寺観音堂	南砺市
県	五箇山の念仏道場	南砺市
県	城端別院善徳寺(本堂、山門、鐘楼、太鼓楼)	南砺市
県	旧上中田念仏道場	南砺市
県	羽馬家住宅	南砺市

2 絵画 18件 (国指定4件、県指定14件)

指定別	名 称	所在地
国	絹本著色法華経曼荼羅図	富山市
国	紙本著色三十六歌仙切(重之) 佐竹家伝来	富山市
国	紙本金地著色洛中洛外図六曲屏風	高岡市
国	紙本著色一塔両尊像、日蓮像、鬼子母神十羅刹女像、絹本著色三十番神像	高岡市
県	絹本著色騎獅文殊菩薩像	富山市
県	絹本著色三千仏図(過去仏図)	富山市

県	絹本著色三千仏図（現在仏図）	富山市
県	絹本著色三千仏図（未来仏図）	富山市
県	絹本著色仏涅槃図	富山市
県	絹本著色聖徳太子孝養像図	富山市
県	絹本著色日蓮宗本尊曼荼羅図（金泥七字題目）	高岡市
県	絹本著色観経浄土変相図	射水市
県	絹本著色青不動	射水市
県	絹本著色薬師如来立像	砺波市
県	絹本著色大威徳明王図	砺波市
県	絹本著色両界曼荼羅図（金剛界曼荼羅図、胎藏界曼荼羅図）	砺波市
県	安居寺の絵馬	南砺市
県	北野社頭阿国歌舞伎図	南砺市

3 彫刻 52件（国指定9件、県指定43件）

指定別	名 称	所在地
国	木造十一面観音立像	富山市
国	木造聖観音立像	富山市
国	木造千手観音坐像	高岡市
国	木造男神坐像	高岡市
国	木造阿弥陀如来立像	砺波市
国	木造聖観音立像	南砺市
国	大岩日石寺磨崖仏（不動明王及び二童子像、阿弥陀如来坐像、僧形坐像）	上市町
国	木造慈興上人坐像	立山町
国	銅造帝釈天立像	立山町
県	木造阿弥陀如来立像	富山市
県	木造聖観世音菩薩立像	富山市
県	木造聖観世音菩薩立像	富山市
県	木造脇土観世音菩薩立像、木造阿弥陀如来立像、木造脇土大勢至菩薩立像	富山市
県	木造観世音菩薩立像	富山市
県	木造男神・女神坐像	富山市
県	木造毘沙門天立像	富山市
県	木造不動明王坐像	富山市
県	木造地藏菩薩立像	富山市
県	木造獅子頭	富山市
県	木造杉原神坐像	富山市
県	木造千手観世音菩薩立像	富山市
県	木造齒吹の阿弥陀如来立像	富山市
県	木造観世音菩薩立像	高岡市
県	木造十一面観世音菩薩立像	高岡市
県	木造文殊菩薩坐像	高岡市
県	木造烏菟沙摩明王立像	高岡市
県	木造狛犬	高岡市
県	銅造地藏菩薩立像	射水市
県	木造阿弥陀如来立像	射水市
県	木造不動明王立像	射水市
県	木造阿弥陀如来坐像	射水市
県	木造毘沙門天立像	射水市
県	木造十一面観世音菩薩立像	魚津市
県	木造阿弥陀如来立像	魚津市
県	金銅千手観世音菩薩立像	魚津市
県	木造千手観世音菩薩立像	氷見市

県	銅造觀世音菩薩立像	砺波市
県	木造阿弥陀如来立像	小矢部市
県	木造男神坐像	小矢部市
県	木造阿弥陀如来立像	小矢部市
県	銅造阿弥陀如来坐像	小矢部市
県	木造僧形八幡神坐像	小矢部市
県	木造僧形神坐像	小矢部市
県	木造阿弥陀如来立像	南砺市
県	石造地藏菩薩半跏像	南砺市
県	木造聖觀世音菩薩立像	南砺市
県	僧形八幡神像	南砺市
県	木造見返阿弥陀如来立像	南砺市
県	阿弥陀如来立像	舟橋村
県	木造大徹宗令禪師頂相	上市町
県	木造聖觀世音菩薩立像 千手觀世音菩薩立像 馬頭觀世音菩薩立像	入善町
県	毘沙門天立像	朝日町

4 工芸品 34件 (国指定10件、県指定24件)

指定別	名 称	所在地
国	太刀 銘 一助成	富山市
国	刀 銘 住東叡山忍岡辺長曾祢虎入道／寛文拾一年二月吉日	富山市
国	太刀 銘 真守造	富山市
国	太刀 銘 次忠	富山市
国	脇差 無銘 伝正宗	富山市
国	太刀 銘 吉家作	富山市
国	金襴手花鳥文瓢形花生	高岡市
国	飛青磁柑子口花生	高岡市
国	銅錫杖頭〔双竜飾〕(富山県大日岳発見)	高岡市
国	銅錫杖頭附鉄剣(劔岳発見)	立山町
県	短刀 銘 宇多国宗 文明十一年己亥八月日	富山市
県	木造彫刻棟札	富山市
県	脇差 銘 宇多国宗 文明十一年二月日	富山市
県	刀 銘 越中国新川郡富山住清光 生年五十歳作之 寛文元年二月吉日	富山市
県	太刀 大磨上 無銘 則重	富山市
県	脇差 銘 友次(宇多)	富山市
県	刀 無銘 (古宇多)	富山市
県	刀 無銘 伝則重	富山市
県	太刀 銘 宇多国宗	富山市
県	短刀 銘 宇多国房 應永十二年八月日	富山市
県	短刀 銘 則重	高岡市
県	高岡御車山	高岡市
県	刀 金像嵌 銘 義弘 忠恒(花押)	高岡市
県	刀 銘 友次	高岡市
県	専念寺の銅鐘	射水市
県	越中瀬戸焼香炉	射水市
県	刀 銘 國次(宇多)	射水市
県	太刀 銘 宇多国光	氷見市
県	刀 銘 宇多国宗天文六年二月日	小矢部市
県	彩漆鯰模様手付盃盆	南砺市
県	安居寺の慶長四年在銘石燈籠	南砺市

県	青磁浮牡丹唐草文香炉	立山町
県	黄銅製仏餉鉢	立山町
県	牡丹花蝶雀文鏡	立山町

5 書跡、典籍、古文書 13件 (国指定4件、県指定9件)

指定別	名 称	所在地
国	仏祖正伝菩薩戒教授文	富山市
国	紙本墨書後陽成院宸翰御消息	高岡市
国	紙本墨書綽如上人勸進状	南砺市
国	紙本墨書後花園天皇宸翰御消息	南砺市
県	玉永寺文書	富山市
県	聞名寺文書	富山市
県	紙本墨書近衛信尋筆懷紙	高岡市
県	木造篠川村市場制札	高岡市
県	金子家文書	砺波市
県	埴生護国八幡宮文書	小矢部市
県	城端別院善徳寺文書	南砺市
県	越中立山芦峯寺古文書	立山町
県	越中立山岩峯寺古文書	立山町

6 考古資料 5件 (国指定2件、県指定3件)

指定別	名 称	所在地
国	富山県境 A 遺跡出土品	富山市
国	硬玉製大珠 (富山県氷見市朝日貝塚出土)	富山市
県	直坂 I 遺跡出土品 (富山市舟新・舟倉) - ナイフ形石器 3 点、彫刻刀形石器 2 点、錐形石器 1 点、接合資料 1 点 -	富山市
県	ウワダイラ I 遺跡出土品 (南砺市上原) - ナイフ形石器 9 点、局部磨製石斧 1 点、石核 4 点 -	富山市
県	立美遺跡出土品 (南砺市立野新) - 尖頭器 3 点、搔器 3 点、削器 2 点、錐形石器 1 点 -	富山市

7 歴史資料 7件 (国指定1件、県指定6件)

指定別	名 称	所在地
国	石黒信由関係資料	射水市
県	前田家寄進の宝物 (絵画 17 点、書跡 23 点、工芸品 2 点)	高岡市
県	勝興寺宝物 (絵画 15 点、彫刻 1 点、工芸品 28 点、古文書 180 点、書跡 13 点)	高岡市
県	清都家測量器具等関係資料	高岡市
県	高樹文庫資料	射水市
県	善徳寺宝物 (絵画 39 点 彫刻 7 点)	南砺市
県	川合文書	立山町

民俗文化財

1 有形民俗文化財 10件 (国指定4件、県指定6件)

指定別	名 称	所在地
国	富山の売薬用具	富山市
国	高岡御車山	高岡市
国	砺波の生活・生産用具	砺波市
国	立山信仰用具	立山町
県	八尾町祭礼曳山	富山市
県	たてもん	魚津市

県	流刑小屋	南砺市
県	善徳寺宝物	南砺市
県	立山参道の石塔並びに石仏群	立山町
県	芦峯閻魔堂の仏像群	立山町

2 無形民俗文化財 20件 (国指定9件、県指定11件)

指定別	名 称	所在地
国	越中の稚児舞	富山市、射水市 黒部市
国	高岡御車山祭の御車山行事	高岡市
国	越中福岡の菅笠製作技術	高岡市
国	放生津八幡宮祭の曳山・築山行事	射水市
国	魚津のタテモン行事	魚津市
国	論田・熊無の藤箕製作技術	氷見市
国	滑川のネブタ流し	滑川市
国	城端神明宮祭の曳山行事	南砺市
国	邑町のサイノカミ	入善町
県	二上射水神社の築山行事	高岡市
県	下村加茂神社やんさんま (流鏝馬)	射水市
県	下村加茂神社の御田植祭	射水市
県	新湊のボンボコ祭	射水市
県	小川寺の獅子舞	魚津市
県	中陣地区のニブ流し	黒部市
県	尾山の七夕流し	黒部市
県	出町子供歌舞伎曳山	砺波市
県	利賀の初午行事	南砺市
県	福野の夜高祭	南砺市
県	芦峯寺のおんば様のお召し替え	立山町

記念物

1 史跡 49件 (国指定21件、県指定28件)

指定別	名 称	所在地
国	安田城跡	富山市
国	直坂遺跡	富山市
国	北代遺跡	富山市
国	王塚・千坊山遺跡群	富山市
国	桜谷古墳	高岡市
国	加賀藩主前田家墓所 (前田利長墓所)	高岡市
国	高岡城跡	高岡市
国	串田新遺跡	射水市
国	小杉丸山遺跡	射水市
国	朝日貝塚	氷見市
国	大境洞窟住居跡	氷見市
国	柳田布尾山古墳	氷見市
国	増山城跡	砺波市
国	加越国境城跡群及び道 (松根城跡)	小矢部市
国	越中五箇山相倉集落	南砺市
国	越中五箇山菅沼集落	南砺市
国	高瀬遺跡 (石仏地区)	南砺市
国	大岩日石寺石仏	上市町

国	上市黒川遺跡群 円念寺山経塚 黒川上山墓跡 伝真興寺跡	上市町
国	じょうべのま遺跡	入善町
国	不動堂遺跡	朝日町
県	猪谷関跡	富山市
県	金草第一古窯跡	富山市
県	東黒牧上野遺跡	富山市
県	城が平横穴古墳	高岡市
県	越中国分寺跡	高岡市
県	木舟城跡	高岡市
県	瑞龍寺の石廟	高岡市
県	大塚古墳	射水市
県	中山南遺跡	射水市
県	水上谷遺跡	射水市
県	囲山遺跡	射水市
県	桜峠遺跡	魚津市
県	松倉城跡	魚津市
県	阿尾城跡	氷見市
県	本江遺跡	滑川市
県	北野の石龕	黒部市
県	嘉暦四歳銘五輪石塔	黒部市
県	嘉例沢の石仏	黒部市
県	生地台場	黒部市
県	愛本新遺跡	黒部市
県	宮永十左衛門の墓	小矢部市
県	若宮古墳	小矢部市
県	高瀬遺跡 (穴田地区)	南砺市
県	稚児塚	立山町
県	境一里塚	朝日町
県	宮崎城跡	朝日町
県	境関跡	朝日町
県	浜山玉つくり遺跡	朝日町

2 史跡・名勝・天然記念物 1件 (県指定1件)

指定別	名 称	所在地
県	称名滝とその流域 (悪城の壁、称名滝、称名廊下、地獄谷、みくりが池)	立山町

3 名勝 2件 (国指定1件、県指定1件)

指定別	名 称	所在地
国	おくのほそ道の風景地-有磯海-	高岡市
県	光久寺の茶庭	氷見市

4 名勝天然記念物 3件 (国特別1件、国指定1件、県指定1件)

指定別	名 称	所在地
国特	黒部峡谷附猿飛並びに奥鐘山	黒部市、立山町
国	称名滝	立山町
県	虻が島とその周辺	氷見市

5 天然記念物 68件 (国特別6件、国指定16件、県指定46件)

指定別	名 称	所在地
国特	薬師岳の圏谷群	富山市
国特	魚津埋没林	魚津市

国特	白馬連山高山植物帯	黒部市、朝日町
国特	ホタルイカ群遊海面	常願寺川河口 右岸より旧魚 津町に至る海 岸朔望満潮線 より700間以内 の海面
国特	ライチョウ	地域を定めず
国特	カモシカ	地域を定めず
国	猪谷の背斜・向斜	富山市
国	横山楡原衝上断層	富山市
国	真川の跡津川断層	富山市
国	新湯の玉滴石産地	富山市
国	十二町瀉オニバス発生地	氷見市
国	上日寺のイチョウ	氷見市
国	飯久保の瓢箪石	氷見市
国	脇谷のトチノキ	南砺市
国	立山の山崎圈谷	立山町
国	杉沢の沢スギ	入善町
国	宮崎鹿島樹叢	朝日町
国	越の犬	地域を定めず
国	柴犬	地域を定めず
国	イヌワシ	地域を定めず
国	イタセンバラ	地域を定めず
国	ヤマネ	地域を定めず
県	浜黒崎の松並木	富山市
県	西岩瀬諏訪社の大けやき	富山市
県	舟つなぎのしいのき	富山市
県	野積の左巻かや	富山市
県	高熊のさいかち	富山市
県	今山田の大かつら	富山市
県	馬瀬口の大サルスベリ	富山市
県	寺家のアカガシ林	富山市
県	友坂の二重不整合	富山市
県	上滝不動尊境内の大アカガシ	富山市
県	上麻生のあしつきのり	高岡市
県	トミヨとゲンジボタル及びヘイケボタル生息地	高岡市
県	専念寺の傘松	射水市
県	串田のひいらぎ	射水市
県	西広上のあしつきのり	射水市
県	日の宮社叢	射水市
県	今開発の大ヒイラギ	射水市
県	大沢の地鎮杉	魚津市
県	坪野のつなぎがや	魚津市
県	長坂の大いぬくす	氷見市
県	朝日社叢	氷見市
県	老谷の大つばき	氷見市
県	駒つなぎ桜	氷見市
県	唐島	氷見市
県	内山のとちの森	黒部市
県	明日の大桜	黒部市

県	宇奈月の十字石	黒部市
県	愛本のウラジロカシ林	黒部市
県	巖照寺の門杉	砺波市
県	宮島峡一の滝とおうけつ群	小矢部市
県	興法寺のハッチョウトンボとその発生地 附興法寺のトンボ類の群生地	小矢部市
県	赤祖父石灰華生成地	南砺市
県	榑谷の天然福寿草自生地	南砺市
県	鉢伏のなしのき	南砺市
県	縄が池みずばしょう群生地	南砺市
県	蠟山越の彼岸桜自生地	南砺市
県	坂上の大杉	南砺市
県	立山寺参道のとが並木	上市町
県	宮川の大けやき	上市町
県	立山山麓ひかりごけ発生地	立山町
県	岩室滝	立山町
県	芦嶺雄山神社境内杉林	立山町
県	下山八幡社の大藤と境内林	入善町
県	小摺戸の大藤	入善町
県	寺谷アンモナイト包蔵地	朝日町
県	クモマツマキチョウ	地域を定めず

無形文化財 1件 (国指定1件)

指定別	名 称	所在地
国	鑄金	高岡市

重要伝統的建造物群保存地区 5件 (国選定5件)

	名 称	所在地
国	高岡市山町筋伝統的建造物群保存地区	高岡市
国	高岡市金屋町伝統的建造物群保存地区	高岡市
国	高岡市吉久伝統的建造物群保存地区	高岡市
国	南砺市相倉伝統的建造物群保存地区	南砺市
国	南砺市菅沼伝統的建造物群保存地区	南砺市

記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 9件 (国選択9件)

	名 称	所在地
国	越中の田の神行事	富山県
国	田植に関する習俗	富山県 他
国	加茂神社の稚児舞	射水市
国	魚津浦のタテモン行事	魚津市
国	明日の稚児舞	黒部市
国	尾山の七夕流し	黒部市
国	中陣のニブ流し	黒部市
国	利賀のはつうま行事	南砺市
国	五箇山の歌と踊	南砺市

登録有形文化財 142件 (国登録142件)

	名 称	所在地
国	富山市陶芸館	富山市
国	旧内山家住宅主屋	富山市
国	旧内山家住宅土蔵	富山市

国	旧内山家住宅茶室（夜雨廳）	富山市
国	旧内山家住宅茶室三入庵	富山市
国	旧内山家住宅にわとり小屋	富山市
国	旧内山家住宅にわ（作業場）	富山市
国	旧内山家住宅人力車置場・車夫小屋・炭小屋	富山市
国	旧内山家住宅もみ倉	富山市
国	旧内山家住宅表門	富山市
国	旧内山家住宅塀中門	富山市
国	旧内山家住宅北門	富山市
国	旧内山家住宅東門	富山市
国	旧内山家住宅背戸の門	富山市
国	旧内山家住宅井戸上屋	富山市
国	旧金岡家住宅主屋	富山市
国	旧金岡家住宅新屋	富山市
国	旧金岡家住宅土蔵	富山市
国	旧金岡家住宅門	富山市
国	旧金岡家住宅塀	富山市
国	桜橋	富山市
国	笹津橋	富山市
国	上滝発電所	富山市
国	松ノ木発電所	富山市
国	中地山発電所	富山市
国	牛島閘門	富山市
国	富山市郷土博物館（富山城）	富山市
国	北陸銀行本店	富山市
国	富山県庁舎本館	富山市
国	旧馬場家住宅主屋	富山市
国	旧馬場家住宅前蔵	富山市
国	旧馬場家住宅老番蔵及び式番蔵	富山市
国	旧馬場家住宅米蔵	富山市
国	旧馬場家住宅西門及び西塀	富山市
国	富山電気ビルディング本館	富山市
国	富山電気ビルディング新館	富山市
国	高岡商工会議所伏木支所（旧伏木銀行）	高岡市
国	清水町配水塔資料館旧配水塔	高岡市
国	清水町配水塔資料館水源地水槽	高岡市
国	清水町配水塔資料館旧第三源井上屋	高岡市
国	澤田家住宅主屋	高岡市
国	棚田家住宅主屋	高岡市
国	棚田家住宅味噌蔵	高岡市
国	棚田家住宅道具蔵	高岡市
国	棚田家住宅衣装蔵	高岡市
国	福岡町歴史民俗資料館（旧福岡町役場）	高岡市
国	谷村家住宅主屋	高岡市
国	能松家住宅主屋	高岡市
国	佐野家住宅主屋	高岡市
国	佐野家住宅茶室	高岡市
国	佐野家住宅1番の蔵	高岡市
国	佐野家住宅2番の蔵	高岡市
国	佐野家住宅調度蔵	高岡市

国	佐野家住宅味噌蔵	高岡市
国	佐野家住宅防火壁	高岡市
国	井波屋仏壇店	高岡市
国	有藤家住宅	高岡市
国	清都酒造場主屋	高岡市
国	旧南部鑄造所キュボラ	高岡市
国	旧南部鑄造所煙突	高岡市
国	旧伏木測候所庁舎	高岡市
国	旧伏木測候所測風塔	高岡市
国	有磯正八幡宮本殿	高岡市
国	有磯正八幡宮釣殿	高岡市
国	有磯正八幡宮拝殿及び幣殿	高岡市
国	伊東家住宅（旧松下家住宅）主屋	高岡市
国	若井家住宅主屋（旧中越銀行）	高岡市
国	丸谷家住宅（旧津野家住宅）主屋	高岡市
国	丸谷家住宅（旧津野家住宅）土蔵	高岡市
国	金作家住宅主屋	高岡市
国	金作家住宅東土蔵	高岡市
国	金作家住宅西土蔵	高岡市
国	歙盛寺本堂	高岡市
国	歙盛寺離座敷	高岡市
国	歙盛寺山門	高岡市
国	大楽寺本堂	射水市
国	大楽寺庫裏	射水市
国	小杉展示館（旧小杉貯金銀行本店）	射水市
国	牧田組本社（旧南島商工本店）	射水市
国	竹内源造記念館（旧小杉町役場庁舎）	射水市
国	旧田中家住宅主屋	射水市
国	旧田中家住宅離れ	射水市
国	旧田中家住宅北の土蔵及び南の土蔵	射水市
国	旧田中家住宅庭門	射水市
国	旧伏木港右岸三号岸壁水平引込式クレーン	射水市
国	富山県立魚津高等学校講堂	魚津市
国	東山円筒分水槽	魚津市
国	城戸家住宅主屋	滑川市
国	廣野家住宅主屋	滑川市
国	廣野医院	滑川市
国	小沢家住宅店蔵	滑川市
国	旧宮崎酒造店舗兼主屋	滑川市
国	旧宮崎酒造酒蔵	滑川市
国	旧宮崎酒造麴蔵	滑川市
国	旧宮崎酒造衣装蔵	滑川市
国	田中小学校旧本館	滑川市
国	有隣庵（旧土肥家住宅）主屋	滑川市
国	菅田家住宅主屋	滑川市
国	菅田家住宅衣装蔵	滑川市
国	養照寺本堂	滑川市
国	滑川館本館	滑川市
国	滑川館道具蔵	滑川市
国	櫛原神社本殿	滑川市

国	櫛原神社拝殿	滑川市
国	櫛原神社一の鳥居	滑川市
国	櫛原神社二の鳥居	滑川市
国	小牧ダム	砺波市
国	庄川合口堰堤	砺波市
国	芳里家住宅主屋	砺波市
国	芳里家住宅土蔵	砺波市
国	芳里家住宅長屋門	砺波市
国	旧宮島村役場	小矢部市
国	旧大谷家住宅主屋	小矢部市
国	旧大谷家住宅納屋	小矢部市
国	旧大谷家住宅風呂場	小矢部市
国	旧大谷家住宅灰小屋	小矢部市
国	旧大谷家住宅作業納屋	小矢部市
国	旧大谷家住宅表門	小矢部市
国	旧大谷家住宅塀	小矢部市
国	井波町物産展示館（旧井波駅舎）	南砺市
国	城端織物組合事務棟	南砺市
国	富田家住宅	南砺市
国	齋賀家住宅主屋	南砺市
国	齋賀家住宅土蔵	南砺市
国	松風樓東棟	南砺市
国	松風樓西棟	南砺市
国	松風樓一の蔵	南砺市
国	松風樓二の蔵	南砺市
国	じょうはな庵（旧中谷家住宅）主屋	南砺市
国	じょうはな庵（旧中谷家住宅）土蔵	南砺市
国	旧大鋸屋小学校体育館	南砺市
国	荒町庵（旧米田楼）	南砺市
国	白山宮鞘堂	南砺市
国	吉江地区招魂社（旧吉江小学校奉安殿）	南砺市
国	桂湯	南砺市
国	富田家住宅味噌倉	南砺市
国	富田家住宅南土蔵	南砺市
国	富田家住宅北土蔵	南砺市
国	富田家住宅長屋門	南砺市
国	赤祖父円筒分水槽	南砺市
国	入善町下山芸術の森アートスペース（旧下山発電所）	入善町
国	越中地域考古資料〔早川荘作蒐集品〕	富山市

登録記念物 2件 （国登録2件）

	名 称	所在地
国	魚津浦の蜃気楼（御旅屋跡）	魚津市
国	立山砂防工事専用軌道	立山町

登録有形民俗文化財 2件 （国登録2件）

	名 称	所在地
国	高岡鋳物の製作用具及び製品	高岡市
国	氷見及び周辺地域の漁撈用具	氷見市

【参考資料4】富山県が実施した文化財調査報告書一覧

	調査名	年度	調査報告書	主な成果
1	五箇山総合調査	S31-32	『五箇山総合調査報告書』(S33)	岩瀬家住宅の合掌造りの重要文化財指定など
2	越中五箇山民俗資料緊急調査	S45	『越中五箇山三村の民俗』(S46)	合掌造り集落の史跡指定など
3	立山の雷鳥	S40-44	『立山の雷鳥』(S47)	
4	漁村地域民俗資料調査	S46-47		
5	富山県古楽民謡採録・採譜	S46-49	『富山県の民謡』(S54)	
6	富山県内曳山調査	S46-50	『富山県の曳山』(S51)	高岡御車山の重要無形文化財指定など
7	民俗文化財緊急調査	S49-51	『富山県民俗分布図』(S52)	
8	富山県内獅子舞緊急調査	S50-53	『富山県の獅子舞』(S54)	
9	富山県民家緊急調査	S52-53	『富山県の民家』(S55)	旧浮田家住宅の重要文化財指定など
10	富山県歴史の道緊急調査事業	S53-55	『富山県歴史の道調査報告書』5冊(S54-56)	
11	近世社寺建築緊急調査	S53-55	『富山県の近世社寺建築』(S56)	瑞龍寺の重要文化財指定など
12	富山県方言収集緊急調査	S56-58		
13	富山県民謡緊急調査	S58-59	『富山県民謡緊急調査報告書』(S60)	
14	特別天然記念物カモシカ調査	S58-現在	『白山カモシカ保護地域特別調査報告書』(S62) 『北アルプスカモシカ保護地域特別調査報告書』(H3) 『白山カモシカ保護地域特別調査報告書』(H5) 『北アルプスカモシカ保護地域特別調査報告書』(H10) 『白山カモシカ保護地域特別調査報告書』(H12) 『北アルプスカモシカ保護地域特別調査報告書』(H18) 『白山カモシカ保護地域特別調査報告書』(H20) 『北アルプスカモシカ保護地域特別調査報告書』(H26) 『白山カモシカ保護地域特別調査報告書』(H28)	
15	諸職関係民俗文化財調査	S62-63	『富山県の諸職』(H1)	
16	富山県有形民俗文化財関係資料保存調査	H1-3	『富山県の民具』(H4)	
17	富山県民俗芸能緊急調査	H2-3	『富山県の民俗芸能』(H4)	小川寺の獅子舞県無形民俗文化財指定など
18	富山県近代和風建築総合調査	H4-5	『富山県の近代和風建築』(H6)	旧森家住宅の重要文化財指定など
19	富山県近代化遺産総合調査	H6-7	『富山県の近代化遺産』(H8)	中島開門の重要文化財指定など
20	富山県地質鉱物緊急調査	H6-7	『富山県の地質鉱物』(H8)	跡津川断層、新湯の玉滴石産地の国天然記念物指定
21	富山県恐竜足跡化石調査	H8	『富山県恐竜足跡化石調査報告書』(H9) 『富山県恐竜足跡化石調査報告書(増補版)』(H12) 『富山県恐竜化石試掘調査報告書』(H14)	
22	富山県祭り・行事調査	H11-13	『富山県の祭り・行事』(H14)	城端神明宮祭の曳山行事の重要無形民俗文化財指定
23	富山県伝統的建築技術調査	H12-14	『富山の土蔵』(H15)	
24	富山県中世城館遺跡総合調査	H12-17	『富山県中世城館遺跡総合調査報告書』(H17)	増山城跡の国史跡指定
25	とやま文化財百選	H17-24	『とやまの土蔵』(H17) 『とやまの獅子舞』(H18) 『とやまの祭り』(H19) 『とやまの年中行事』(H20) 『とやまのお城』(H21) 『とやまの歴史的まちなみ』(H23) 『とやまの名勝』(H24)	
26	富山県名勝調査	H23-24	『富山県名勝調査報告書』(H25)	おくのほそ道の風景地-有磯海-の国名勝指定
27	立山・黒部山岳遺跡調査	H22-27	『立山・黒部山岳遺跡調査報告書』(H27)	

【参考資料5】富山県文化財保存活用大綱の策定経過

年	日 程	事 項	内 容
令和元年	11月14日	富山県文化財保護審議会	・策定の趣旨説明、諮問
	11月19日	第1回富山県文化財保存活用大綱検討委員会	・検討委員会設置 ・策定の趣旨説明 ・骨子案提示
令和2年	2月17日	文化庁打合せ	・骨子案等
	2月25日	第2回富山県文化財保存活用大綱検討委員会	・骨子案の修正 ・素案の提示
	3～4月	文化財所有者アンケートの実施	
	6月3日	市町村との意見交換	
	7月15日	第3回富山県文化財保存活用大綱検討委員会	・素案の修正案の報告
	9月1日	第1回富山県文化財保護審議会	・中間案の報告 ・意見聴取
	9月9日	文化庁打合せ	・指導に沿って中間案の修正
	9月9日～18日	庁内関係課意見照会	・必要に応じて中間案の修正
	9月17日～30日	市町村意見照会	・同上
	10月21日 ～11月11日	パブリックコメントの実施	
	10月28日	第4回富山県文化財保存活用大綱検討委員会	・最終案への意見集約
	11月18日	第2回富山県文化財保護審議会	・最終案の諮問・答申
令和3年	1月28日	教育委員会での付議、議決	

【参考資料6】富山県文化財保存活用大綱検討委員会委員名簿

(◎：委員長 ○：副委員長)

氏名	役職
◎上野 幸夫	職藝学院 教授・名匠情報センター所長 富山県文化審議会 委員
大西 ゆかり	富山県PTA連合会 副会長 富山県教育委員会 委員
○神川 康子	富山大学ダイバーシティ推進センター長 富山大学 名誉教授 富山県文化審議会 委員
島添 貴美子	富山大学芸術文化学部 准教授 富山県文化財保護審議会 委員
西邨 智子	富山県通訳案内士協会 副代表 富山県文化財保護審議会 委員
野上 克裕	富山県民謡民舞連盟 会長 下村加茂神社神事伝承会 会長
牧野 裕亮	富山県総合政策局地域振興・中山間対策室 地域振興課長 (令和2年3月31日まで)
初田 正樹	富山県総合政策局地方創生・中山間対策室 地方創生・地域振興課長 (令和2年4月1日から)
松島 吉信	富山県総合政策局企画調整室 参事・課長 (世界遺産・ふるさと教育・越中万葉等担当)

【参考資料7】富山県文化財保存活用大綱検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 文化財保護法第183条の2の規定により、本県における文化財の計画的な保存・活用の方向性を明確にする「大綱」を策定するにあたり、総合的な見地からの意見を反映させるため、「富山県文化財保存活用大綱検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 大綱の内容の検討に関すること。
- (2) その他委員会の設置目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員8名以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験者、文化財保存団体の代表者、教育・観光分野の関係者、行政関係者のうちから、教育長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、会議を進行する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、教育長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長が必要と認めた場合は、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、令和3年3月31日までとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、富山県教育委員会生涯学習・文化財室に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月19日から施行する。

富山県文化財保存活用大綱

発 行 富山県教育委員会（令和3年3月）

編 集 富山県教育委員会生涯学習・文化財室
〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7
電話：076-444-3456
FAX：076-444-4434

印 刷 前田印刷株式会社 富山支店
富山市藤木 2104-4



Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

令和2年度文化庁文化芸術振興費補助金
(地域文化財総合活用推進事業)

